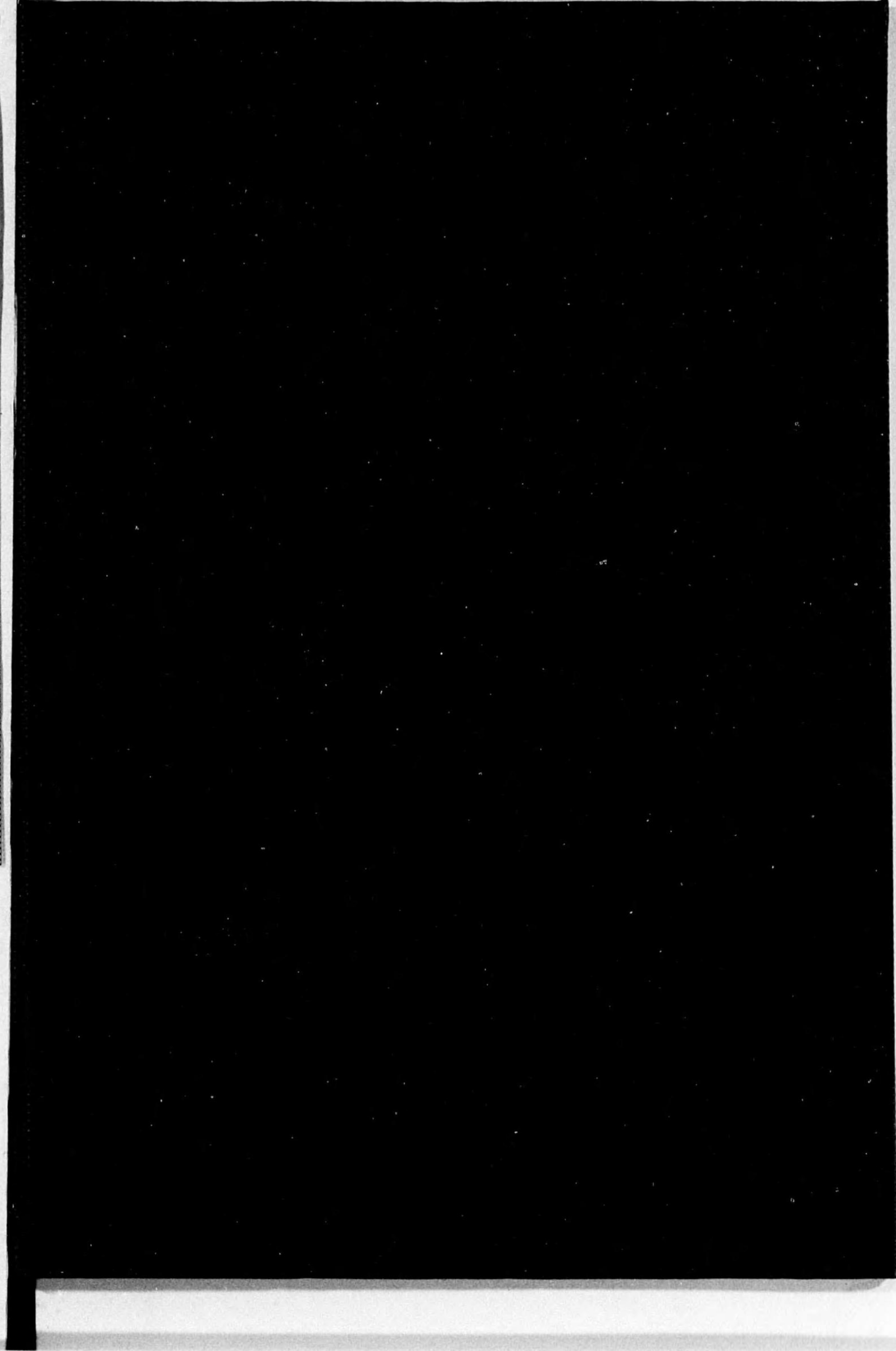
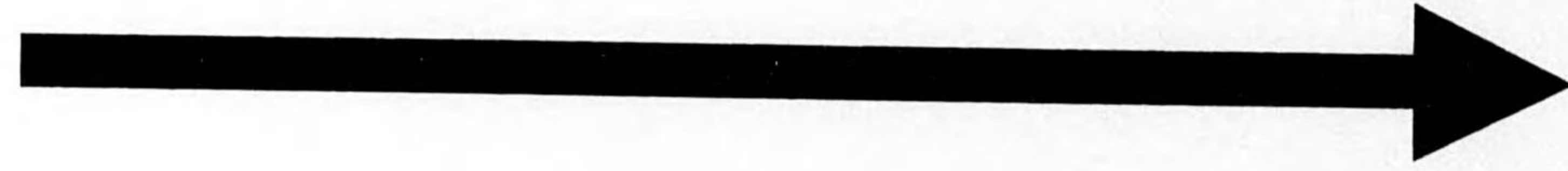


始



工本6R-68

日本社會衛生年鑑

昭和二年版



勞働科學研究所
倉敷

146.1
116



日本社會衛生年鑑

昭和二年版

分擔執筆者

- 醫學博士石川知福(生理學) 文學士桐原葆見(心理學)
- 醫學士松島周藏(營養學) 文學士上野義雄(心理學)
- 醫學博士八木高次(衛生學) 法學士宮田又兵衛(法律學)
- 醫學士田邊秀穗(治療醫學) 醫學士小西與一(治療醫學)
- 醫學士大西清治(產業衛生) 醫學博士暉峻義等(社會衛生學)
- 岩崎辻男(衛生學)

編輯主幹 暉 峻 義 等

所寄贈本



勞働科學研究所
倉 敷

例 言

- 1、本年鑑編輯に關しては各官省、各種公私立研究調査機關から重要な資料の供給を仰いだ、こゝに謹んで感謝の意を表する。
- 2、單行本の著者又は發行書店から本年鑑の資料として書籍の寄贈を受けた、これについては著者並に發行書店に對して深厚なる謝意を表する。
- 3、第五章社會衛生に關する諸文献の著者名の頭に黒印(●)を附したるものは、第四章にその内容を抄録したものである。故に讀者は先づ第五章の各項について大正15年に表はれたる文献を發見し、更に黒印(●)のあるものについては第四章を参考せられたい。
- 4、各章の分類は前年版と大差はない。ただ第四章及び第五章に於て多少の變化を見た。これは編者の意志と云ふよりも、むしろ文献の集積が然かあらしめたと云ふ方が適當であらう。即ち第四章及第五章の第4節に於て(5)勞働者教育、第6節に於て(7)氣候風土、第七節に於て(3)異常兒童、第八節に於て(2)都市及村落の衛生、第十一節に於て(6)社會學が新たに附加せられた。又第五節營養に於てはその分類を一變した。
- 5、本年鑑の編輯に關しては資料の蒐集整理について加藤、荒尾兩女史に負ふところ多きを附記する。

大正十五年八月卅一日

編輯主幹

日本社會衛生年鑑

(昭和二年版) 目次

第一章 緒言	1
第二章 公布されたる重なる法令	7
第三章 社會衛生に関する諸種の會議 及會合	77
第一節 國際的會議	77
第二節 國內的會議	93
第四章 社會衛生學に関する諸文献の 抄録	115
第一節 社會衛生學の方法及歴史	115
(1) 同上一般	115
(2) 醫事法制	116
(3) 統計の方法	118
(4) 醫學史	119
第二節 人口統計及死亡率	122
(1) 同上一般	122
(2) 人口統計	124
(3) 死亡率	141
(4) 人口問題	143
第三節 罹病率、疾病の豫防及救療	147
(1) 同上一般	147

(2) 傳染病	149
(3) 性病	156
(4) アルコール問題	159
(5) 神経及精神病	159
(6) 結核病	161
(7) 脚 氣	167
(8) 寄生蟲病	171
(9) 癩	180
(10) 癌	186
(11) 助産及婦人病	187
(12) 眼病、耳病、鼻病、盲啞	190
(13) 齒科的疾患	192
(14) 疾病の雜	192
(15) 藥劑藥店	194
(16) 看護學	194
(17) 病 院	195
(18) 犯罪及自殺	196
第四節 産業及労働の衛生	205
(1) 同上一般	205
(2) 労働の生理學及心理學(生理學、心理學、適性考査並工場管理法)	209
(3) 社會統計及労働統計	229
(4) 生計費問題	246
(5) 労働者保護及工場監督	252
(6) 労働者教育	257

(7) 労働に關する法制	258
(8) 婦人及少年の労働	262
(9) 産業衛生及職業的疾患	264
(10) 社會保險及労働保險	271
(11) 母性保護(一般婦人問題を含む)	286
(12) 社會事業及救貧事業	289
第五節 榮 養	302
(1) 榮養學一般	302
(2) 食 品	307
(3) 食糧問題	312
第六節 衣服及住居の衛生	325
(1) 氣候風土	325
(2) 衣服衛生	327
(3) 住居の衛生	327
(4) 住宅問題	330
第七節 兒童及青年の衛生	333
(1) 同上一般	333
(2) 兒童の疾病	336
(3) 異常兒童	340
(4) 兒童保護	344
(5) 學校衛生	347
(6) 體 育	354
第八節 公衆衛生一般	356
(1) 公衆衛生一般	356

(2) 都市及村落の衛生 361

(3) 社會及國家の衛生状態 366

第九節 體格體質遺傳及性の衛生 368

(1) 同上一般 368

(2) 生體測定學及發育 369

(3) 遺傳及優生學 372

(4) 體質病理 373

(5) 人類學 373

(6) 性の衛生 378

第十節 自然科學上に於ける参考文献 380

(1) 自然科學一般 380

(2) 遺傳學及性の決定 383

(3) 生理學一般 384

(4) 衛生學一般 388

第十一節 文化科學上に於ける参考文献 389

(1) 文化科學一般 389

(2) 史 學 391

(3) 心理學一般(實驗心理學を含む) 393

(4) 經濟學 399

(5) 法律學 406

(6) 社會學 408

第十二節 震災に関する文献 413

(1) 醫學的文献 413

(2) 醫學以外の文献 414

第五章 社會衛生學に関する諸文献 . . . 417

第一節 社會衛生學の方法及歴史 417

(1) 同上一般 417

(2) 醫事法制 417

(3) 統計の方法 418

(4) 醫學史 419

第二節 人口統計及死亡率 420

(1) 同上一般 420

(2) 人口統計 420

(3) 死亡率 421

(4) 人口問題 422

第三節 罹病率疾病の豫防及救療 423

(1) 同上一般 423

(2) 傳染病 424

(3) 性病 427

(4) アルコール問題 428

(5) 神經及精神病 430

(6) 結核病 431

(7) 脚 氣 434

(8) 寄生蟲病 436

(9) 癩 439

(10) 癌 440

(11) 助産及婦人病 440

(12) 眼病、耳病、鼻病、盲啞 441

(13) 齒科的疾患	442
(14) 疾病の雜	443
(15) 藥劑藥店	444
(16) 看護學	444
(17) 病 院	445
(18) 犯罪及自殺	445
第四節 産業及勞働の衛生	446
(1) 同上一般	446
(2) 勞働の生理學及心理學(生理學、心理學、適性考査並に工場管理法)	447
(3) 社會統計及勞働統計	451
(4) 生計費問題	453
(5) 勞働者保護及工場監督	454
(6) 勞働者教育	455
(7) 勞働に關する法制	456
(8) 婦人及幼年の勞働	457
(9) 産業衛生及職業的疾患	458
(10) 社會保險及勞働保險	461
(11) 母性保護一般婦人問題を含む	464
(12) 社會事業及救貧事業	465
第五節 榮 養	468
(1) 榮養學一般	468
(2) 食 品	471
(3) 食糧問題	472
第六節 衣服及住居の衛生	474

(1) 氣候風土	474
(2) 衣服の衛生	475
(3) 住居の衛生	475
(4) 住宅問題	476
第七節 兒童及青年の衛生	476
(1) 同上一般	476
(2) 兒童の疾病	478
(3) 異常兒童	480
(4) 兒童保護	480
(5) 學校衛生	482
(6) 體 育	484
第八節 公衆衛生	486
(1) 公衆衛生一般	486
(2) 都市及村落の衛生	487
(3) 社會及國家の衛生狀態	488
第九節 體格、體質、遺傳及性の衛生	489
(1) 同上一般	489
(2) 生體測定學及發育	489
(3) 遺傳及優生學	490
(4) 體質病理	491
(5) 人 類 學	491
(6) 性の衛生	493
第十節 自然科學上に於ける参考文献	494
(1) 自然科學一般	494
(2) 遺傳學及性の決定	495

(3) 生理學一般	495
(4) 衛生學一般	499
第十一節 文化科學上に於ける参考文献	500
(1) 文化科學一般	500
(2) 史 學	501
(3) 心理學一般 實驗心理學を含む)	501
(4) 經濟學	503
(5) 法律學	505
(6) 社會學	506
第十二節 震災に関する文献	507
(1) 醫學的文献	507
(5) 醫學以外の文献	508



第一章 緒 言

大正15年度(昭和元年)に於て特記せらるべきは、改正工場法と健康保険法との実施である。

即ち政府は大正11年に公布した健康保険法の一部を愈々大正15年7月1日より施行し、全國に50ヶ所の健康保険署を設置し、昭和2年1月1日より健康保険法による療養の給付を實行するための一切の準備を整へた。政府はこの準備行爲の最も主要點たる療養の給付をいかなる形式に於て爲すか云ふことに關し、各方面の意見、ことに日本醫師會の意見をきき、それと屢々交渉を重ねるころがあつた。日本醫師會は大正15年10月22日政府の提示したる療養給付の契約書案並に覺書案を討議するために第四回總會を開會したが、この會議に於ては原案は無修正にて成立し政府の提議を承認することに決定した。11月4日政府と日本醫師會との間に契約は成立したのである。此契約に於て政府は醫師會の希望を容れて所謂「團體自由選擇主義」を以て被保險者の醫療組織を確立したのである。而して全被保險者の醫療は全々一個の法人たる日本醫師會の手にゆだねらるゝことになつたのであるが、かかる健康保険制の下に於ける醫療組織は未だ見ざるころであつてわが國民の健康問題の將來に關しては勿論、醫業の將來に就いても頗る注目すべ一大變化である。又日本醫師會の引請くる醫療の報酬は人頭割とし被保險者一人につき年額 7圓42錢 6厘 7毛を醫師會に對して支拂ふこととなつたのである。

(政府の療養費の豫算は被保險者一人當り 8圓65錢被保險者 150萬人に對して總額1300萬圓餘である。この8圓65錢から齒科醫師の報酬、看護、移送費及療養の給付に代る療養費を合算したる金額一人當り 1圓22錢 3厘 3毛を控除したのが醫師會に支拂ふ報酬なる) この二つの事項は今後の一般社會、被保險者及び醫師の間に種々の問題を提起し、而して無産多數者の健康、引いては國民の健康保持の問題に醫師の經濟的社會的地位の問題は相當重大なる社會問題として現はれて來るであらう。吾々はこの劃世的なる健康保險法の實施に伴ふて起りたる醫療組織の變革を單に 1部國民に醫師の問題を考へることは出來ない。必ずや醫業の業態に醫師と患者との關係の上に吾々の注意を向け、それらの將來の變移に注意を怠つてはならない。健康保險法の實施それ自身にしても、必ず種々の問題が提起されるに相違ないのであるが吾々はその成果についてこれを性急に批判してはならない。又一部論者の利己的なる主張や意見によつて輕々にこれが改廢を行ふことは大いに考慮を要するの事項である。

健康保險法の圓滑なる實施の如きは、先づ第一に「自己の健康は、先づ自己の能ふ限りの力を以てこれを大切にし、これを維持することを義務としなければならぬ」と云ふことが全國民の間に徹底的に理解されねばならないと筆者は考へてゐる。そしてこれは健康に關する教育の普及及びこれによる國民の自覺の如何にかゝる問題である。

第二に政府は大正15年 7月 1日から愈改正工場法を實施した。この改正工場法に於ては、(1) 従來の15人以上の職工を使用するものに工場法を適用したるを改め、10人以上の職工を使用する工場に及ぼすことに改め、(2) 適用除外工場の範

圍を縮少し、新たに、(イ)菓子、あめ、又はパンの製造、清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油又は味噌の製造、(ロ)被服足袋その他綿布の裁縫中手工によらざるもの」にまで適用を擴張し、(3)危険有害工場の種類を従來の20事業に更に40事業種を追加し(4)幼年者の就業禁止を使用者の家族のみを使用する事業を除く廣く一切の工業に及ぼした。以上の適用範圍の擴張によつて新たに工場法の適用を受くる工場数は 2萬職工數約15萬を増加した、改正工場法の第二の要點は保護職工の範圍の擴張である。即ち性及び年齢の點に於ては女子及び16歳未満のものとし更に保護職工の就業時間を 1時間短縮して11時間(休憩時間 1時間を含む)とし、機械生糸製造、輸出絹織物業及び紡績の三業務について深夜業を行はざる場合には大正20年 8月末まで 1時間延長して12時間までの就業を認めた(休憩時間 1時間を含む)(3)又保護職工に對する深夜業禁止の猶豫期間が大正20年 8月31日迄であつたのを本改正法施行後 3年の猶豫に止めた。而して深夜業の範圍を午後 10時より午前 5時迄に改正した(舊法は午前 4時迄)(4)幼年者の最低年齢を14歳を以て工業労働者の最低年齢とし、12歳以上にして尋常小學校を終了したるもの及び既に終業しつゝある12歳以上の者には例外を認めた。この結果本法施行と同時に就業を禁止せられたる少年者は約 500人であつた。

次に本改正法の第三の要點は扶助事項に關してである。第四は就業規則の制定第五は母性保護である。この母性保護に關しては改正工場法は原則として産後 6週間就業を禁止し醫師の認めたる時は 4週間後は就業せしめ得ることとなつた。又新たに産前の女子について産前 4週間の就業を禁止した。(但し當事者の申出に基く)又生兒哺育中の女子に對しては1日2回各30分の哺育時間を與へることとした(但し本人の申出に基く)等は本改正法の主要點である。

政府は先きに労働者募集取締令を出し、今又改正工場法を實施したのであるが、かくて積年の産業界の餘弊は漸次に改められつゝある。

これらの法令の實施はみなわが社會にまつて誠に意義ある結果をもたらすべきものである。

人口問題はわが社會に於て漸次眞摯に討究せられることになつた。今や學究的問題からして、社會政策の實際問題として論ぜられることになつた。海外移住、農業政策、商工奨励などに關する論議は各方面から提起せられた。この間に産兒調節の思想とその實行方法の傳播も亦、廣く行渡らうとしてゐるが如くである。

社會衛生方面に於てもその運動と活動は漸く實際的な色彩を加へて來た、内務省の地方衛生技術官會議に於て「腸チフス豫防に關し」或は「乳兒死亡原因に關し」で實際的特別研究報告を技術官に要求せるが如き、又社會醫學會が腸チフス豫防に關し特に學會を開催して討論せるが如き、又學界の各方面の識者によつて日本傳染病學會が組織せられたるが如き、みな相當に貴重なる實績を示し、社會の期待を受けつゝある。又東京、大阪、愛知等大都市を抱擁せる諸府縣に於ては、乳兒死亡遞減に關する方策が識者の注意を集め、その資料も逐年集積せられ、乳兒保護、妊産婦保護に關する社會的施設は大いにその力を社會にのぼさうしてゐる。

社會統計、勞働統計、その他吾々が社會問題を考察するに際して缺く可からざる諸種の資料は、漸く各方面から提出せらるゝ時代になつて來た。たゞおしむらくはこれらの資料の多くが未だ廣く識者の利用さ、注意をひくに至らないことで

ある。がしかし、他方これらの資料文献の整理も亦二三の方面に於て企てられつゝあり、又それらの統計的調査の統一に關する考慮も各方面から努力せられつゝあるやうであるから、わが社會科學或は社會問題に對する諸種の方策が、これらの實際的な且つ確實なる資料の上に立ち、より適切に研究せられ實施せられるに至るであらうことは慶賀すべきことである。これに關しては筆者は讀者諸君が本年鑑中、人口統計及死亡率(第4章第2節)社會統計及勞働統計(第4章第4節第3項)生計費問題(第4章第4節第4項)等の各項を参考せられんことを望む。

從來研究室の中に作業すること多かりし醫學は、最近3、4ケ年に於て漸次街頭に出で來つた。ことに大正15年度に於ては、重要なる社會的法令の實施期に際會して、醫家の側よりする社會的問題の検討は俄然として盛大を至した。又多くの醫學的努力が漸次豫防醫學の方面に於てなされるゝことになつて來た。この二つの事項は本年鑑の編者等の等しく感ずるところであつて、しかあるべき必然の過程ではあるが、わが衛生的文化の普及とその向上のためには誠に悦ばしき現象である。

第二章 公布されたる重なる法令

大正十五年
昭和元年 度

(ゴチツク目次は次に法令を載するもの)

内地産獸毛消毒規則中改正	省令三號(内)	一月十八日
台灣傳染病豫防令及台灣ペスト病毒汚染物處分規則廢止	律令(臺)三號	一月二十二日
朝鮮ヲ發シ又ハ通過シタル牛ノ移入停止ニ關スル件中改正	省令三號(農)	三月十七日
朝鮮ヨリノ移入牛檢疫留留期間中改正	省令四號(農)	三月十七日
齒科醫師法中改正法律施行期日	勅令一二號	三月十八日
齒科醫師法第一條第三號ノ資格ニ關スル件	勅令一三號	三月十八日
齒科醫師會令	勅令一四號	三月十八日
藥劑師法施行期日	勅令一五號	三月十八日
藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ關スル件	勅令一六號	三月十八日
藥劑師會令	勅令一七號	三月十八日
簡易生命保險法中改正	法律四號	三月二十五日
生活必需品ニ關スル暴利取締廢止	法律五號	三月二十五日
酒造税法中改正	法律一四號	三月二十七日
酒精及酒精含有飲料税法中改正	法律一五號	三月二十七日
清涼飲料税法	法律一六號	三月二十七日
麥酒税法中改正	法律一七號	三月二十七日
醬油稅則廢止	法律一八號	三月二十七日
賣藥税法廢止	法律一九號	三月二十七日
織物消費税法中改正	法律二二號	三月二十七日
健康保險特別會計法	法律二六號	三月二十九日
健康保險法中改正	法律三四號	三月二十九日
郵便年金法	法律三九號	三月三十日
酒造税法施行規則中改正	勅令三二號	三月三十一日
清涼飲料税法施行規則	勅令三三號	三月三十一日
醬油稅施行規則廢止	勅令三四號	三月三十一日
賣藥税法施行規則廢止	勅令三五號	三月三十一日
織物消費税法施行規則中改正	勅令三八號	三月三十一日

自家用醬油稅法廢止	法律 五〇 號 四月 一 日
癩癯養所職員制中改正	勅令 四二 號 四月 一 日
獸醫師法	法律 五三 號 四月 七 月
勞働爭議調停法	法律 五七 號 四月 九 日
小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件中改正	勅令 六五 號 四月 十五 日
簡易生命保險法中改正法律施行期日	勅令 六七 號 四月 十五 日
簡易生命保險令中改正	勅令 六八 號 四月 十五 日
青年訓練所令	勅令 七〇 號 四月 二十 日
青年訓練所ニ於ケル教練査閱ニ關スル件	勅令 七八 號 四月 二十四 日
酒精ノ變性ヲ命ズル場合混和スヘキ物品ノ種類及數量等	省令(大)二二號 五月 五 日
工業勞働者最低年齡法及大正十二年法律第三十三號工場法中改正法律施行期日	勅令一五二號 六月 七 日
工場法施行令中改正	勅令一五三號 六月 七 日
工場法施行規則中改正	省令(内)一三號 六月 七 日
工業勞働者最低年齡法施行規則	省令(内)一四號 六月 七 日
市街地建築物法適用區域ノ件中改正	勅令一五四號 六月 九 日
市街地建築物法施行令ノ規定ニ依リ指定	省令(内)一五號 六月 十 日
礦夫勞役扶助規則中改正	省令(内)一七號 六月 廿四 日
勞働爭議調停法施行令	勅令一九六號 六月 二十四 日
勞働爭議調停法施行期日	勅令一九七號 六月 二十四 日
礦業法中改正法律施行期日	勅令一九九號 六月 二十四 日
健康保險法施行令	勅令二四三號 六月 三十 日
人口動態調査令中改正	勅令二四五號 七月 一 日
人口動態調査令施行細則中改正	閣令 四 號 七月 一 日
健康保險法施行規則	省令(内)三六號 七月 一 日
勞働爭議調停法第一條第六號ノ事業ヲ定ムルノ件	勅令二五三號 七月 十 日
米穀法第二條ヲ臺灣ニ施行スルノ件	勅令二五九號 七月 十五 日
健康保險署官制	勅令二七二號 八月 七 日
郵便年金法及郵便年金特別會計法施行期日	勅令二八〇號 八月 十 日
郵便年金令	勅令二八一號 八月 十 日
健康保險ノ被保險者タラサル臨時使用人ノ件	省令(内)四七號 十月 十九 日
健康保險組合臺帳閱覽ノ件	省令(内)四九號 十月 十九 日
活動寫眞「フィルム」檢閱規則中改正	省令(内)五五號 十二月 廿日
政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者カ療養ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ベキ醫師及齒科醫師及藥劑師ニ關スル件	內務省令一號 十二月 廿八 日
行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件中改正	省令(内)三號 十二月 廿九 日

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ノ増額ニ關スル件	勅令 五 號 十二月 廿九 日
海軍共濟組合規則改正	省令(海)一號 十二月 三十 日
製鐵所共濟組合規則中改正	省令(商)一號 十二月 三十 日
造幣局共濟組合規則中改正	省令(大)五號 十二月 三十 日

法 令 抄

齒科醫師法第一條第三號ノ資格ニ關スル件 (勅令第十三號)

第一條 齒科醫師法第一條第三號ノ資格ニ依リ齒科醫師ノ免許ヲ受ケルコトヲ得ル者下ノ如シ

- 一 內務大臣ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其ノ國ニ於テ齒科醫師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ內務大臣ニ於テ適當ト認定シタル資格ヲ有スル者
- 二 外國ノ齒科醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ受ケタル帝國臣民ニシテ內務大臣ニ於テ適當ト認定シタル者

第二條 前條第一條ノ規定ニ依リ指定ヲ爲スハ帝國ノ齒科醫師ニ對シ試驗ヲ要セス齒科醫師ノ免許ヲ爲ス國タルコトヲ要ス

附 則

本令ハ大正十四年法律第四十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百四十五號ハ之ヲ廢止ス

【參照】

明治三十九年五月二日法律第四十八號齒科醫師法抄録

第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ下ノ資格ヲ有シ內務大臣ノ免許ヲ受ケルコトヲ要ス

- 三 外國齒科醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

明治三十九年九月十二日勅令第二百四十五號ハ齒科醫師法第一條第三號ニ依リ免許ヲ與フル者ニ關スル件ナリ

齒科醫師會令 (勅令第十四號)

第一條 本令ニ於テ齒科醫師會ト稱スルハ道府縣齒科醫師會、日本齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ設立シタル齒科醫師會ニ非サレハ郡、市、道、府、縣又ハ日本ノ文字ヲ冠スル齒科醫師會ノ名稱又ハ之ニ類スル名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第三條 齒科醫師法第九條第二項及第十一條ノ規定ニ依リ道府縣齒科醫師會ノ會員タルヘキ者ハ道府縣齒科醫師會ヲ設立スヘシ

第四條 土地ノ狀況ニ依リ郡市齒科醫師會ノ區域ハ郡市ノ區域ニ依ラサル事ヲ得

第五條 道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ノ設立ハ會員ト爲ルヘキ者五人以上設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ヘシ

設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ニ於テハ道府縣齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ノ會員ト爲ルヘキ者半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ設立總會ニ出席スルコト能ハサル者ハ豫メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ設立總會ニ出席シタル者ト看做ス

第六條 日本齒科醫師會ノ設立ハ五以上ノ道府縣齒科醫師會ノ會長設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ道府縣齒科醫師會三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ設立總會ヲ開キ其ノ議決ヲ經ヘシ

設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ニ於テハ道府縣齒科醫師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル委員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

前條第三項但書ノ規定ハ前項ノ會議及議決ニ之ヲ準用ス

第三項ノ委員ノ數ハ會員總數二百人以内ノ道府縣齒科醫師會ニ在リテハ一人、二百人ヲ超エ五百人以内ノモノニ在リテハ二人トシ五百人ヲ超ユルモノニ在リテハ五百人又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ一人ヲ加フ

第七條 齒科醫師會ノ設立總會ニ於テ齒科醫師會設立ノ議決ヲ爲シタルトキハ設立委員ハ會則案ヲ添ヘ速ニ其ノ認可ヲ主務官廳ニ申請スヘシ

主務官廳前項ノ規定ニ依リ郡市齒科醫師會ノ設立ヲ認可スル場合ニ於テハ豫メ道府縣齒科醫師會ノ意見ヲ徵スヘシ

齒科醫師會ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第九條ノ規定ニ依リ會則ノ設定アリタル時成立スルモノトス

第八條 齒科醫師會成立シタルトキハ主務官廳ハ齒科醫師會ノ名稱、區域、事務所ノ所在地及成立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第九條 地方長官ハ道府縣齒科醫師會設立ノ義務ノ生シタル時ヨリ六月以内ニ第五條ノ規定ニ依リ道府縣齒科醫師會設立ノ議決ヲキキハ道府縣齒科醫師會ノ會員ト爲ルヘキ者ニ設立委員ヲ命ジ、會則ノ設定ヲ爲シ其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 齒科醫師會ノ會則ニハ下ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 名稱及區域
- 二 事務所ノ所在地

三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定

四 日本齒科醫師會ニ在リテハ議員、豫備議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定

五 代議員ヲ設クル道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ニ在リテハ代議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定

六 總會其ノ他會議ニ關スル規定

七 經費ノ分賦徴收ニ關スル規定

八 財産及營造物ノ管理及處分ニ關スル規定

九 庶務及會計ニ關スル規定

第十一條 齒科醫師會ノ會則ニ變更ハ總會ノ議決ニ依リ、主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ノ總會ハ其ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ會則ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ選舉シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織スルコトヲ得

第十三條 日本齒科醫師會ノ總會ハ道府縣齒科醫師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル日本齒科醫師會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ議員故障アルトキハ道府縣齒科醫師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル日本齒科醫師會豫備議員日本齒科醫師會會則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ハ第六條第五項ノ委員ノ數ノ例ニ依ル但シ日本齒科醫師會會則ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十四條 齒科醫師會ノ總會ニ於テ下ニ掲クル事項ヲ議決スル場合ニ於テハ其ノ會員、代議員又ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一 會則變更ノ議決

二 第二十一條又ハ第二十二條第一項ノ議決

三 第二十七條第三項ノ議決

四 第三十條ノ議決

第五條第三項但書ノ規定ハ前項ノ會議及議決ニ之ヲ準用ス

第十五條 齒科醫師會ニハ左ノ役員ヲ置クヘシ

會長 一人

副會長 一人又ハ二人

前項ノ外會則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル役員ヲ置クコトヲ得

第十六條 道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ノ役員ハ其ノ會員中ヨリ、日本齒科醫師會ノ役員ハ道府縣齒科醫師會ノ會員中ヨリ各其ノ總會ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第一回總會ニ於テ前項ノ役員ノ選任アル迄齒科醫師會ハ會則ヲ以テ假役員ヲ定メ會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ役員ヲ選舉シタルトキハ速ニ其ノ氏名ヲ主務官廳ニ届出ツヘシ

第十七條 會長ハ會務ヲ總理シ齒科醫師會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
會長及會長ノ職務ヲ代理スル者故障アルトキハ主務官廳ハ道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ニ在リテハ其ノ會員中ヨリ、日本齒科醫師會ニ在リテハ道府縣齒科醫師會ノ會員中ヨリ假役員ヲ定メ臨時會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第十八條 齒科醫師會ニ於テ議決シ又ハ施行シ得ル事項下ノ如シ

- 一 法令又ハ會則ニ規定スル事項
- 二 齒科醫事衛生ニ關シ行政廳ヨリ諮問セラレタル事項
- 三 齒科醫事衛生ニ關シ行政廳ニ建議スル事項
- 四 齒科醫事衛生ノ研究及施設ニ關スル事項
- 五 救療ニ關スル事項

第十九條 主務官廳ハ齒科醫事衛生ニ關スル報告又ハ調査ヲ齒科醫師會ニ命スルコトヲ得

第二十條 齒科醫師會ノ經費及齒科醫師會設立ニ關スル經費ハ其ノ會員ノ負擔トス

第二十一條 道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ハ其ノ會員中齒科醫師法第二條第二號ニ該當スル者アリ又ハ同法第十條第二項ノ規定ニ依リ免許取消若ハ齒科醫業停止ノ處分ヲ必要トスル者アリト認ムルトキハ總會ノ議決ニ依リ其ノ意見ヲ地方長官ニ具申スルコトヲ得齒科醫師法第十條第三項ノ規定ニ依リ再免許ヲ與フルヲ適當トスル者アリト認ムルトキ亦同シ

第二十二條 道府縣齒科醫師會及郡市齒科醫師會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ總會ノ議決ニ依リ下ノ各號ノ一ニ掲グル懲戒ヲ行フコトヲ得但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ併セテ行フコトヲ妨ケス

- 一 譴責
- 二 五百圓以下ノ過怠金
- 三 三年以内議員、豫備議員及役員ノ選舉權及被選舉權並代議員ノ被選舉權ノ停止
代議員、議員、豫備議員又ハ役員タル者前項第三號ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ停止セラレタルトキハ解任セラレタルモノトス

第二十三條 齒科醫師會ノ會則及議決ハ其ノ會員ヲ羈束ス

第二十四條 主務官廳ハ齒科醫師會ノ議決若ハ選舉又ハ其ノ施行スル事項カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ議決若ハ選舉ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止、停止若ハ變更ヲ命スルコトヲ得

主務官廳ハ日本齒科醫師會若ハ郡市齒科醫師會ノ議決又ハ其ノ施行スル事項カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ解散ヲ命スルコトヲ得

主務官廳ハ齒科醫師會ノ役員又ハ假役員ノ行爲カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ役員又ハ假役員ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ解任セラレタル者ハ三年間齒科醫師會ノ役員ト爲ルコトヲ得ス

第二十五條 齒科醫師法第十條第二項ノ規定ニ依リ齒科醫業ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止

中齒科醫師會ノ總會ニ出席シ若ハ總會ニ於ケル表決權ヲ行ヒ又ハ齒科醫師會ノ役員タルコトヲ得ス

第二十六條 齒科醫師會ハ主務官廳ノ定ムル所ニ依リ毎年度ノ豫算、決算及會務ノ狀況ヲ主務官廳ニ届出ツヘシ

第二十七條 道府縣ノ廢置分合ニ依リ道府縣齒科醫師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲道府縣齒科醫師會存立セサル區域ヲ生シタルトキハ其ノ區域ノ道府縣齒科醫師會ノ會員タルヘキ者ハ其ノ區域ニ依リ道府縣齒科醫師會ヲ設立シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ假ニ會則ヲ定メ假役員ヲ選任シテ役員ノ選任アル迄會務ヲ處理セシムヘシ

第一項ノ規定ニ依リ設立シタル道府縣齒科醫師會ハ會則ヲ議決シ其ノ認可ヲ設立ノ時ヨリ二月以内ニ地方長官ニ申請スヘシ

第二十八條 道府縣齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲財産處分ヲ要スルトキハ關係齒科醫師會ノ協議ニ依リ財産處分方法ヲ定メ關係齒科醫師會ノ區域カ道府縣ヲ同シクスル場合ニ於テハ地方長官ニ、異ニスル場合ニ於テハ内務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ

道府縣齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲消滅シタル舊齒科醫師會ハ前項ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第一項ノ協議ヲ爲サス又ハ協議調ハサル場合ニ於ケル財産處分方法ハ關係齒科醫師會ノ區域カ道府縣ヲ同シクスル場合ニ於テハ地方長官、異ニスル場合ニ於テハ内務大臣ニ之ヲ定ム

第二十九條 齒科醫師會ハ本令ニ依リ主務官廳ノ爲シタル處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得訴願スル場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條第三項ノ規定ニ依リ解任セラレタル役員又ハ假役員其ノ解任ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第三十條 日本齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會解散セムトスルトキハ總會ノ議決ニ依リ、事由ヲ具シ主務官廳ニ認可ヲ受クヘシ但シ日本齒科醫師會ニ在リテハ道府縣齒科醫師會三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十一條 日本齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ハ解散ノ後トモ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

日本齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ會則ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ主務官廳清算人ヲ選任ス清算人關ケタルトキ亦同シ

清算人ハ日本齒科醫師會又ハ郡市齒科醫師會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財産處分ニ付テハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

主務官廳必要ト認ムルキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第三十二條 本令ニ於テ主務官廳トアルハ郡市齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ニ在リテハ地方長官、日本齒科醫師會ニ在リテハ内務大臣トス

附 則

本令ハ大正十四年法律第四十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】

明治三十九年五月二日法律第四十八號齒科醫師法抄録

第二條 下ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

二 公權停止中ノ者

第九條第二項

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察及治療ニ從事スル齒科醫師ハ其ノ診察所治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル道府縣齒科醫師會ノ會員トス

第十條第二項及第三項

齒科醫師六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ齒科醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ第二條第二號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

第十一條 下ニ掲クル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

二 停止中齒科醫業ヲ爲シタル者

藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ關スル件 (勅令第十六號)

第一條 藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ依リ藥劑師ノ免許ヲ受クルコトヲ得ル者下ノ如シ

一 内務大臣ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其ノ國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ内務大臣ニ於テ適當ト認定シタル資格ヲ有スル者

二 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル帝國臣民ニシテ内務大臣ニ於テ適當ト認定シタル者

第二條 前條第一號ノ規定ニ依リ指定ヲ爲スハ帝國ノ藥劑師ニ對シ試験ヲ要セス藥劑師ノ免許ヲ爲ス國タルコトヲ要ス

附 則

本令ハ藥劑師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】

大正十四年四月十三日法律第四十四號藥劑師法抄録

第二條 藥劑師タラムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登錄ヲ受クヘシ前項ノ免許ヲ受クルニハ下ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

三 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スルモノ

藥劑師會令 (勅令第十七號)

第一條 本令ニ於テ藥劑師會ト稱スルハ道府縣藥劑師會又ハ日本藥劑師會ヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ設立シタル藥劑師會ニ非サレハ道、府、縣又ハ日本ノ文字ヲ冠スル藥劑師會ノ名稱又ハ之ニ類スル名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第三條 藥劑師ハ道府縣藥劑師會ヲ設立スヘシ

第四條 藥局ヲ開設シ若ハ管理シ又ハ調劑ニ從事スル藥劑師ハ其ノ藥局又ハ藥劑師法附則第三項ノ規定ニ依リ調劑ノ場所ノ所在地、藥品營業又ハ賣藥營業ニ從事スル藥劑師ハ其ノ營業所ノ所在地ヲ區域トスル道府縣藥劑師會ノ會員トス

前項以外ノ藥劑師ハ其ノ住所地ヲ區域トスル道府縣藥劑師會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第五條 道府縣藥劑師會ハ日本藥劑師會ノ會員トス

第六條 道府縣藥劑師會ノ設立ハ會員ト爲ルヘキ者五人以上設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ヘシ

設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ニ於テハ道府縣藥劑師會ノ會員ト爲ルヘキ者半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多数ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ設立總會ニ出席スルコト能ハサル者ハ豫メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ設立總會ニ出席シタル者ト看做ス

第七條 日本藥劑師會ノ設立ハ五以上ノ道府縣藥劑師會ノ會長設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ道府縣藥劑師會三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ設立總會ヲ開キ其ノ議決ヲ經ヘシ

設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ニ於テハ道府縣藥劑師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル委員半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多数ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

前條第三項但書ノ規定ハ前項ノ會議及議決ニ之ヲ準用ス

第三項ノ委員ノ數ハ會員總數二百人以内ノ道府縣藥劑師會ニ在リテハ一人、二百人ヲ超エ五百人以内ノモノニ在リテハ二人トシ五百人ヲ超ルモノニ在リテハ五百人又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ一人ヲ加フ

第八條 藥劑師會ノ設立總會ニ於テ藥劑師會設立ノ議決ヲ爲シタルトキハ設立委員會ハ會則案ヲ添ヘ速ニ其ノ認可ヲ主務官廳ニ申請スヘシ
藥劑師會ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第十條ノ規定ニ依リ會則ノ設定アリタル時成立スルモノトス

第九條 藥劑師會成立シタルトキハ主務官廳ハ藥劑師會ノ名稱、區域、事務所ノ所在地及成立ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下ニ同シ)ハ道府縣藥劑師會設立ノ義務ノ生シタル時ヨリ六月以内ニ第六條ノ規定ニ依リ道府縣藥劑師會設立ノ議決ナキトキハ道府縣藥劑師會ノ會員ト爲ルヘキ者ニ設立委員ヲ命ジ、會則ノ設定ヲ爲シ其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 藥劑師會ノ會則ニハ下ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 名稱及區域
- 二 事務所ノ所在地
- 三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定
- 四 日本藥劑師會ニ在リテハ議員、豫備議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定
- 五 代議員ヲ設クル道府縣藥劑師會ニ在リテハ代議員ノ選任、解任及任期ニ關スル規定
- 六 總會其ノ他會議ニ關スル規定
- 七 經費ノ分賦徵收ニ關スル規定
- 八 財産及營造物ノ管理及處分ニ關スル規定
- 九 庶務及會計ニ關スル規定

第十二條 藥劑師會ノ會則ノ變更ハ總會ノ議決ニ依リ、主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 道府縣藥劑師會ノ總會ハ其ノ道府縣藥劑師會ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ會則ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ選舉シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織スルコトヲ得

第十四條 日本藥劑師會ノ總會ハ道府縣藥劑師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル日本藥劑師會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ議員故障アルトキハ道府縣藥劑師會カ其ノ會員中ヨリ選舉シタル日本藥劑師會豫備議員日本藥劑師會會則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ハ第七條第五項ノ委員ノ數ノ例ニ依リ但シ日本藥劑師會會則ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十五條 藥劑師會ノ總會ニ於テ次ニ掲クル事項ヲ議決スル場合ニ於テハ其ノ會員、代議員又ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 會則變更ノ議決
- 二 第二十二條又ハ第二十三條第一項ノ議決
- 三 第二十八條第三項ノ議決

四 第三十一條ノ議決

第六條第三項但書ノ規定ハ前項ノ會議及議決ニ之ヲ準用ス

第十六條 藥劑師會ニハ下ノ役員ヲ置クヘシ

- 會長 一人
副會長 一人又ハ二人

前項ノ外會則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル役員ヲ置クコトヲ得

第十七條 道府縣藥劑師會ノ役員ハ其ノ會員中ヨリ、日本藥劑師會ノ役員ハ道府縣藥劑師會ノ會員中ヨリ各其ノ總會ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第一回總會ニ於テ前項ノ役員ノ選任アル迄藥劑師會ハ會則ヲ以テ假役員ヲ定メ會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ役員ヲ選舉シタルトキハ速ニ其ノ氏名ヲ主務官廳ニ届出ツヘシ

第十八條 會長ハ會務ヲ總理シ藥劑師會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

會長及副會長ノ職務ヲ代理スル者故障アルトキハ主務官廳ハ道府縣藥劑師會ニ在リテハ其ノ會員中ヨリ、日本藥劑師會ニ在リテハ道府縣藥劑師會ノ會員中ヨリ假役員ヲ定メ臨時會務ヲ處理セシムルコトヲ得

第十九條 藥劑師會ニ於テ議決シ又ハ施行シ得ル事項下ノ如シ

- 一 法令又ハ會則ニ規定スル事項
- 二 藥事衛生ニ關シ行政廳ヨリ諮問セラレタル事項
- 三 藥事衛生ニ關シ行政廳ニ建議スル事項
- 四 藥事衛生ノ研究及施設ニ關スル事項
- 五 施藥ニ關スル事項

第二十條 主務官廳ハ藥事衛生ニ關スル報告又ハ調査ヲ藥劑師會ニ命スルコトヲ得

第二十一條 藥劑師會ノ經費及藥劑師會設立ニ關スル經費ハ其ノ會員ノ負擔トス

第二十二條 道府縣藥劑師會ハ其ノ會員中藥劑師法第三條第二號若ハ第三號ニ該當スル者アリ又ハ同法第十六條第二項ノ規定ニ依リ免許取消若ハ業務停止ノ處分ヲ必要トスル者アリト認ムルトキハ總會ノ議決ニ依リ其ノ意見ヲ地方長官ニ具申スルコトヲ得

藥劑師法第十六條第三項ノ規定ニ依リ再免許ヲ爲スヲ適當トスル者アリト認ムル時亦同シ

第二十三條 道府縣藥劑師會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其會員ニ對シ總會ノ議決ニ依リ下ノ各號ノ一ニ掲クル懲戒ヲ行フコトヲ得但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ併セ行フコトヲ妨ケス

- 一 誹責
 - 二 五百圓以下ノ過怠金
 - 三 三年以内議員、豫備議員及役員ノ選舉權及被選舉權並代議員ノ被選舉權ノ停止
- 代議員、議員、豫備議員又ハ役員タル者前項第三號ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ停止セラレタルトキハ解任セラレタルモノトス

- 第二十四條 藥劑師會ノ會則及議決ハ其ノ會員ヲ罷束ス
- 第二十五條 主務官廳ハ藥劑師會ノ議決若ハ選舉又ハ其ノ施行スル事項カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ議決若ハ選舉ヲ取消シ又ハ其ノ施行スル事項ノ廢止、停止若ハ變更ヲ命スルコトヲ得
- 内務大臣ハ日本藥劑師會ノ議決又ハ其ノ施行スル事項カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其解散ヲ命スルコトヲ得
- 主務官廳ハ藥劑師會ノ役員又ハ假役員ノ行爲カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ役員又ハ假役員ヲ解任スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ解任セラレタル者ハ三年間藥劑師會ノ役員ト爲ルコトヲ得ス
- 第二十六條 藥劑師法第十六條第二項ノ規定ニ依リ業務ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止中藥劑師會ノ總會ニ出席シ若ハ總會ニ於ケル表決權ヲ行ヒ又ハ藥劑師會ノ役員タルコトヲ得ス
- 第二十七條 藥劑師會ハ主務官廳ノ定ムル所ニ依リ毎年度ノ豫算、決算及會務ノ狀況ヲ主務官廳ニ届出ツヘシ
- 第二十八條 道府縣ノ廢置分合ニ依リ道府縣藥劑師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲道府縣藥劑師會存立セサル區域ヲ生シタルトキハ其ノ區域ノ道府縣藥劑師會ノ會員タルヘキ者ハ其ノ區域ニ依リ道府縣藥劑師會ヲ設立シタルモノト看做ス
- 前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ假ニ會則ヲ定メ假役員ヲ選任シテ役員ノ選任アル迄會務ヲ處理セシムヘシ
- 第一項ノ規定ニ依リ設立シタル道府縣藥劑師會ハ會則ヲ議決シ其ノ認可ヲ設立ノ時ヨリ二月以内ニ地方長官ニ申請スヘシ
- 第二十九條 道府縣藥劑師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲財產處分ヲ要スルトキハ關係道府縣藥劑師會ノ協議ニ依リ財產處分方法ヲ定メ内務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ
- 道府縣藥劑師會ノ區域ニ變更ヲ生シタル爲消滅シタル舊道府縣藥劑師會ハ前項ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス
- 第一項ノ協議ヲ爲サス又ハ協議調ハサル場合ニ於ケル財產處分方法ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第三十條 藥劑師會ハ本令ニ依リ主務官廳ノ爲シタル處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得訴願スル場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十五條第三項ノ規定ニ依リ解任セラレタル役員又ハ假役員其ノ解任ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第三十一條 日本藥劑師會解散セムトスルトキハ總會ノ議決ニ依リ、道府縣藥劑師會三分ノ二以上ノ同意ヲ得事由ヲ具シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三十二條 日本藥劑師會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス
- 日本藥劑師會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ會則ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ内務大臣清算人ヲ選任ス清算人關ケタルトキ亦同シ
- 清算人ハ日本藥劑師會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
- 清算方法及財產處分ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 内務大臣必要ト認ムルトキハ清算方法及財產處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得
- 第三十三條 本令ニ於テ主務官廳トアルハ道府縣藥劑師會ニ在リテハ地方長官、日本藥劑師會ニ在リテハ内務大臣トス

附則

- 本令ハ藥劑師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際現ニ存スル藥劑師會ニ對シテハ本令施行ノ日ヨリ六月間第二條ノ規定ヲ適用セス

【參照】

- 大正十四年^{四月十四日}公布 法律第四十四號藥劑師法抄録
- 第三條 内務大臣ハ次ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス
- 二 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者
- 三 精神病者、癡癡者又ハ盲者
- 第十六條 藥劑師第三條各號ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ
- 藥劑師第四條各號ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得
- 前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第三條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得
- 附則第三項
- 醫師、齒科醫師又ハ獸醫ハ其ノ診療ニ用フヘキ藥品ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ第五條第一項ノ規定ニ拘ラス調劑ヲ爲スコトヲ得

勞働爭議調停法（法律第五十七號）

- 第一條 次ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ
- 一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業
- 二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業
- 三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ニ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ
前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ労働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳ニ之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 労働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ三日以内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依リ手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日以内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ召集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ労働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日以内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依リ報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依リ通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄下ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ労働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ労働繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働爭議ニ關シ業務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 下ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依リ立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【参照】

明治三十一年六月二十日公布法律第十四號非訟事件手續法抄録

第二百六條 民法第八十四條、第一千七百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ
當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義同一ノ効力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

工業労働者最低年齢法及大正十二年法律第三十三號工場法中改正法律施行期日（勅令第五百十二號）

工業労働者最低年齢法及大正十二年法律第三十三號工場法中改正法律ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行令中改正（勅令第五百十三條）

工場法施行令中下ノ通改正ス

第一條 下ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造
- 二 行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ柶柳、藤、竹、竹ノ皮、經木、蔓、莖又ハ藁ノ手工品ノ製造
- 三 經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製

四 「アタン」、「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製

五 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造

六 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主ナル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造

七 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造

八 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫

九 手工ニ依ル組紐ノ編製

一〇 刺繡、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第三條 下ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

一 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造

二 動物ノ剥製

三 水銀ヲ用フル計器ノ製造

四 水銀唧筒ヲ用フル魔法燭ノ製造

五 鉛ヲ用フル鑪ノ製造

六 珐瑯鐵器又ハ珐瑯藥ノ製造

七 塗料、顔料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造

八 亞硫酸瓦斯、「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業

九 硫黃ノ製精

一〇 「チアン」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理

一一 「フアクチス」ノ製造

一二 脂肪油ノ製精

一三 「ボイル」油ノ製造

一四 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

一五 溶劑ヲ用フル護謨製品ノ製造

一六 溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護謨製品ノ貼合

一七 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取

一八 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造

一九 溶劑ヲ用フル野草莖ノ捺染

二〇 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造

二一 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)

二二 溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造

二三 「タンニン」酸ノ製造

二四 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造

二五 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工

二六 硝化綿ノ製造

二七 「コロヂウム」ヲ用フル紙然製品ノ製造

- 二八 「エーテル」ノ製造
 二九 酒精ノ製造又ハ變性
 三〇 「ヴィスコーズ」ノ製造
 三一 「テレピン」油ノ蒸溜拾ハ精製
 三二 鑛油ノ蒸溜、精製又ハ精詰
 三三 「アスファルト」ノ精製
 三四 瀝質物ヲ用フル建築用「フェルト」又ハ紙ノ製造
 三五 燐寸ノ製造
 三六 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
 三七 金屬ノ熔融又ハ精煉
 三八 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷
 三九 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
 四〇 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
 四一 動力ニ依ル製材
 四二 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)
 四三 電球ノ製造
 四四 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
 四五 金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
 四六 動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
 四七 動力ニ依ル鑛石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
 四八 電氣用「カーボン」ノ製造
 四九 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
 五〇 「カーバイト」ノ製造
 五一 石灰ノ製造
 五二 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
 五三 起毛又ハ反毛ノ作業
 五四 製綿
 五五 麻ノ梳解
 五六 古綿、落綿、古麻、屑、紙屑綿絲、屑毛又ハ襪襪類ノ選別
 五七 骨炭又ハ血炭ノ製造
 五八 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
 五九 毛髮又ハ羽毛ノ精製
 六〇 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

第四條中「當該職工ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外」ヲ削ル

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工

ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第七條中「扶助料」ヲ「障害扶助料」ニ、「百七十日分」ヲ「五百四十日分」ニ、「百五十日分」ヲ「三百六十日分」ニ、「百日分」ヲ「百八十日分」ニ、「三十日分」ヲ「四十日分」ニ改ム

第七條ノ二 職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日分(其ノ金額二十圓ニ滿チサルトキハ二十圓)以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十二條第三號中「職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ」ヲ削ル

第十三條 第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ

障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク、遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滯ナク之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依リ療養ノ給付又ハ療養費ヲ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依リ傷病手當金ヲ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十四條中「扶助ヲ受ケタル職工」ヲ「扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受ケタル職工」ニ、「百七十日分以上ノ扶助料」ヲ「五百四十日分以上ノ打切扶助料」ニ改ム

第十五條第一號但書及第二號中「扶助」ヲ「扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付」ニ改ム

第十六條 扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ下ノ各號ノ金額トス

一 職工健康保險法ニ依リ被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二 職工健康保險法ニ依リ被保險者タル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據リ發病ノ日ヲ除キ、發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテハ事故

發生ノ日ヲ除キ其ノ前（賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前）三月間（雇入後三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ下ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

- 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間
- 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間
- 三 試ノ雇傭期間
- 四 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ賞與又ハ臨時ニ支給セラルル手當ニシテ内務大臣ノ定ムルモノヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ常時支給スルトキハ其ノ價額ハ賃金中ニ之ヲ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス

第十九條中「工業主ハ」ノ下ニ「遲滞ナク」ヲ加ヘ「變更セムトスルトキ」ヲ「變更シタルトキ」ニ改ム

第三章「職工ノ雇入、解雇及周旋」ヲ「第三章職工ノ雇入及解雇」ニ改ム

第二十一條中「工業主ハ」ノ下ニ「遲滞ナク」ヲ加フ

第二十六條 削除

第二十七條ノ二 工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ下ニ掲ケル期間ハ之ヲ算入セス

- 一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間
- 三 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工ニ付之ヲ適用セス但シ雇入後十四日（工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ二十一日）ヲ超ユル職工ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ賃金ニ、第十八條ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條ノ三 職工解雇ノ場合ニ於テ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ交付スヘシ

第二十七條ノ四 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ遲滞ナク就業規則ヲ作成シ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ就業規則ヲ變更シタルトキ亦同シ

就業規則ニ定ムヘキ事項下ノ如シ

- 一 始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項
- 二 賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項
- 三 職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項
- 四 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
- 五 解雇ニ關スル事項

地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十條中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第三十三條 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務若ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメタル者又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ違反シテ雇傭契約ヲ解除セシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 削除

第三十五條 削除

第三十六條 削除

附 則

第一條 本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 従前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

第三條 本令施行ノ際大正十二年法律第三十三號又ハ本令ノ規定ニ依リ新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主カ本令施行前ニ爲シタル契約ニ付テハ第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間之ヲ適用セス

前項ノ工業主ハ賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後二年以内其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第四條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ使用スル場合ニ於テハ工業主ハ遲滞ナク

就學=關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 第五條 附則第三條第一項ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月以内ハ第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 附則第三條第一項ノ工業主職工ノ貯蓄金ヲ引續キ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ引續キ使用スル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ第二十五條又ハ前條ノ認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
 前項ノ規定ハ第一項ノ期間内ニ附則第三條第二項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ之ヲ準用ス
 第六條 本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

【參照】

大正五年八月三十日公布 勅令第百九十三號工場法施行令抄録
 第一條 下ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用キルモノハ此ノ限ニ在ラス
 菓子、飴又ハ麵糖ノ製造
 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造
 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製造
 行李、籠、籠、和傘骨其ノ他杞柳、藤、竹、籐、經木、蔓、莖又ハ蘘ノ手工品ノ製造
 經木眞田又ハ麥稗眞田ノ編製
 「アタン」、「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
 被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
 手工ニ依ル組紐ノ編製
 刺繡、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業
 第三條 下ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス
 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造
 動物ノ剝製
 金屬ノ熔融又ハ精煉
 水銀ヲ用キル計器ノ製造
 燐寸ノ製造
 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
 塗料又ハ顔料ノ製造
 「エーテル」ノ製造
 溶劑ヲ用キル護謨製品ノ製造
 脂肪油ノ精製

溶劑ヲ用キル油脂ノ採收
 「ボイル」油ノ製造
 礦油ノ蒸溜又ハ精製
 乾燥油又ハ溶劑ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
 亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用キル事業
 金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾燥研磨
 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
 織物又ハ編物ノ起毛
 製棉
 麻ノ梳解
 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業

第四條第一項

職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

第六條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三月以上ニ涉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ下ニ掲クル區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金百七十日分以上
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百五十日分以上
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金百日分以上
- 四 身體ヲ傷害シ舊ニ服スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金三十日分以上

第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ下ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ下ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 三 職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ルモノニシテ職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條 第六條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ第五條ノ規定ニ依ル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條 工業主ハ次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二 扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條 第六條乃至第八條及第十四條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ下ノ各號ノ金額トス

一 定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額

二 稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就業三十日分ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額トス

三 前二號ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條 前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ之ヲ金額中ニ加算ス

第十九條第一項

工業主ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ扶助規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十一條第一項

工業主ハ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

第二十六條 尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十五歳未満ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第二十六條及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第三十三條 工業主次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 地方長官ノ爲シタル扶助規則變更ノ命令ニ違反シタルトキ

二 職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタルトキ

三 第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四 不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ

五 不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ

六 第二十五條ノ認可ヲ受ケス又ハ認可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ

七 第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ

八 第二十八條第四號ノ規定又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ

工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四號若ハ第五號ニ掲ケル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメムトスルノ所爲ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用キタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 工業主次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

一 職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ

二 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠リタルトキ

三 通貨ニ非サルモノヲ以テ賃金ヲ支拂ヒタルトキ

第三十六條 本令ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇入其ノ他ノ従業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

大正十二年三月二十日公布 法律第三十三號ハ工場法中改正ノ件ナリ

工場法施行規則中改正 (内務省令第十三號)

工場法施行規則中下ノ通改正ス

第二條中「第二條第二項」ヲ「第四條及第七條」ニ改ム

第三條 器械生絲製造ノ業務、紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長

官=届出ツヘシ

第六條第二號ノ次ニ次ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

第七條中「第五號及第六號」ヲ「第六號及第七號」ニ、「十五歳」ヲ「十六歳」ニ改ム

第九條 工業主ハ四週日以内ニ出產スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

第十條ノ二 生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業ノ間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第十二條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十二條ノ二 工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スヘシ

第十四條ノ二 工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレサルモノ下ノ如シ

- 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與
- 二 發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條中「第十六條第一號ノ定額又ハ」ヲ削ル

第十九條第一項中「雇入及扶助」ヲ「雇入、解雇及扶助」ニ、同條第二項中「雇入」ヲ「雇入及解雇」ニ改ム

第二十三條 削除

第二十五條 職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滞ナク様式第四號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ事故發生當時休業三日以内ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條 工場又ハ附屬建設物内ニ於テ下ニ掲クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滞ナク様式第五號ニ依リ地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 火災又ハ爆發
- 二 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂
- 三 勢輪又ハ高速迴轉機ノ破裂
- 四 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損
- 五 工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壞

六 其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十七條 削除

別記様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

様式第二號職工名簿記載心得中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ、第四ヲ下ノ如ク改ム

四 履歴欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ職工十六歳未滿ノ者ナル場合ニ於テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

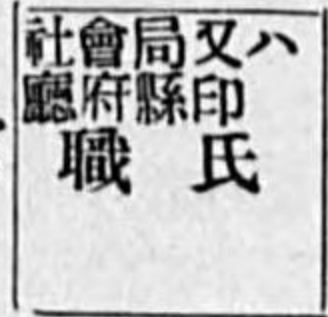
附 則

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令(様式第二號ノ改正規定ヲ除ク)中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス

(様式第一號)

第 號 大正 年 月 日交付



 官 職 氏 名

工場法第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

工場法第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

縦八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲シ表

面ニ「工場臨檢票」ト記ス

(様式第四號)

職工死傷報告

工場名		工場所在地		工業主又ハ工場管理人	
事業ノ種類	職工數	男	女	事故發生日時	年月日 午前 時 分
		計		事故發生場所	當日被ノ害者ノ作業開始時刻 午前 午後 時 分
死傷者	氏名	性	生年月	業務又ハ職名	雇入年月
				賃金	被ノ害ノ部位及症
					死亡ノ日時又ハ休業見込日數
災害ノ原因及發生狀況	動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項				
危害豫防裝置ノ狀況					

職工死傷報告記載心得

- 一 本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報告ハ職工死亡シ又ハ療養ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ死傷者一名毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス

- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ毛織物業、綿絲紡績業、機業製造業、自轉車製造業、造船業、洋傘骨製造業、セメント製造業、製鐵業、菓子製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依リ員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ機關室、鍛工場、木工場、乾燥室、原料粉碎室、苛性曹達煮詰釜場、叩解作業室、機關室ト貯炭所トノ間ノ軌道、入渠中ノ修理船何丸ノ足場等)ヲ記入スヘシ
- 十 當日被害者ノ作業開始時刻欄ニハ被害者ノ當日作業ヲ開始シタル時刻ヲ記入スヘシ前日ヨリ引續キ夜業ヲ爲セル場合ニ於テハ前日ノ開始時刻ヲ記入スヘシ
- 十一 死傷者欄中
 - (一) 業務又ハ職名欄ニハ被害者ノ擔當業務又ハ職名(例ヘハ旋盤工、修繕工、捺染工雜役夫等)ヲ記入スヘシ
 - (二) 雇入年月欄ニハ當該工場ニ於テ被害者ヲ雇入レタル年月ヲ記入スヘシ
 - (三) 賃金額欄ニハ被害者ノ日給(稼高ノ場合其ノ他收入一定セサル場合ニ於テハ最近ニ於ケル通常一日ノ賃金額)ヲ記入スヘシ
 - (四) 被害ノ部位及症狀欄ニハ例ヘハ頭部打撲、右上膊骨折、左第三指及第四指挫傷、電擊、腹部火傷、瓦斯中毒、窒息等ヲ記載スヘシ
 - (五) 死亡日時又ハ休業見込日數欄ニハ死亡シタル者ニ付テハ死亡ノ日時、生命危篤ノ者ニ付テハ其ノ旨、其ノ他ノ者ニ付テハ治療ノ爲休業シタル日數ト其ノ後ノ休業見込日數トノ合算日數ヲ記入スヘシ
- 十二 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害カ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力高サ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ケテ其ノ顛末ヲ記載スヘシ但シ動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害ヲ發生シタルトキ左方ノ記入欄ニ記入スル場合ニ於テハ其ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ付テハ簡略ニ記載スヘシ
第二十六條ニ規定セル事故ニ因リ死亡者又ハ治療ノ爲休業三日以上ヲ要スヘキ者ヲ生シタルトキハ其ノ原因ヲ簡略ニ記載シ様式第五號ノ工場災害事故報告トノ關係ヲ明ニスヘシ
- 十三 動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ依リ災害發生シタルトキ記入スヘキ事項欄中
 - (一) 名稱欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ名稱(例ヘハ蒸汽機關、旋盤、圓鋸機、車軸、調帶等)ヲ記入スヘシ

- (二) 大サ又ハ能力欄ニハ機械又ハ動力傳導裝置ノ大サ又ハ能力(例ヘハ何馬力、長サ何米、直徑何種、幅何種、厚サ何種等)ヲ記入スヘシ
 - (三) 災害ヲ生シタル部分欄ニハ例ヘハ曲柄、齒輪、鋸齒、車輪接手、調帶、調帶車等ヲ記入スヘシ
 - (四) 其ノ部分ノ速度、大サ等欄ニハ迴轉數何程、輪周速度何米、長サ何米、幅何種、厚サ何種等ヲ記入スヘシ
- 十四 危害豫防裝置ノ狀況欄ニハ災害ノ發生セル機械、設備其ノ他ノ場所ニ危害豫防裝置(例ヘハ高サ何米ノ木製柵圍、何種ノ真鍮丸棒ヲ使用セル高サ何米ノ手柵、金網製掩蓋、機械運轉中ハ開カサル樣爲シタル危險部ヲ蔽ヘル戸等)アルトキハ之ヲ記入スヘシ
- 十五 災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄中ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ
- 十六 災害原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置ノ狀況ニ關シテハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ

(様式第五號)

工場災害事故報告											
工場名		工場所在地			工業主又ハ工場管理人						
事業ノ種類	職工數	男	女	事故發生日時		年	月	日	午前 後	時 分	
				事故發生場所							
災害發生原因											
被害ノ狀況	死傷者數	性	死亡者	二週日以上ノ休業ヲ要スル者	其ノ他ノ負傷者	計				豫防施設狀況	
		男									
	女										
	災害ニ因ル損害	被害建物ノ種類		坪	數	損害見贖金額					避難施設狀況
		機械、設備等ノ損害						円			
原料、材料、製品等ノ損害						円					
災害ニ因ル作業休止ノ損害						円					

(年月日届出)

工場災害事故報告記載心得

- 一 本報告用紙ノ一頁ハ美濃紙半折大トス
- 二 本報ハ二通差出スヘシ
- 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保存スヘシ
- 四 本報告ハ災害事故一件毎ニ用紙ヲ別ニスヘシ
- 五 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ、各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルヲ妨ケス
- 六 工業主又ハ工場管理人欄ニハ届出人タル工業主又ハ工場管理人ノ氏名ヲ記入シ捺印スヘシ
- 七 事業ノ種類欄ニハ例ヘハ賣藥製造業、セルロイド加工業、製綿業、製械類修理業、煙火製造業等ヲ記入スヘシ二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ主要ナル事業名ヲ記入スヘシ
- 八 職工數欄ニハ最近ノ調査ニ依ル員數ヲ記入スヘシ
- 九 事故發生場所欄ニハ事故ノ發生シタル場所ニ於テ行ハルル作業ノ性質ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ汽罐室、瓦斯發生爐前、熔接作業場、硝化作業室、原料煮熟罐室、鑄込場、脫水作業場等)ヲ記入シ倉庫ノ場合ニ於テハ其ノ倉庫ニ格納セラルル物品ヲ明示シ得ル名稱(例ヘハ綿花倉庫、石油貯藏庫等)ヲ記入スヘシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ下ノ各號ニ從ヒ記載スヘシ
 - (一) 火災ノ場合ニ於テハ發火ノ原因、第一次ニ火氣ヲ傳播セシメタル料品ノ名稱、數量、狀態等及之ニ關係セル機械又ハ設備、作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ尙消火唧筒若ハ消火栓ヲ使用シタル以前ニ消火ノ爲取リタル措置アラハ其ノ狀況ヲ記載スヘシ爆發ノ場合ニ於テハ爆發シタル料品ノ名稱、數量、爆發ノ原因、爆發ニ關係アル機械、設備、作業、操作其ノ他爆發ノ原因及狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (二) 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂ノ場合ニ於テハ其ノ種類、型式、使用ノ目的、製造年月、大サ、常用壓力、附屬壓力計ノ容量、安全弁ノ種類及口徑、破裂當時ノ使用壓力、水壓試驗ヲ行ヒタルモノニ付テハ其ノ年月及試驗壓力、災害事故ニ關係アル作業、操作其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
 - (三) 勢輪又ハ急速迴轉機ノ破裂ノ場合ニ於テハ勢輪又ハ高速迴轉機ノ種類、其ノ使用ノ目的、構成材料、大サ(直徑、厚サ等)、常用迴轉數、災害發生當時ノ迴轉數其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

- (四) 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索切斷シタル場合ニ於テハ其ノ常用荷重及事故發生時ノ荷重、事故ヲ惹起シタル部分(鎖、索、梁又ハ支柱)ノ構造、材料、大サ及製造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (五) 工場、附屬建設物、煙突、高架槽ノ倒壊ノ場合ニ於テハ倒壊ノ直接原因(風、地震等)、被害物件ノ構造、材料、構造ノ缺陷、構造年月其ノ他原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- (六) 五人以上ノ負傷者(職工以外ヲ含ム)ヲ生シタル場合ニ於テハ前各號ニ倣ヒ災害事故ノ原因及發生狀況ヲ明ニスルニ必要ナル事項ヲ擧ケ其ノ顛末ヲ記載スヘシ
- 十一 前項ノ記載ニハ成ルヘク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添付スヘシ
- 十二 死傷者數欄ニハ職工タルト否トニ拘ラス該當欄ニ記入スヘシ
- 十三 災害ニ因ル損害欄ニハ被害建物ノ損害ハ其ノ種類別ニ(例ヘハ木造二階建、石造平家建、木骨亞鉛引鐵板張平家建等)、坪數(延坪)及其ノ損害見積金額ヲ記入シ、機械、設備等ノ損害、原料、材料、製品等ノ損害又ハ災害ニ因ル作業休止ノ損害ハ各總見積金額ヲ記入スヘシ
- 十四 豫防施設狀況欄ニハ火災ニ對スル消火防火ノ施設(例ヘハ自働撒水裝置、消火唧筒消火栓、消火器具等ノ種類及配置狀況又ハ防火壁ノ構造、防火戸等)ニ付記載シ特ニ發火ノ場所ニ於ケル施設狀況ヲ明ニスヘシ爆發ニ在リテハ爆發ヲ起シタル場所特ニ牆壁、圍壁其ノ他ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ他ノ場合ニ於テモ其ノ豫防施設アラハ之ヲ記載スヘシ
- 十五 避難施設狀況欄ニハ出入口、昇降口、非常口、階段等ノ配置、構造、扉ノ開閉等ノ不良ナリシ爲避難ニ支障ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ記載シ特ニ避難設備トシテ設ケラレタルモノアラハ種類及配置ニ付記載スヘシ
- 十六 災害ノ原因及發生狀況、豫防及避難施設ノ狀況其ノ他ニ關シ本欄ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載シ添付スヘシ

【參照】

大正十五年^{八月}_{三日}農商務省令第十九號工場施行規則抄録

- 第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ
- 第三條 器械生絲製造ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後五年間ハ十四時間迄其ノ後十年間ハ十三時間迄延長スルコトヲ得

織物及編物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後二年間ハ十四時間迄延長スルコトヲ得

第四條 工場法第五條第一項ニ掲クル業務ノ種類下ノ如シ

一 魚介ノ罐詰、罐詰、鹽藏、燻製、煮乾其ノ他腐敗又ハ變質ヲ防止スルニ必要ナル業務
果實ノ罐詰又ハ果實酒ノ醸造ニ關スル業務

二 新聞紙ノ印刷ニ關スル業務

第六條 工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍下ノ如シ

五 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸汽若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

六 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務ハ金屬、礦物、土石類ノ熔融若ハ煨燒ヲ爲ス高熱ノ場所高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條 工場法第十條ノ規定ハ前條第五號及第六號ニ掲クル業務ニ關シ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第九條 工業主ハ産後五週間ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後三週日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 工業主ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第十五條 工場法施行令第十六條第一號ノ定額又ハ第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シ一ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十九條 職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇入ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條 工業主扶助規則ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ月前ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 第八條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者、第十條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者及職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十六條 第二十二條乃至第二十四條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十七條 本則ニ規定スル所爲カ同苛ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者

ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

工業労働者最低年齢法施行規則（内務省令第十四號）

第一條 工業労働者最低年齢法第二條第二項ニ規定スル行政官廳ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）、鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第二條 工業労働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル名簿中學歴ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月日ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三條 工業労働者最低年齢法第四條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ工業労働者最低年齢法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業労働者最低年齢法施行ノ際同法附則第二項ノ規定ニ依リ十二歳以上十四歳未満ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及雇入年月日ヲ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官又ハ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

（別記様式）（畧）

【参照】

大正十二年三月三十日公布 法律第三十四號工業労働者最低年齢法抄録

第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ終了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條 十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

労働爭議調停法施行令（勅令第九十六號）

第一條 労働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）之ヲ行フ

同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ洩ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ら之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ニ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ逓信局長トシテ前二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ逓信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地
- 二 爭議ニ關係アル労働者ノ概數
- 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項
- 四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所
- 五 爭議ノ要求事項
- 六 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第七條 調停委員會労働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ労働爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 労働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費、日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

附則

本令ハ労働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

區分	鐵道貨及船貨	車馬賃一里付	日當一日付	止宿料一夜付
委員	二等	九十錢	六圓	八圓
當事者又ハ其ノ代表者其ノ利害ハ關係人又ハ參考人	二等	七十五錢	三圓	五圓
備考	鐵道貨及船貨ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乘車又ハ乘船ニ要スル運賃トス			

【參照】

大正十五年四月九日法律第五十七號勞働爭議調停法抄録
 第九條 調停委員會ハ開催ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス
 前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得
 第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス
 前項ノ場合ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラサリトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス
 第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

健康保險法施行令 (勅令第二百四十三號)

第一章 總 則

第一條 健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク
 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
 二 通勤手當
 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
 四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ
 第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス
 前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ下ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	
標準日額	三十錢	四十錢	五十錢	六十錢	七十錢	八十錢	一圓	一圓三十錢	一圓六十錢	一圓九十錢	二圓二十錢	二圓五十錢	二圓八十錢	三圓十錢	三圓五十錢	四圓	
報酬日額	三十五錢未滿	三十五錢以上四十五錢未滿	四十五錢以上五十五錢未滿	五十五錢以上六十五錢未滿	六十五錢以上七十五錢未滿	七十五錢以上八十五錢未滿	八十五錢以上一圓未滿	一圓以上一圓四十錢未滿	一圓四十錢以上一圓七十錢未滿	一圓七十錢以上一圓九十錢未滿	一圓九十錢以上二圓未滿	二圓以上二圓三十錢未滿	二圓三十錢以上二圓五十錢未滿	二圓五十錢以上二圓八十錢未滿	二圓八十錢以上三圓未滿	三圓以上三圓五十錢未滿	三圓五十錢以上四圓以上

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ下ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一
- 三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 四 日、時間、税高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間

ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條 健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主カ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府カ事業主トナルトキハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者カ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クヘキ場合ニ於テ内務大臣ノ指定シタル共済組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受ケタルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル共済組合下ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

- 一 健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ト同種ノ給付ヲ爲スコト
- 二 給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニ依リ國庫及事業主ノ負擔ト同一ノ割合ヲ下ラサル負擔ヲ爲スコト

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ其ノ程度ニ應ジ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徵收セス

第 章 被保險者

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中下ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 三 日日雇入レラルル者
- 四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格ヲ喪

失シタル日(繼續シテ保險給付ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

第三章 健康保險組合

第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ下ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者(健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者)全部ニ送付スヘシ

- 一 組合員タルヘキ者ノ範圍
- 二 組合ノ組織ノ概要
- 三 保險料ノ概要
- 四 保險給付ノ概要
- 五 其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條 規約ニハ下ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 公示ノ方法
- 五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 組合設立ノ際ニ於テ定ムヘキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ下ノ事項ヲ告示スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ内務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク規約ヲ公布スヘシ規約ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ公示スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項下ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金ノ管理方法
- 五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 六 組合債
- 七 規約ノ變更
- 八 保險料率
- 九 訴願訴訟ノ提起及和解
- 十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 組合會ハ理事ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルト

キハ理事ハ七日以内ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得組合會ハ理事ヲ閉閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員中ヨリ互選セラレタル者ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿チタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ら會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ但シ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除ク外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節 組合ノ役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事ヲ選舉ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 組合ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合ノ會議録ヲ事務所ニ備フヘシ

組合員前項ノ書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條 組合ハ保險料率ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 組合ハ少クモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額（剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額）ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存續スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存續スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存續スル組合ニ付下ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス

合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトナシ

第六十六條 組合解散シタルトキハ内務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス編入又ハ削除セラルヘキ事業ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ當時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求メムトスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ因リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スベキモノノ全部ニ送附スヘシ

第六節 組合ノ監督

第七十一條 内務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

第七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十二條第四項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社會局長官トス

第四章 保險給付

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍下ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 看護
- 五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三

條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ齒科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 下ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

- 一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
- 二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
- 三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ下ノ金額トス

- 一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合 標準報酬日額ノ百分ノ二十
- 二 前號ニ掲クル者二人以内ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ四十
- 三 第一號ニ掲クル者三人以上ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ六十

第八十條 出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間ニ付支給ス

分娩ノ日カ其ノ豫定ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十一條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス

産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

第八十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日ヨリ分娩ノ日以後四十二日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

第八十四條 被保險者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シ

タル日後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第八十六條 前條ニ掲クル者ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコトハ能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

第八十七條 健康保險法第六十二條第二項ニ掲クル者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限リ在ラス

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知りタルトキ遲滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セス

第八十九條 傷病手當金及出産手當金ハ少クとも毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ但シ毎月一回報酬ヲ支拂フ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得

療養費、埋葬料及分娩費ハ其ノ程度ニ之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

第五章 費用ノ負擔

第九十條 健康保險組合ニ對シテ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第九十一條 健康保險法第七十條第一項ノ規定ニ依リ國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、産院收容及助産ノ手當ニ直接要シタル金額並傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ト合算額トシ毎年度之ヲ計算ス但シ同法第四十八條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス

前項ノ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設

ニシテ其ノ效用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

第九十二條 健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

第九十三條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ内務大臣之ヲ定ム

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十五條 保險料率ハ保險者之ヲ定ム

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ内務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保險料額ノ三分ノ二迄増加スルコトヲ得

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シテ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限リ前項ノ規定ニ拘ラス報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應シテ閲覧セシムヘシ

第百條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第百一條 健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六章 審査ノ請求及訴願

第一節 健康保險審査會ノ組織

第百二條 健康保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

第百三條 健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會トス

健康保險審査會ノ名稱、位置及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第百四條 健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五條 第一次健康保險審査會ノ會長ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ第百六條第一項第一號ノ委員中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第二次健康保險審査會ノ會長ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內務部内ノ高等官中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第百六條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 二人又ハ三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 二人又ハ三人
- 三 被保險者 二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ下ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 三人
- 三 被保險者 三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ下ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 五人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 五人
- 三 被保險者 五人

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者各同數タルコトヲ要ス

第百七條 健康保險署ノ職員ハ健康保險審査會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審査會ノ委員ハ他ノ健康保險審査會ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第百八條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ內務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ委員ハ內務大臣ノ奏請ニ於リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第百九條 委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除ク外三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第百十條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ會務ヲ指シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第百十一條 健康保險審査會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ幹事ハ健康保險署ノ職員中ヨリ內務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ幹事ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內務部内ノ高等官中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第百十二條 健康保險審査會ニ書記ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ書記ハ健康保險署ノ判任官中ヨリ、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ內務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二節 健康保險審査會ノ審査手續

第百十三條 審査ハ保險給付ニ關スル決定又ハ保險料其ノ他健康保險法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査會ニ於テ之ヲ爲ス

第百十四條 審査ハ委員定數ノ半數以上出席シ且第百六條第一項乃至第三項各號ノ委員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百十五條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第百十六條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス

前項但書ノ規定ニ依リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事故ノ爲出頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人、親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第百十七條 審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ又ハ審査ノ請求カ適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審査會ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄違ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審査會ニ移送スヘシ

審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠缺アルモノハ健康保險審査會之ヲ補正セシムヘシ

第百十八條 審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス傍聽ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第百十九條 保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第百二十條 事件ノ一部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第百二十一條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第百二十二條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

第百二十三條 本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ內務大臣之ヲ定ム

第三節 雜則

第二百二十四條 健康保險法第八十一條ニ於テ保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署トアルハ社會局長官トス

第二百二十五條 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限リ第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

政府ノ事業ニ使用セラルル官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ當分ノ内務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲ササルコトヲ得

【參照】

大正十一年四月二十日法律第七十號健康保險法抄録

第二條第一項

本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

第三條第一項

報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若ハ工場ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

- 一 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
- 三 電氣又ハ動力ノ發生、變壓又ハ傳導ノ事業
- 四 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 五 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
- 六 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 七 貨物積却ノ事業

八 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシモノ又ハ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但

シ其ノ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ被保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ被保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ被保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第六十二條第二項

他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

第七十條第一項及第二項

國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依リ徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依リ訴願ノ提起アリタルトキハ保險官署ハ第二次健康保險審査會ノ審査ヲ經、主務大臣ハ第三次健康保險審査會ニ審査ヲ經テ裁決ス爲スヘシ

健康保險法施行規則（內務省令第三十六號）

健康保險法施行規則

第一章 總 則

第一條 政府ノ管掌スル保險ハ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依リ被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル健康保險署ニ於テ、同法第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル健康保險署ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル場合ニ於テ被保險者二以上アルトキ又ハ其ノ使用セラルル工場若ハ事業場ノ所在地カ異リタル健康保險署ノ管轄區域ニ屬スルトキハ被保險者ハ其ノ屬スヘキ健康保險署又ハ健康保險組合ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ健康保險署又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

健康保險署長又ハ健康保險組合前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル健康保險署長又ハ健康保險組合ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 事業主ハ毎年六月一日現在ニ依リ被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ヲ様式第一號ニ依リ同月十日迄ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第四條 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ事業主ハ様式第一號ニ準シ遲滞ナク其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五條 前二條、第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スヘシ標準報酬ヲ變更シタルトキ亦同シ

事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スヘシ

第六條 保險官署ノ官吏又ハ吏員保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢スル場合ニ於テハ様式第二號ニ依リ臨檢證ヲ携帯スヘシ

第七條 健康保險法施行令第九十九條ノ規定ニ依リ保險料ノ控除ニ關スル計算書ハ様式第三號ニ依リ作製シ工場又ハ事業場毎ニ之ヲ備フヘシ

第八條 事業主ハ保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スヘシ

第九條 被保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

- 一 保健ニ關スル宣傳
- 二 傷病ノ豫防ニ關スル施設
- 三 健康診斷ニ關スル施設
- 四 保養ニ關スル施設

第二章 被保險者

第十條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ健康

保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者カ同法第十三條若ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ事業主ハ様式第四號ニ準シ五日以内ニ之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルトキハ其ノ各業務ニ付左ニ掲クル事業ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業主ノ氏名及住所
- 二 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

第十三條 健康保險法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

- 一 事業ノ名稱及種類
- 二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類
- 三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

健康保險法第十四條第一項ノ認可ノ申請ト同時ニ其ノ事業ニ付健康保險組合ノ設立又ハ事業ノ編入ニ關スル規約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十四條 健康保險法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

- 一 事業ノ名稱及種類
- 二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類
- 三 被保險者ノ員數
- 四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合カ解散スヘキモノナルトキハ其ノ旨

第十五條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ未タ被保險者證ヲ返納セサル者ニ在リテハ之ヲ添附スヘシ

- 一 住所
- 二 資格喪失ノ年月日
- 三 従前ノ標準報酬日額
- 四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル年月日
- 五 健康保險法施行令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

第十六條 健康保險法第二十一條ニ規定スル猶豫期間ハ健康保險法施行令第百條ニ規定スル納付期日經過後十日トス

第十七條 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタ

ルトキハ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 被保險者ノ氏名
- 二 被保險者證ノ記號及番號
- 三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ツヘシ

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
- 二 工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱
- 三 變更ノ年月日及事由
- 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所

事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項各號ノ外被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號ヲ届出ツヘシ

第十九條 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ事業主ハ其ノ工場ノ名稱及所在地並適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第二十條 左ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ名稱又ハ種類
- 二 事業主ノ氏名又ハ住所
- 三 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地又ハ種類
- 四 被保險者ノ氏名又ハ業務ノ種別

第二十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者健康保險署ノ管轄區域ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各健康保險署長ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ健康保險署長又ハ健康保險組合ハ其ノ被保險者ノ被保險者證ノ記號及番號ヲ遲滞ナク事業主ニ通知スヘシ其ノ記號及番號ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十三條 健康保險署長又ハ健康保險組合ハ様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ但シ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被保險者證ノ第一回ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク之ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ

被保險者證ヲ減失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク被保險者證ヲ添へ（減失ノ場合ヲ除ク）其ノ旨ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ十日以内ニ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ但シ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ十日以内ニ返納スヘシ

前項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險者證ヲ返納スヘシ

第三章 健康保險組合

第二十四條 健康保險組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ但シ健康保險法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第五號及第六號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

- 一 規約
- 二 事業計畫書
- 三 保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面
- 四 初年度ノ收入支出ノ豫算
- 五 健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫（被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト）
- 六 組合ノ設立ニ付健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第二十五條 健康保險法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項カ組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スヘシ

認可申請ヲ爲スヘキ事項カ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十六條 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 合併後ニ於ケル事業計畫書
- 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目録
- 三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算

合併後存續スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ伴フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 組合分割ノ認可申請ニハ分割スル組合、分割後存續スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書
- 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目録
- 三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承繼スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面
- 四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算

前條第二項ノ規定ハ分割後存續スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

第二十八條 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第二十九條 被保險者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由、組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遲滞ナク内務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第三十條 組合ノ設立アル事業ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書
- 二 健康保險法施行令第七十條ノ書面ノ寫（被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト）
- 三 事業ノ編入又ハ削除ニ付健康保險法施行令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリ被保險者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事ニ對シ遲滞ナク其ノ事務ヲ引繼ヲ爲スヘシ

事務引繼完了シタルトキハ引繼ヲ爲シタル者及引繼ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出シヘシ

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長及出席議員二人以上之ニ署名スヘシ

第三十四條 收入支出ノ豫算ハ様式第七號ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スヘシ

第三十五條 保險料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ、事業報告ハ様式第八號ニ依リ年度經過後三月内ニ之ヲ調製シ次ノ組合會ノ認定ニ付スヘシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滞ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ社會局長官ニ届出ツル場合ニ於テハ之ヲ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録ヲ添附スヘシ

第三十七條 財産目録ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目録ト共ニ之ヲ公示スヘシ

第三十九條 組合ハ第三十六條ノ規定ニ依リ事業報告ヲ調製シタルトキハ遅滞ナク之ヲ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ社會局長官ニ報告スヘシ

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第四十二條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遅滞ナク之ヲ社會局長官ニ報告シ且組合ニ周知セシムヘシ

第四十四條 議員又ハ理事就職シタルトキハ組合ハ様式第十二號ニ依リ遅滞ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

議員又ハ理事退職若ハ死亡シタルトキ又ハ理事長就職、退職若ハ死亡シタルトキハ組合ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

第四章 保險給付

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師（以下保險醫ト稱ス）ニ之ヲ申出ツヘシ

前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遅滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ

健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ共済組合ヨリ其ノ年又ハ其ノ前年ニ於テ給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ノ内容及期間ヲ證スル書面ヲ、給付ヲ受ケサル者ニ在リテハ共済組合ノ組合員タル被保險者ナルコトヲ證スル書面ヲ被保險者證ニ代ヘ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ申立ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ提出スヘシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ル者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提示シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遅滞ナク被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナキトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受ケルノ必要アルトキハ被保險者證又ハ第四十五條第三項ノ書面ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ヲ交付ヲ受クヘシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ前二條ノ規定ヲ適用ス

被保險者保險醫ヨリ療養證明書ヲ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫（保險醫變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保險醫）ニ遲滞ナク返納スヘシ

第四十八條 被保險者保險醫變更ノ爲被保險證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ヲ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示スヘシ

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ健康保險署長又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遅滞ナク其ノ事由ヲ健康保險署長又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

第五十條 被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ處方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スヘシ

第五十一條 保險醫ノ療養ヲ受ケル被保險者處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ處方箋ヲ交付シタル保險醫ニ就キ療養證明書ヲ交付ヲ受クヘシ但シ保險醫處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者保險者ノ指定シタル藥劑師（以下保險藥劑師ト稱ス）ニ就キ處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ヲ提示スヘシ

被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ保險藥劑師ハ被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ニ第四十六條第二項ノ規定ニ準シ必要ナル記載ヲ爲スヘシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受ケル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遅滞ナク健康保險署長又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五十三條 被保險者健康保險法施行令第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ届出ツヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

四 疾病又ハ負傷ノ經過

五 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由

六 疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並ニ第三者ノ氏名及住所
(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)

疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ前項ノ届書ニ添附スヘシ

被保險者特別ノ事情ニ因リ前項ノ證明書ヲ受クルコトヲ得サルトキハ届書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十四條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ承認ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 前條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
- 二 診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並ニ其ノ診療ヲ受ケムトスル事由
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 診療ノ内容及期間
- 三 診療ニ要シタル費用ノ額
- 四 診療ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由

前項ノ申請書ニハ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證書類ヲ添附スヘシ

第五十六條 健康保險法施行令第七十七條第一項第三號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 第五十三條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項
- 二 手當ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
- 三 手當ノ内容及期間
- 四 手當ニ要シタル費用ノ額
- 五 緊急ナリシコトノ事由

第五十三條第二項及前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クルノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
- 四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
- 五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄

收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並ニ收容セラレタル事由、年月日及期間

六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間

七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並ニ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書
- 二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書
療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲ニ療養費ヲ支給ヲ受ケル場合ニ於テハ傷病手當金支給ヲ請求書ニハ前項各號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第二號ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要セス

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名並ニ被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間
- 三 療養ニ要スル費用ノ見積額
- 四 現ニ療養ヲ受ケル保險醫ノ氏名及住所
- 五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項
- 六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種類、數量及價格又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫ヲ添附スヘシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並ニ被保險者證ノ記號及番號
- 二 死亡ノ年月日及原因
- 三 死亡カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並ニ第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 四 被保險者ト請求者ノ續柄

第六十條 健康保險法第四十九條第二項又ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關ス

ル證憑書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項
- 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
- 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額

第六十一號 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 被保險證ノ記號及番號
- 二 分娩ノ年月日
- 三 死産ナルトキハ其ノ旨

第六十二條 出産手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日
- 三 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
- 四 出産手當金カ健康保險法施行令第八十一條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル産院ノ名稱及所在地並收容セラレタル年月日及期間
- 五 出産手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
- 六 出産手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出産手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 前項第三號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ説明書
- 二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書

前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 傷病手當金、分娩費又ハ出産手當金ノ支給ヲ受ケムトスル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者ナルトキハ其ノ請求書ニ共済組合ヨリ受クル給付ノ期間及額ヲ記載スヘシ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受ケムトスル場合ニ於テ死亡シタル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共済組合ノ組合員タル被保險者ナリシトキ亦同シ

第六十四條 第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ産婆ノ意見書若ハ證明書又ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書ニ相當ノ記載ヲ

受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省畧スルコトヲ得

第六十五條 保險給付ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ請求書ニ添附スヘキ書類ハ請求ノ際之ヲ提出スヘシ但シ保險者ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ證明書ヲ求メラレタルトキハ事業主ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依リ證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十七條 健康保險組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十八條 政府ノ管掌スル保險ノ傷病手當金又ハ出産手當金支給期日ハ毎月十日及二十五日トス但シ毎月一回報酬ヲ支拂フ受クル被保險者ニ付テハ毎月二十五日トス

前項ノ期日休日は當ルトキハ之ヲ繰下ク

毎支給期日ニ於テ支給スル傷病手當金又ハ出産手當金ハ其ノ支給期日ノ五日前迄ニ請求アリタル分トス

第六十九條 健康保險法第四十七條第二項ノ期間ハ曆年毎ニ之ヲ計算ス

第七十條 健康保險組合ニ於テ健康保險法施行令第八十八條第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ遲滞ナク社會局長官ニ報告スヘシ

- 一 保險給付ヲ受ケヌハ受ケムトシタル者ノ氏名
- 二 事實
- 三 決定ノ内容
- 四 決定ノ年月日及之ヲ本人ニ通知シタル年月日

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

第五章 健康保險法第八十條ノ審査手續

第七十二條 審査ノ請求ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ第一ヲ健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 文書ヲ以テ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

第一次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月並審査請求人被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ非サルトキハ其ノ職業及被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ關係
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名並保險事故發生ノ際使用セラレタル工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

- 三 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ名稱
- 四 保險給付ニ關スル處分ノ通知ヲ受ケタル年月日
- 五 請求ノ事件及一定ノ申立
- 六 請求ノ理由
- 七 立證
- 八 年月日
- 第二次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ前項第一號、第二號及第六號乃至第八號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ第一次健康保險審査會ノ決定書又ハ其ノ謄本ヲ添附スヘシ
- 一 第一次健康保險審査會ノ決定書ノ交付ヲ受ケタル年月日
- 二 第一次健康保險審査會ノ決定ニ對スル不服ノ程度及變更ノ申立
- 第七十四條 口頭ヲ以テ審査ヲ請求シタル者アルトキハ書記ハ前條第二項各號ノ事項ヲ記載シタル審査請求保證書ヲ作製シ讀開カセタル上之ニ記名調印セシメ證據書類アルトキハ之ヲ指出セシムヘシ
- 前項ノ審査請求調書ニハ之ヲ作製シタル書記署名捺印スヘシ
- 第七十五條 健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ニ對シ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ヲ送付スヘシ
- 健康保險署又ハ健康保險組合前項ノ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ答辯書及證據書類ヲ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ
- 第七十六條 健康保險審査會必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ當事者交互ニ辯駁書及答辯書ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第七十七條 審査ノ決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月
- 二 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ名稱
- 三 決定主文
- 四 決定ノ理由
- 五 年月日
- 前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スヘシ
- 第七十八條 健康保險審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作製シ健康保險審査會ノ印ヲ押捺シテ遲滯ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ之ヲ關係アル健康保險署又ハ健康保險組合ニ送付スヘシ
- 審査請求人ニ對シ決定書ヲ交付スルコトヲ得サルトキハ健康審査會ハ其ノ決定書ヲ揭示板ニ揭示スヘシ
- 前項ノ揭示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ決定書ノ交付アリタルモノニ看做ス
- 第七十九條 審査請求人ハ健康保險審査會ニ對シ決定書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第六章 罰 則

- 第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第三條、第四條、第十條、第十一條、第十七條第一項及第十八條乃至第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者
- 三 正當ノ事由ナクシテ第六十六條ノ規定ニ依ル請求ニ應セス又ハ虚偽ノ證明ヲ爲シタル者
- 四 第七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
- 五 第八條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者
- 第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第二十三條第四項又ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納ヲ怠リタル者
- 三 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

附 則

- 第八條、第九條、第十三條乃至第十六條、第十九條、第二十一條、第二十四條乃至第四十四條、第六十七條、第八十條及第八十一條ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ、第一條ノ規定ハ大正十五年十月一日ヨリ、第二條乃至第五條、第十條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ大正十五年十一月一日ヨリ、第六條、第七條、第十七條、第四十五條乃至第六十六條及第六十八條乃至第七十九條ノ規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條第一項ノ規定ニ依ル届出ノ期間ハ第十條ノ規定施行ノ日以前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ第十條ノ規定施行ノ日ヨリ五日以内トス
- 様式第一號(畧)
- 様式第二號(畧)
- 様式第三號(畧)
- 様式第四號(畧)
- 様式第五號(畧)
- 様式第六號(畧)
- 様式第七號(畧)
- 様式第八號(畧)
- 様式第九號(畧)
- 様式第十號(畧)
- 様式第十一號(畧)

様式第十二號(署)

様式第十三號(署)

【参照】

大正十一年四月二十日法律第七十號健康保險法抄録

第十三條 工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若ハ工場ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

- 一 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、選別、包装修理又ハ解體ノ事業
- 三 電氣又ハ動力ノ發生、變壓又ハ傳導ノ事業
- 四 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 五 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
- 六 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 七 貨物積卸ノ事業
- 八 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條第一項及第二項

第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシモノ又ハ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノ又ハ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被依險者ト爲リタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保險料ヲ納付セスシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ又ハ第十三條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十七條第二項

業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ一年内百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

- 一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他ノ確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四

十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十二條 第一項及第二項

保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

- 一 陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタルトキ
- 二 本法施行區域外ニ在ルトキ
- 三 感化院其ノ他ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ
- 四 監獄、留置場又ハ勞務場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

健康保險被保險者タラサル臨時使用人ノ件 (内務省令第四十七號)

健康保險法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ臨時ニ使用セラルル者ノ中被保險者タラサルモノヲ指定スルコト左ノ如シ

- 一 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ百二十日以上使用セラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

【參照】

大正十五年六月三十日公布 勅令第二百四十三號健康保險法施行令抄録

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 三 日日雇入れラルル者
- 四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者カ療養ノ給付ヲ受クル事ヲ得ヘキ醫師及齒科醫師並ニ藥劑師ニ關スル件 (内務省令第一號)

第一條 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者(以下被保險者ト稱ス)ハ所轄健康保險署長ノ

指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第二條 被保險者所轄健康保險署ノ管轄區域外ニ其ノ住所ヲ有スル場合ニ於テハ前條ノ保險醫又ハ保險藥劑師ノ外其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル健康保險署長ノ指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第三條 被保險者所轄健康保險署長ノ承認ヲ受ケタル場合又ハ緊急ノ場合ニ於テハ前二條ノ保險醫又ハ保險藥劑師以外ノ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第四條 被保險者ハ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ四里以内(診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署長ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ニ從フ)ノ里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ従事スル保險醫(齒科醫師ヲ除ク)ノ往診ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ半里ヲ超ユル里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ従事スル保險醫ノ往診ノ爲ニ要スル車馬賃ハ其ノ被保險者ノ負擔トス

附則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三章

社會衛生に關する諸種の會議及會合

第一節 國際的會議

第八回國際勞動總會

1426年5月26日瑞西「ジュネーヴ」に於て開會せられ6月5日を以て閉會せられた。
本總會の會議事項は下の如しである。

甲、正式會議事項

船上に於ける移民監督の單純化に關する件。

乙、報告の審査

事務局長の總會に對する報告

丙、諸決議案の審査

1. 「アフリカ」及「アメリカ」に於ける土人及有色人労働者の生活及労働狀況調査に關する決議案(印度労働者側代表「ライ」氏提出)
2. 印度に於ける國際労働事務局通信員設置に關する決議案(同上)
3. 失業に關する決議案(瑞西労働者側代表「シユルヒ」氏提出)
4. 科學的労働組織に關する決議案(波蘭政府側代表「ソーカル」氏提出)
5. 華府時間制條約案批准に關する決議案(労働者代表團の名に於て白耳義労働者側代表「メルテンス」氏提出)

丁、労働理事會の決議に基く審査

平和條約第四百八條に従ひ各國政府より提出せらるゝ報告審査に關する労働理事會の決議に基く審査

戊、労働機關内部の問題

1. 二讀會制問題
2. 總會議事規則の改正

本總會に於て採擇せられたる條約案及勸告は下の通りである。

1. 船上に於ける移民監督の單純化に關する條約案
2. 船中に於ける移民たる婦人及少女の保護に關する勸告諸決議案にして可決せられたるものは下の通りである。
 1. 「アフリカ」及「アメリカ」に於ける土人及有色人労働者の生活及労働狀況調査に關する決

議案(修正可決)

2. 印度に於ける國際勞務事務局通信員設置に關する決議案(修正可決)
3. 失業に關する決議案(修正可決)
4. 科學的勞働組織に關する決議案
5. 華府時間制條約案批准に關する決議案

其の他可決せられたる會議事項

1. 年報審査機關設置問題(修正可決)
2. 二讀會制問題
3. 總會議事規則改正問題

尙ほ本總會に代表委員を派遣したる國は總締盟國58國中34國にして其中完全代表を派遣したるもの28國に及び不完全代表を派遣したるものは11國に過ぎず。本邦よりの代表委員は下の通りである。

政府側 宮崎清則 逓信省管船局長 前田多門 國際勞働理事會員
 使用者側 松方幸次郎 川崎造船會社長
 勞働者側 檜崎猪太郎 日本海員組會長

國際花柳病豫防會議

國際花柳病豫防會議は大正十四年十月三日より九日まで遺傳梅毒を主題として巴里の醫科大學で開催され日本よりは土肥慶藏氏が代表委員として之に参加した。本聯盟に加盟せる列國の名を掲記すると、獨逸、英吉利、アルゼンチン、埃太利、白耳義、ポリビヤ、ブラジル、ブルガリヤ、カナダ、チリー、支那、コロンビヤ、コスタリカ、丁抹、西班牙、エストニア、北米合衆國、エクアドール、佛蘭西、希臘、グアテマラ、和蘭 匈牙利、伊太利、日本、リトアニア、諾威、パラガイ、波蘭土、瑞西、チエツコスロヴキヤ、ウエネスエラ、ユングラビアである。

第一日(十月十日)總會議

参加せる十四ヶ國の代表委員より成れる理事會は白耳義國バイエー教授を理事長に擧げて十月三日に第一回會議を開き、次の委員會を組織した。

1. 花柳病豫防宣傳委員會
2. 海港委員會
3. 移民委員會
4. 國境警戒委員會
5. 賣笑問題委員會

是等の委員會は爾後連日會議を開いて八、九兩日に開かるべき總會議の原案を作り上げた。

第二日(十月五日)學術會議

此の日から三日間は、佛國皮膚科學會が中心となつて遺傳梅毒に關する宿題を報告して、各國専門學者は其の討論に参加した。

宿題(一) 假面性遺傳梅毒

報告者 ルレツド氏(巴里) ルスメ氏及ポートルエー氏(巴里) カール氏(里昂)

之に對する演說討論の後に、出席者は次の如き結論をした。

1. 從來の定型的遺傳梅毒症なるものは、必しも本病の大多數を代表せず、寧ろ他の病の假面を被むれる遺傳梅毒頗る多し。
2. 初代又は第二代に當る後裔に遺傳梅毒の疑ある場合、之れを診察したる醫師は、必ず患者及び其の家族に就て、臨床的、保菌的及生物學的検査を行ふべし、但し遺傳梅毒の存するにも拘らず、總ての検査の陰性なること少しとせず。
3. 妊娠期間及び分娩時に於て行はれし觀察(常習性流産、早産羊水過多、小兒及胎盤の重量比例)は極めて有意義なり。
4. 試験的治療法は多くの場合に於て必要なり。

第三日(十月六日)學術會議の中日

宿題(二) 哺乳兒及第一小兒期の遺傳梅毒の治療法

報告者 ビナル氏(巴里) ルメール氏(巴里) ペーユ氏(里昂)

之に對して討論追加數多ありて後、下の結論を可決した。

1. 遺傳梅毒の證明せられたる場合には、即時に治療を開始し、多年間之を繼續するを要す。
2. 其の治療は單に梅毒症狀の消滅を目的とせず、必ずや梅毒の根治を期すべし。
3. 現に發疹の存する場合には強力のアセチル水銀療法を勵行すべし、而して其の絶對的禁忌を酌量しつゝ、漸次増量するを要す。
4. 臨床學上及血清學上、現症の全く消失したる時、尙、水銀又は蒼鉛を用ひて潜伏梅毒の根治を期すべし。
5. 内分泌腺の機能障碍の存する場合には、驅菌療法に臓器療法を併用すべし。
6. 遺傳梅毒兒を産みたる母親は必ず自ら其の病兒に授乳すべし、如何なる場合に於ても之を他人の哺育に委ねべからず。
7. 總て遺傳梅毒兒は治療休止の後も、長く醫師の監視の下に在らざるべからず。

第四日(十月七日)學術會議の最終日。

宿題(三) 遺傳梅毒の豫防療法

報告者 ミリアン氏(巴里) ルウイソラル氏、スピールマン氏(ナンシー、ペトゼー氏)
 (ポルドウ)

之に對して討論及び演說があつて後、遺傳梅毒の豫防に就ては次の結論に歸着した。

1. 傳染期に在る梅毒患者の結婚は絶對に之を嚴禁すべし。
2. 後天及先天梅毒患者にして、結婚せんとする場合には、左の條件を必要とす。
 - a. 結婚前に長期に亘りて治療を加ふること、但し其の期間は一定せざるも、陰血清期に於て驅菌療法を開始せる場合、若くは既に長期間嚴重なる同療法を受けたる者にあつては、短期間にてよろしかるべきも、治療前既に陽血清期に入りたる患者、若くは從前の治療の不充分なりし場合には、是も長期の治療に服すべし。
 - b. 臨床的並に血清學的検査によるも、約一ケ年間毫も梅毒の活動的徴候を認めざるを要

す。此際誘發療法と腰椎穿刺とは必要なる補助診断法なりと認む。

- c. 婚約者は上記の條件を充たせる場合と雖も結婚前二三ヶ月以内に尙一回の驅毒療法を行ふを安全とす。
斯くして結婚を許され配遇になりし後と雖も常に臨床學的並に血清學的監視の下に在るを要す。
- d. 既婚の男子、若し梅毒に罹る時は、自己の健康の爲め並に家族に病菌を感染せしめざらんが爲に、即時に完全なる驅毒療法を行はざるべからず。其妻たる者も亦精密なる臨床學的並に血清學的試験を受けて、當分避妊し又は妊娠の場合は例へ何等徴症を認めずとも、妊娠期間を通じて治療を受くべし。
- e. 生後完全なる検査に依りて徴症の認められざる初生児と雖も、哺乳兒遺傳梅毒療法原則に準じて治療を施さざるべからず。

〔希望條項〕遺傳梅毒に関する學術會議終了の後、ミリアン氏外四名の佛國専門學者から、次の希望條項が提議せられた。

1. 現行の梅毒撲滅の方法は、之を存続し、敷衍して更に有効ならしむべきこと。
2. 此方法を最も有効に活用せんが爲め醫界の協力を促すこと。
3. 醫師の補習又は學生に授業の際には、後天及び遺傳梅毒の豫防法、並に梅毒に罹れる未婚者、妊婦、又は梅毒患者の子孫等に對する療養法、及び監視法に就て講義を行ふこと。
4. 施療院は院長監視の下に社會衛生相談所と連絡を保ち、社會救濟機關の援助を受くること尙小兒の天死の豫防、又は結核豫防の事業と同一たるべし。
社會救濟機關の任務は、梅毒患者を見出してこれを施療院又は醫師の許に送るなるべし。
5. 妊婦收容所及初兒機關(例へば産婦乳母及哺乳兒の診斷所、産院の類)は遺傳梅毒撲滅の見地より、血清試験室を備ふる梅毒施療所と密接の連絡をとり、若くは専門的施療所を併置すべし。
妊婦收容所は産科醫梅毒専門醫及小兒科醫の協力により、母子の監督と治療とを繼續することを保證せざるべからず。
6. 公衆の梅毒豫防教育は、社會の各階級を通じて勵行せられざるべからず。
7. 性教育及性病豫防教育は最高及び次級學校に於て施さるべきこと。但し其教授法は若き聽講者及び家族に疑惑を起さしめざる程度に於てすべし。
8. 結婚すべき子女ある家庭をして、配遇者の醫學的検査により子孫に傳染遺傳すべき病菌の存在せざることを確定するの利益なることを知らしむべし。

因に土肥氏は會議の第三日午後の第一席に於て「東亞に於ける遺傳梅毒の病理及治療法に關する歴史的研究」を報告した。

第五、六日(十月八、九日)總會議

各委員會に於て作製せる原案は、十月八日に總會議を開いて、各國代表委員の討論に附した。議論は兩日に渉り紛糾したが九日午後六時に至つて全部下記の如く議了した。

(一) 宣傳方法

花柳病豫防國際聯盟の事業に屬する諸問題の解決は、必ず政府の協力補助を受くべきものなるを以て、本委員會は加盟せる各國豫防會、及び適當なる個人及團體に對して、書記長より更に書面を發して、本加盟の政府に加盟を懇請せんことを要求す。其他、本委員會は次の事項を希望す。

1. 加盟國の赤十字社、或は豫防協會は、其報告中に國際聯盟員たる資格を明記すべし。
2. 各國の豫防協會は、花柳病の豫防を目的とする會合、並にたとへ單に花柳病豫防のみを目的とせずといへども花柳病國際聯盟の發展上に、有益なる協同事業を爲す所の團體の目録を書記長に提出すべし。
3. 各國の豫防協會が聯盟の綱目に屬する問題を研究調査せんとするに當りては、自由に國際聯盟の援助を受くることを得。
4. 各國の豫防協會が自國內に於て、諸種の運動を起すに當つては、常に國際的見地を失はざることに注意し、其運動の爲に支出せられたる資金に國際的活動用の資金を追加して、目的を貫徹すること。
5. 定款の第二條第一項に規定せられたる國際報告書 Bulletin international d, Informations を、可成早く發行すること。此報告書は二ヶ月目又は三ヶ月目に發行せられ、主として花柳病豫防宣傳の意味に於て、豫防上のみならず風儀上に關する種々の實際的報道を爲し、次の二項に關する記事を必ず掲載すること。

(イ)國際聯盟の加盟團體に對する寄附金の報告

(ロ)聯盟に關する問題を論ぜる諸種刊行物の報告

此報告は、第一に世界各國の總ての團體協會、學生團體の如き宣傳の効果極めて大なるものに對し、無料にて配布せらるべし。此報告書は佛蘭西に於て發刊せらるべし。但し母國語にて刊行せられんことを希望する國あるときは、實費を徴收して其需に應ずべし。

6. 聯盟書記長は、本聯盟の目的、組織、事業等を印刷物を以て、なるべく廣く公表し、以て加盟を勧誘すべし。
7. 書記長は國際聯盟の全加盟團體に依りて採用せられたる宣傳ビラの主文を研究して之を紹介すべし。

(二) 海港に於ける豫防方法

花柳病豫防國際聯盟は、海員の驅毒を實現すべき企圖を有するに因り、本委員會は下の事項を要求す。

1. 花柳病豫防國際聯盟は、海員花柳病撲滅を期せんが爲に、船舶所有者と歩調を同うして活動せんことを加盟國政府に對して勧告。
2. 衛生部員を缺ける船舶に於ても、直接衛生上の見地より海員の治療に關する總ての問題を攻究すべきこと。

3. 花柳病豫防國際聯盟に加盟せる國の官立機關、若くは豫防會は、海員の入港時及び碇泊期間中、新聞又は任意の團體、若くは其他の報告、講演會、小冊子、宣傳ビラ等を用ひて、海員に衛生上、豫防上、風儀上及び教育上の宣傳をなすべきこと。
4. 國際的宣傳ビラは、花柳病豫防國際聯盟の書記長をして刊行せしめ、將來之を豫防宣傳用小冊子に纏めしむること。
5. 海員の治療繼續を可能ならしめんが爲に各海港に設立せられたる施療所の完全なる國際的目錄を製作すること。
6. 花柳病豫防國際聯盟は、各國の政府、若くは豫防會の媒介に依り、船舶所有者團體及び其他の海員機關と連絡を保ち、次の諸項に關して協同の動作を取り、又精神上及び物質上の援助を爲すこと。
 - (イ) 上記の豫防宣傳
 - (ロ) 各海港地に相談所を常設して海員の利用に委ね、精密なる案内書(施療所の所在、診察時間表)を交付し、治療に要する費用と其出所とを明示して、自由に治療を受くるの便を得せしめ、以て非醫者の騙欺的廣告を信ずるの如何に危險なること、繼續して早期に治療を受くることの如何に必要なかを、遍く海員に知らしむること。
 7. 即時消毒と早期治療とが最も必要なことを、常に念頭に置くこと。此の目的の爲に、信頼するに足る機關と協力して、適當の機關を設置すること。
 8. 花柳病豫防國際聯盟は、海員花柳病豫防法として採用せられたる國際的方策を完全に且つ實際的に實現せしめ、又之を統一することに勉むること。
 9. 國際聯盟の書記長は關係協會に向つて、碇泊せる船舶に娼婦の接近することが、花柳病蔓延上甚だ危険なることを警告して娼婦の接近を防遏する方法を講ぜしむること。

(三) 移民取締問題

花柳病に感染せる移民は、大抵自己の疾患の悪性なること、並に航海中及び移住國に於て周圍の者に危害を及ぼすことを知らざるが故に、本委員は次の事項を要求す。

1. 外國に於て花柳病豫防國際聯盟に加盟せる國內豫防會の責任として移民に向ひ其出發前數週間に亘り、一定の法式を以て反復豫防を爲すべきこと(新聞、小冊子、活動寫眞、宣傳ビラ等)
2. 身體検査部に於ては移民の花柳病を發見するに努むること、宛も他の傳染病に對するが如くなすこと。
3. 船舶に繼續治療を實行し得る機關を備へざるに非ざれば花柳病患者を乗船せしめざると。
4. 各國の豫防協會は、關係地方の機關と連絡を取り、移民の出發と其の目的地とを花柳病豫防國際聯盟の書記長に報告すべしこれ書記長をして移民の目的地の官立或は私立機關に豫め之を通報せしめ、陸路又は海路にて到着したる移民の健康状態及び風儀が、國際聯盟にて規定せる綱目に該當せることを保證せる傳票を受領せしめんが爲めなり。
5. 各國の豫防協會は常に講演會宣傳ビラ、小冊子等を以て、移民に豫防衛生風儀に關する

教育を施し又母國語を以て記したる治療所表治療實施に關する種々の事項を詳記せる書類を交附すべし。

6. 移民の健康及び風儀を常に佳良なる状態に在らしめん爲には上述の宣傳は常に移民の出發時と到着時とに行ふのみならず、能ふだけ屢々行ふべし。
7. 書記長は一定の國、例へば合衆國及佛蘭西が花柳病に罹れる移民の入國を禁止したるが如き方策を、各國政府に通報すること。
8. 右の如き衛生的防禦策は、移住國のみならず免稅通過國にも實施せしむべし、然るときは移民は已むを得ず治療を勵行するに至るべし。
9. 書記長は各國に於ける移民の風儀上及び健康上に最良の寄與を爲したる國策制度を知らんが爲めに、一九二六年度に於て世界各國に諮問を發すべきこと。

(四) 國境警戒問題

國境を越へて民族の移轉するに依り、微毒を新に輸入することは國內に於ける微毒流行を消滅せしむることを遷延せしむるものなり、故に之に對して一定の方策を講ずるの必要あれども、此の方策を制定するに先ち、次の諸問題を攻究するを要す。

1. 花柳病豫防國際聯盟は西班牙、白耳義、瑞西、匈牙利及本聯盟に加盟せる南米諸國をして、次の事項を調査せしむべし。
 - (イ) 國境の近部に住居し、晝間或は一定の期間を限りて隣國に至り、職業に従事する者の平素の動靜を知ること。
 - (ロ) 斯の如き住民間に於ける花柳病患者の百分率を最も正確に算出すること。
 - (ハ) 右の労働者が常に出入する集合地點を調査すること。
 - (ニ) 國境通過の許可に關する行政上の條件を知ること。
2. 以上の調査報告を待つまでもなく、花柳病豫防國際聯盟加盟國の豫防會は、直ちに國境を往復するものに向つて豫防上及び風儀上に關する宣傳を行ふべし。
3. 國境住民の衛生状態を改善せんが爲に、國際聯盟に加盟せる諸國並に上記の諸國の豫防協會又は官立機關は、國境通過に關する行政方策に編入せらるべき衛生上の方策を發表すること。

(五) 賣笑制度問題

微毒の撲滅を期するには、花柳病患者を治療に依りて消毒するを唯一の方法とし、賣笑制度は孰れの國に於ても亦何の時に於いても花柳病に因る危害を防止すること能はざりしを以て、本委員は次の二項を要求す。

1. 賣笑制度の廢止。
2. 國民全體(男子、女子、小兒)を對象とせる方策にして個人の自由を主眼とせる方策の適用。本委員會は各國の風俗習慣の適合せる方法に基き、左の諸項を禁止せんことを懇願す。
 1. 客引(街路及雑踏の場所に於ける)。
 2. 遊蕩の情を犯さしむる刺戟、殊に男女の幼年者を墮落せしむる方法(例へば活動寫眞、

刊行物等)

3. 男女誘拐、誘惑、蓋し相手の情慾を満足せしむる目的を以て誘拐を行ふことは、遊蕩心を増長せしめ、遂に賣笑行爲を常習とするに至らしむべし。
4. 陰語、暗號等を用ひて自己の賣笑婦たること、又は賣笑婦周旋者たることを廣告すること(廣告、宣傳ビラ、小冊子、新聞挾廣告、繪畫、書狀等)
5. 醫師たると否とを問はず、花柳病を治療せしむる薬品を公衆に廣告すること。

本委員会は、尚ほ左の事項を要す。

1. 遺傳に依りて花柳病の危険を公衆に知らしめ、本病に罹れる者は必要なる治療(無料にても)受け得ることを公示すること。
2. 醫師團體に向つては花柳患者に對する助言につき、完全なる協同的活動を要求すべし。醫師が花柳病の怖るべきを患者に知らしめ、之に養生法、治療手續等を明記したる覺書を交付することは極めて必要とす。

以上は各委員案を總會に於て修正したるものであつて、各國委員はその決議録に署名した。但し賣笑制度問題に就て土肥氏は我國は歐米と國情を異にすることを言明した。

尚ほ次の國際會議は丁抹委員エーレルス氏の提議により、一九二七年八月の候に、丁抹首府コペンハーゲンに於て開催することに決定した。

國際聯盟主催衛生技術官交換會議

國際衛生技術官交換會議は七月七日壽府に於ける同理事會にて決定、即ち同日の議題は日本に於ける衛生施設と國際聯盟の衛生機關との間に連絡を設けるの件であつて、日本に於ける衛生施設の非常なる發達に鑑み、此の際一定の方法に依り、日本の公衆衛生事業と聯盟衛生機關との間に連絡を設ける必要があるとて、次の具體案が提議された。

- 一、日本に特別衛生施設連絡委員會を設置すること。
- 二、日本衛生技術者を歐洲に派遣せしむること。
- 三、歐洲の衛生學研究家を日本に派遣せしめ日本の各種公衆衛生並に研究事業を視察せしむること。
- 四、從來單に日本語を以て發表されたる或る種の(公衆衛生)學術業績報告を歐譯刊行せしむること。

第五回結核豫防國際同盟學會

九月三十日より十月二日迄三日間ワシントンにて開かれた。我國よりは高野六郎博士が代表として出席した。

太平洋國際衛生會議

太平洋に關係ある各國の代表を集めて開催せられたる第一回太平洋衛生會議は、十二月十

五日より四月二十四日の約四週間に亘り濠洲メルボルンに於て舉行された。本邦よりは防疫官加藤源三氏代表者として同會議に出席、英、佛、米、濠洲、新嘉坡及馬來聯邦、大西洋等十二ヶ國政府代表に國際聯盟も參加し、十二月十五日の午後三時より濠洲聯邦議事堂に於て開會式を擧げた。同會議の討議事項は下の如くである。

1. 太平洋の周圍に於ける大陸よりの傳染病と其豫防
2. 群島間の疾病と其豫防
3. 現在存在する傳染病の豫防撲滅法の確立
4. 疾病救護に關する醫療組織及病院施設發達

各員は右の範圍の下に左の順序を以て討議をすゝめた。

1. 重要なる風土病の分布と傳播程度の調査
2. 風土病の情報、外來傳染病發生の情報、風土病の存在せざる所に新しく發生した場合の情報と交換する爲めに中央局の設置
3. 傳染病蔓延の虞ある各國行政廳間の豫防に關する協定
4. 傳染病豫防の檢疫措置協定
5. 熱帯醫學と衛生智識普及に關する協定
6. 衛生施設の統一的發展を促す事

これらの各項について、更に各自の意見を交換したる後新たに次の三項につき審議を進めた。

第一、情報の交換

シンガポールの國際聯盟極東情報局の機能を助成する意味で濠洲衛生局が其の機關となり情報の交換を行ふことになつた。

第二、檢疫措置の協定

一つ一つの傳染病に付き具體的案を作製し、各國政府の意見を徴し、其の上實行すること。

第三、重要なる傳染病の調査機關の設置

同機關の設立を決議し、之を聯盟に送り、聯盟の指揮を仰ぎ、調査項目調査機關の構成をなすことになつた。

但しこれらの事項に關しては、その區域に關して意見百出容易に決するを得なかつたが、差當り赤道以南東經百四十度、西經百四十度の間と定め、然してその區域は、主として英國屬領及同區委任統治國と佛領にして、我が日本は區域外なりとの理由の下に、これに參加不参加は自由であると決議され、昭和二年四月二十四日閉會した。

第十六回國際統計協會會議

同會議開催につき會員中六十二名出席した。

上程の議題は下の如くであつた。

第一部會(方法論及人口統計)

1. 産業分類 2 各種統計調査に對する代表方法の應用 3. 衛生統計(死因關係)
4. 移民統計

第二部會(經濟統計)

1. 産業的生產實査 2 專賣品に關する産業又は消費稅賦課の産業の生産に關する統計
3. 原料品貯藏統計 4. 大都市に關する統計

第三部會(社會統計)

1. 生計費統計 2. 勞働事故統計 3. 失業統計 4. 賃銀統計(勞働時間統計も含む)
次に同會決議を記載す。

1. 勞働傷害統計

國際統計協會は千九百五年の倫敦會議に於て採用したる決議に基き、且爾後統計學と勞働傷害法との顯著なる發達に鑑み下掲希望條項を附加した。

第一 勞働傷害の分類

勞働傷害は産業別、傷害の原因別、勞働不能の範圍及程度別、傷害の部分及種類別に依り之を類別することを要す。

(1) 産業の種類に依れる勞働傷害の分類は、危險係數の比較的昂上せる産業の個別研究上特に之を細別して、本會議第一部可決表所掲産業を含むことを要す。

(2) 原因に依れる傷害の分類は下の如く之を細別することを要す。

1. 機械 イ、發動機 ロ、傳導機 ハ、起重機 ニ、機具及機械業
2. 輸送 イ、鐵道 ロ、船舶 ハ、車輛
3. 爆發、火災 4. 中毒、火傷、腐蝕 5. 感電 6. 墜落 7. 物上行進、衝突 8. 物體落下
9. 崩壞 10. 機械裝置なき物體取扱 11. 手工具 12. 動物加害 13. 其他

將來特に複雑なる原因に基ける傷害の直接原因に關する定義中に包含すべき主義及原則を確定することを要す。

(3) 勞働不能の範圍及程度に依れる傷害の分類は、之を致命傷害、不致命傷害、一時不能、永久不能に區別することを要す。

一時不能は其の期間に依りて之を分類し、齊一に第一、一週以下 第二、一週以上二週以下 第三、三週以上 四週以下 第四、四週以上六箇月以下 第五、六箇月以上一年以下 第六、一年以上二年以下 第七、二年以上三年以下と爲す。

永久不能は其の程度に依りて第一、百分の十以下の不能 第二、百分の十以上二十以下の不能 第三、百分の二十以上四十以下の不能 第四、百分の四十以上八十以下の不能 第五、百分の八十以上百以下の不能 第六、百分の百の不能と爲す。

永久不能は永久と認めたる時之を分類す。

(4) 傷害の部分は之を傷害の種類と區別し、第一、眼以外の頭部 第二、眼 第三、腕手 第四、脚足 第五、其の他の部分 第六、一般且複雑なる傷害と爲す。

此の各名題は更に之を細別することを得。

(5) 部分別傷害の分類は之を種類別傷害の醫學的分類と結合することを要す。
注意 上掲統計書には下に掲ぐる諸項の説明を添ふることを要す。

1. 立法上の範圍
2. 保險及賠償の制度(強制的又は任意的)
3. 統計中に含める傷害の種類
4. 傷害申告の方式及統計作製の方式
5. 被害者又は權利者に對する賠償金の摘要

勞働傷害と同一の名義を以て勞働疾患を賠償する國の統計表は、勞働疾患と勞働傷害とを區別することを要す。

第二 危險率

産業と産業國と國との對照上頻度及重度を算定することを要す。

(1) 頻度は從業時數を以て傷害數(之に十萬を乗ず)を除して之を定む。

(2) 重度は從業時數を以て喪失從業時數(之に十萬を乗ず)を除して之を定む。

實際上の困難に依り從事時數を算定し難きときは、其の國又は産業の經濟的及社會的狀態に依り、職工の單位數即ち三百を以て除せる從業日數又は職工の平均員數を以て之に代ふ。
國際統計協會は勞働傷害に關する諸問題の益々複雑化するに鑑み該問題研究の續行を依頼すべき一委員會を任命せんことを決議す。

1. 失業統計

1. 失業保險の普遍的制度存在せる國に於ては、斯の如き制度の運用より得らるる材料は、失業者條件研究の爲最良の失業統計なりとす。

2. 上の統計は最小限度に於て、次の諸項を具ふるものならざるべからず。

(1) 毎年失業保險に加入せる勞働者總數、但し實行し得る限り勞働者總數に對比せしめたるもの。

(2) 毎月一定日に於ける救済を受けつゝある失業者數及同月に於ける保險失業勞働者總數(救済を受くると受けざるとに拘らず)

(3) 毎月一定の日に於ける被保險失業者、救済を受くると受けざるとに拘らずの總數が、被保險勞働者の該總數に對する割合。

(4) 毎年當該年間に於て救済の爲に支拂はれたる總金額限定期間内例へば週月年の一期内に於ける失業日數と失業せざりし場合を假定したる勞働日數との歩合。

3. 強制又は任意の失業保險に基く統計と別個に勞働團體より次の事項を蒐集すべし。

(1) 毎月一定日に於ける勞働團體に屬する失業者總數及調査を受けたる該團體加入者總數に對する上失業者總數の百分比。

(2) 毎年調査を受けたる勞働者數の當該産業又は職業に於る勞働者總數に對する百分比。

4. 公設職業紹介機關より得る統計は次の諸項を含むを要す。

- (1) 毎月一定日に於て求職者として登録せられたる労働者總數及同日に於て引續き缺員状態にある求人件數。
- (2) 一箇月間に於ける労働者の求職件數求人件數及就職件數。
5. 職業紹介所統計は、出來得る限り不熟練職工を他の種の職工と區別し得るやうに編成すべし。
6. 右の外就職状態に關する材料を定期的に成る可く毎月一回數多の代表的雇主より蒐集したる申告に基き公表すべし。
7. 一定の時期又は一定の期間に於ける失業者に關する一層完全なる資料を得る爲め、人口調査若くは産業又は職業調査施行の際に、失業の幅員に關する資料を利用することを得、又失業者の員數及狀況を確むる爲め、時々全人口に關する特別調査又は適當なる爾餘調査を行ふことを要す。
8. 以上の決議事項に述べたる統計は男女別とし、且つ出來得る限り職業紹介所より得る統計に在りては、個々の職業に關する數字を、又労働組合及保險統計の場合並産業又は職業に關する特別調査の場合に在りては、時宜に應じて個々の職業又は産業に關する數字を表はすべし、之に用ふる分類は職業紹介の運用上に適用し得る限り、一般人口調査に用ふる分類を使用すべし。
9. 失業統計の國際比較を容易ならしむる爲、以下諸項の實現せられむことを望む。
- (1) 各種失業統計の編成に用ひられたる方法を精確明細に指示し、且常に最近の狀況を知らしむべきこと、特に各國は自國失業統計の價值に影響するが如き法制上又は行政上の變革を提示すること。
- (2) 各種の統計を用ひられたる様式及質問簡條は總て其の寫を關係諸機關に送付せらるべきこと
- (3) 各國は出來得る限り精確に自國の失業統計が、理想的統計に對比して幾何の價值あるかを決定するを要す、理想的統計とは労働者總數に對する失業者總數を如何なる日付に於ても表はし得べきものを意味す、此の目的に對し次の諸項を認む。
- イ、失業統計の關係すべき理想の人口の範圍は、勞務の契約による就職を以て常規約の生活方便となす總ての者及從來賃銀收得者にあらざりしものにして賃銀收得者たらんとする者なりとす。
- ロ、統計に掲出すべき失業は疾病、虛弱又は労働爭議參加又任意不就職者を除外し職業の缺乏は就職中に於ける仕事の缺乏に基因する失業に限らるべきものとす。
- ハ、失業者と認むべき必須にして充分なる條件は當人が少くとも一日以上仕事を爲し居らざりし事ならざるべからず。
10. 一部失業は成る可く完全失業と區別して表章するを要す。

1. 賃銀及労働時間

第一 賃銀に關する決議

國際統計協會は賃銀は單なる賃銀の見地より之を考察せず、尙生産の分量又は價格と關連し生産費及生産の要素として賃銀を研究することの大なる利益たるに鑑み、且又右研究は生産の調査に於て一部分行はれ居るも此の點に就き生産統計と賃銀と統計とを調整すべき餘地あるを認め該調査の委員附託を議決す。

第二 賃銀及労働期間に關する決議

國際統計協會は千八百九十一年の維也納會議の決議就中單に平均の摘出に止らず賃銀の附隨的利益を參照して個別的労働期間及賃銀を確定するの要ありとなす決議に依り

第一、此決議の主旨を確認し、先づ調査に依り職工及使用人の賃銀簿に基く賃銀に關する資料蒐集方法の採用を勧告す。

労働賃銀及労働期間

各國は各場合に於ける狀況及條件を考慮し、成可く屢々賃銀率、實際所得率及労働の常規的期間及實際期間に關する詳細なる統計を蒐集公表することを要す。

國際比較を容易ならしむる爲め、各國當該主務官廳は成可く下記の原則を遵守せむことを要す。

1. 常規の間隔を置き一年一回以上上の事項を公表せんことを要す。

(1) 政府又は公廳の確定又は確認せる最低率

(2) 集合契約の目的たる賃銀率

(3) 職工の各標準種類に付き工場主組合及職工組合の承認率

2. 銀賃の一般的變動に關する資料を拾收する爲に屢々政府乃至公廳の確定又は確認せる最低率又は工場主組合及職工組合間の協約に依る最低率の變動に基因する變化の性質及重要さに關する資料を發表することを要す、其の資料は常規作業時間の變更及慣習的出來高拂賃銀率の改訂に就きて、之を供給することを要す。

3. 定期的に一年一回以上労働者各自實際所得の平均及一年又は一年内の標準時期に於ける實際労働期間の平均は各重要産業に就き、雇主又は代表機關より提供せらるゝ資料を基礎として、之を提示することを要す。

4. 上掲資料に依り名義的賃銀率及實際所得變動の一般的方向を示すべき指數を算定することを要す。賃銀購買力の指數も亦實際所得の變動と生活費の變動とを綜合し、尙右兩指數列の比較性の確保に留意して、之を算定することを得。

指數の算定に使用せる名義的賃銀は、總て之を指示することを要す。

5. 賃銀に關する一般調査は一層煩繁ならざる間隔を置き各作業場の賃銀簿に基きて標準週間の賃銀率及實際所得を指示し之を行ふを要す。此調査は産業、地方、職業の種類性及成少年の區別により之を行ふことを要す。

各國に於ける上掲原則の實行を視るに至るまで、賃銀及労働期間の統計には、少くとも次の事項を提示することを要す。

(1) 各標準種類の時間労働者の一時間當り賃銀率、但し各種類毎及種類の總體に對し被調

査労働者数の多寡に依る重みを附するものとす。

(2) 標準時期中少くとも一年一回各標準労働者殊に時間労働者の實際所得労働常規期間に對する所得又労働期間

(3) 實際賃銀及生活費の指數に基ける實質的賃銀の指數賃銀に關する統計資料には下記の各項を掲ぐるを要す。

イ、労働の三要素即ち種類、労働の程度、期間の労働單位を確定すべき資料

ロ、統計資料の蒐集算定法を詳示すべき資料

ハ、此の種統計資料が代表的方法に依り取得せられたる場合は該方法の適用條件を完全に提示するを要す。

第二回國際労働協會總會

同會は十一月六日午後三時半より東京市協調會館内に於て開かれた。出席者は會員全部六十五名議長に下村宏氏副議長に那須皓氏立ちて次の議案を可決した。

工業に於ける労働時間制限に關する決議。

國際労働會議への労働代表選定につき農民組合の参加を容認することに關する決議

婦人の坑内労働禁止に關する決議

紡織業に於ける徹夜作業禁止に關する決議

第三回國際労働統計家會議

國際労働局主催第三回同會議は十月十八日より二十三日に至る五日間ジュネーブに開催
(1) 産業分類 (2) 團體協約に關する統計の編成方法 (3) 産業總議に關する統計の編成方法 (4) 家計調査統一方法の四項を議題とした。

参加國は日本外二十ヶ國であつて本會議に於ては特に家計調査統一方法に關する協議が重要視せられ、十年毎に一家計調査を施行するの必要を認定し尙其の調査は充分長期間に渉る相當多數の世帯による毎日の収入支出の記録に基くを要する旨認定した。其の他の三項に就いても慎重審議が行はれ其等の事業を繼續する事に就いては國際聯盟國際統計協會の協力の下に行ふべき事項に關し數ヶ條の決議をした。因に本會議は前田多門、櫻井安左衛門の兩氏日本代表委員として出席した。

科學的管理法に關する第二回國際會議

科學的管理法國際會議は十一月十四、五、六日の三日間に互つてベルギー、ブラツセル市に於て開催された。同會議はベルギー、イギリス、アメリカ、フランス、伊太利、スペイン、ポーランド、ルーマニア、スキス、チエツコスロヴァキア及び日本等に於ける該方面に於ける研究機關及び産業團體の會同に依り、大體一般管理に關する諸問題、生産管理、販賣管理、

事務室管理、公共及び農業に於ける科學的管理法の適用等の部門に分たれて協議がすゝめられた。

第二回東洋赤十字會議

第二回東洋赤十字會議は11月15日より同月23日に互つて日本赤十字本社記念館講堂に於て開會、平山社長及ペイン兩氏を議長とし、次いで議長は總會幹事を赤十字聯盟事務總長秘書エル・イード・ギールグツド日赤本社調査部長軍醫監井上圓治の二氏を任命し、下記の議題に就きて連日審議するところがあつた。

第一特別委員會

一般議題

(イ) 各國赤十字社の社員及財原増殖の宣傳に關する件

(ロ) 赤十字は赤十字事業に關聯せる公私各團體及政府奉仕事業と協同するの件

(ハ) 極東各國赤十字社間の協同關係を今一層親密にし且一層有効にする方法に關する件
(特別委員會の討論の基礎として日本、暹羅兩赤十字社及赤十字社聯盟事務局より報告書提出せらる)

第二特別委員會

災害救護

(イ) 赤十字の救護部又は本部委員の職務に關する件

1. 豫防方法及救護事項の專門的研究調査

2. 既成の救護團體が看護部又は看護委員、少年赤十字、其の他の團體及赤十字地方委員、

官公立救護團體と協同すること

3. 救護員の養成

4. 救護材料及其の貯藏

5. 救護事業の財政基本

(ロ) 既に提案となれる國際救護聯合定款草案中に規定せる趣旨を基礎として特に同一地理的地域關係を有する各國赤十字社間の協同に關する件

(ハ) 赤十字社聯盟事務局は災害救護に關する事件の書類作成及之が報告をなすの中心機關たる責任を有し、其の結果赤十字社聯盟事務局は國際救護聯合の業務執行者たるべき責任に關する件

(米國、日本兩赤十字社及赤十字社聯盟事務局より報告書提出せらる)

第三特別委員會

保健

(イ) 下記運動に對し本會議に委員を派遣したる各國及國際場裡に存在する各赤十字社が参加するの件

1. 結核豫防 2. 花柳病豫防 3. 阿片及他の危險なる藥品の及ぼせる毒害豫防
- (ロ)患者救護所、療養所及其他の保健機關を各國赤十字社にて建設するの件
- (ハ)各國赤十字社は天然痘・蜜扶斯・赤痢・實布的里亞・虎列刺・黑死病等の流行病に既に有効と認められた豫防注射法を普及するの件
- (支那・暹羅兩赤十字社及赤十字社聯盟事務局より報告書提出せらる)

第四特別委員會

看護

- (イ)赤十字看護委員會の組織及職務に關する件
- (ロ)赤十字看護婦の登録に關する件
- (ハ)看護に關する法律、生命保險、其の他に關する件
- (ニ)看護婦學校の設立左記人員の養成に關する件
 1. 看護教師 2. 協會看護婦 3. 公衆衛生看護婦
- (ホ)公衆衛生看護勤務の主旨及其の組織に關する件
- (日本赤十字社及赤十字社聯盟事務局より報告書提出せらる)

第五特別委員會

少年赤十字

- (イ)少年赤十字の根本的主義に關する件
 1. 目的 2. 組織 3. 宣傳
- (ロ)不就學兒童を少年赤十字團に加入せしめ、且此等兒童を以て別に少年赤十字團を組織するの件
- (ハ)完全なる衛生上の習慣を兒童に知得せしめ、且之を實行せしむるの件
- (ニ)少年赤十字團員の社會的事業の活動に關する件。同一國及各國の少年赤十字團間の友誼的關係を計り且之を持続せしむるの件。學校間通信交換に用ゆる學藝品に關する件。
- (日本、暹羅、英國各赤十字社及赤十字社聯盟事務局より報告書提出せらる)

第三回汎太平洋學術會議

第三回汎太平洋學術會議は十月三十日より十一月十一日迄連日衆議院議場に於て開催せられた。天文學、地球物理學、化學、物理學、地質學、地理學、生物學、農學、醫學、工學、數學、無線電信學、人類學等の諸學科に關し、主として太平洋沿岸に住する民族に關係を有る點に就いて演說論議せられたものであつて最後に「太平洋學術會議を永久的の學術會議とす」との議案を通過し閉會した。

前記論議の内、人類及人種と衛生學及醫學等に關する演題は下の如くであつた。

1. ミクロネシア土人の頭蓋骨と骨格に就て 長谷部言人 1. 日本に於ける頭指數の地理的分布 松村暲 1. 日本人種の平均体重、の測定 吉田章信 1. 濠洲土人の特徴に就いて テイラー 1. 倭少人種問題 ビルマー 1. パプア人に就て (特にニューギニア及

- 其の周圍に於ける) 同上 1. シュブツ島と其の住民 エルレ 1. 濠洲土人の米園移住
 リベット 1. 太平洋諸島種族に就て 同上 1. ポリネシア人と日本人との人類學及言語學的關係 ブラウン 1. 日本各地に於ける日本人の血系圖の分布 古畑種基 岸孝義
 1. 東亞細亞の人類學研究に於ける地理學的並に統計學的方法 チェプールコブスキー
 アレー人の謎 スタール 1. 比島に於ける最近の考古學的發見 ベーヤー。
 その他衛生關係論文としては次の如きものが邦人によつて報告せられた。
1. 家禽ペストの病毒の實驗的研究 中村哲哉 川村隣也 1. 天然痘と羊天然痘との關係に就て 城井尚義 1. リンダーペストに對する豫防注射の實驗的研究 綱崎干晴 1. 恐水病と其の撲滅 近藤正一 1. 日本に於ける食料の消費實狀に就て 1. アイスの衛生狀態 戸田正三 1. 營養研究の新方法 1. 健康増進の爲精白米の加税問題 佐伯炬

國際癌大會

北米對癌協會主催の下に九月二十日より二十四日迄モホンク湖畔(紐育市郊外)に於て大戦後第二回國際癌大會が催された。出席者は米、英、佛、丁抹、瑞西、白、伊、獨、和、九ヶ國以上に達した。註、日本よりは出席者がなかつた。同會議に附議された事項は下の如くであつた。

第二節 國內的會議

都市衛生主任會議

第三回全國都市衛生主任會議は五月二十日午前十時より、神戸市廳市會議事堂に開催、下記の諸項を協議した。

建議事項

- 第一號、前回の衛生主任會議に於て可決建議したる事項の促進督促の件(名古屋)可決
- 第二號、第一回都市衛生主任會議に於て可決せる各議案の實現を其筋に要望すること(堺)可決
- 第三號、國立博物研究所の設置を其筋に建議するの件(室蘭)可決
- 第四號、常時職工五十人以上を使役する工場の便所は淨化裝置の方法に據り處理すべきこと、但し都市地域内設置のものに限ること(岐阜)可決
- 第五號、汚物掃除法(明治卅三年三月法律第卅一號)中に下の一項を追加方其筋へ建議の件官廳、公署、官立、公立學校病院等に於ては其長は本法の規定に準じ其地域内の汚物掃除に關する事項を施行すべし(明石)可決
- 第六號、汚物掃除費に對し相當補助金交付の規定方其筋に建議の件(姫路)可決
- 第七號、汚物處分費に對し國庫補助金を交付せられんことを其筋に建議の件(函館)可決
- 第八號、汚物の處理に要する市費に對し補助金下付の議其筋へ建議の件(大阪)可決
- 第九號、畜舎取締に關する法令發布方其筋に建議の件(札幌)可決
- 第十號、醫師住所異動又は變更に關し前住所

地の市町村にも通知せらるゝ様醫師法施行規則第七條の改正方其筋に建議の件(山形)可決第十一號、死亡診斷書は衛生局年報の死亡病類別に據らしむるの方法を探らしむることを其筋に建議するの件(室蘭)保留第十二號、行旅病人同死亡人取扱費用は全部官費若くは公費支辨のことに法規の改正を建議すること(山形)可決第十三號、墓地及埋葬取締規則中埋火葬の認許は死亡地の市町村長之が爲す可きかを明かにせられん事を其筋に建議すること(甲府)宿題第十四號、墓地及埋葬取締規則改正方法を其筋へ建議の件(岡山)宿題第十五號、明治十七年十一月内務省令達乙第四〇號墓地及埋火葬取締規則施行方法標準の改正を要望したし(佐世保)宿題第十六號、火葬獎勵の意味に於て土葬の禁止をなすべく全國都市より漸次實行方法令の發布あらんことを内務大臣へ建議すること(松本)宿題第十七號、種痘法第一條改正を其筋へ要望の件(福岡)宿題第十八號、定期種痘第三期制施行方其筋に建議の件(山形)宿題第十九號、市町村傳染病豫防費補助規則一部改正の件(姫路)撤回第二十號、花柳病豫防法制定を其筋へ建議の件(名古屋)可決第二十一號、結核豫防法第六條中「人口五萬以上の市」とあるを「府縣」と改められん事を其筋へ建議すること(甲府)宿題第二十二號、肺結核及喉頭結核患者死亡の場合他の法定傳染病と同様主治醫に届出の義務を負はしむる様結核豫防法施行改正方内務大臣へ建議の件(濱松)宿題第二十三號、明治二十三年六月内務省訓令第五〇七號及明治三十三年法律第三十號に基き傳染病豫防救治に従事する市町村吏員に手當支給と同様結核療養所職員にも優遇の途を講せられん事第二十四號、痘苗、狂犬病豫防接種液並に其他のワクチン類の製造所を各帝國大學附屬病院内に設け、地方自治體に拂下げらるゝことを其筋へ建議するの件、宿題其他希望事項研究事項等30項に涉りて協議するところがあつた。

中央衛生會總會

(1)

中央衛生會總會は二月四日午後一時から内務省會議室に於て開催、藥劑師法並に齒科醫師法施行令及附屬命令事項に就いて審議されたが、さしたる修正もなく委員會修正案は可決された。(本文第二章参照)。因に其の修正の要點となす所は、藥劑師會令中第四條の會員に於て原案よりもその範圍を擴張された。即ち同會員の範圍としては強制加入により全部を網羅せん方針であつたにも拘らず原案は非常にその範圍が狭く規定されて居つた爲め、藥學方面の委員により藥局の開設、管理又は調劑に従事する藥劑師並に藥品營業に従事する藥劑師の上に賣藥營業に従事する藥劑師を加へた。其他では藥局設備に就て多少の修正ありたるのみにて可決され、又齒科醫師法第一條第三號の資格中、外國とあるを英國に修正されたのみにて原案を可決した。要するに、兩案共に斯界に影響を與ふ所尠く、大體に於て醫師法並に其の附屬命令に準じたものである。

(2)

中央衛生會總會は七月十九日午後一時より内務省會議室に開催、會長濱口氏以下三十一

名出席の上直ちに議事を開き 甲號第一議案

食肉輸入取締規則(省令)

を附議し審議の結果、山田準次郎、横手千代之助、金杉英五郎、池口慶三、武藤喜一郎、津野慶太郎の六名の委員に附託し次の第二、三案

傳染病豫防法施行規則中改正(省令)

代用消毒藥品檢定規定(省令)

は一括審議の末、三宅秀、長與又郎、栗本庸勝、北島多一、内野仙一、中原徳太郎、西崎弘太郎、以上七名の委員に附託し、引續きて乙號議案醫師行政處分に關する件二件を可決し同三時半散會した。

次いで八月十六日午後一時より同じく内務省會議室に於て開かれた總會に、金杉、三宅兩委員長より前總會に於て特別委員に附託した下の三項

食肉輸入取締規則(委員金杉英五郎外六氏)

傳染病豫防規則中改正

代用消毒藥品檢定規程(以上一括委員三宅秀外六氏)

に就いて、審査の結果原案に一部修正を加へた旨を夫々報告し、下の如く委員會の修正通り可決した。尙ほ席上乙號議案三件を議決し同三時半散會した。

1. 食肉輸入取締規則(省令案)

第一條 本令に於て食肉と稱するは食用に供する牛、綿羊、山羊、豚及馬の生肉にして販賣の用に供するものを謂ふ。

第二條 食肉は屠畜検査を経たることを證する輸出國官憲(支那に在りては在支帝國官憲)又は移出地官憲の證明書並に肉面に獸種及屠殺年月日を明示したる屠畜検査員の檢印あるものにして、別に指定する海港に於て當該官憲の検査に合格したるものに非ざれば輸入又は移入することを得ず。

第三條 前條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す。

第四條 食肉を輸入又は移入する者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則は之を其の法定代理人又は法人の代表者に適用す、但し其の營業に關し、成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此限に在らず。

第五條 食肉を輸入又は移入する者は其の代理人雇人其他の従業者にして其業務に關し第二條の規定に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

附 則

本令は大正 年 月 日より之を施行す

2. 傳染病豫防法規則中改正(省令案)

第二十四條に下の一項を加ふ。

内務大臣の指定したる藥品にして傳染病研究所の檢定に合併したるもの又は之を原料として傳染病研究所の指示する製法に従ひ調製したる藥品は傳染病研究所の指示する所に従ひ之

を前項各號の藥品に代用することを得。

3. 代用消毒藥品檢定規程(省令案)

第一條 傳染病豫防法施行規則第二十四條第二項に規定する檢定を受けむとする者は下の各號の事項を具し地方長官、東京府に在りては警視總監以下之に倣ふ)を経て傳染病研究所に出願すべし。

1. 藥品名 2. 藥品の製造者、輸入者又は移入者の氏名 3. 藥品の成分、成分不明なるものは其本質及び製法、性狀及消毒力 4. 藥品の數量、番號及小分豫定容器數

第二條 檢定を受けむとする藥品は之を封印を施すに適當なる容器に收め其の容器には藥品名、數量及番號を記入したる標紙を貼付すべし。

第三條 出願者は地方長官に派遣したる當該吏員の指示の下に前條の各容器中より檢定上必要なる數量の試験品を採取し之を容器に收め其容器に出願者名、藥品名及藥品番號を記入したる標紙を貼付すべし。

當該吏員は前條の容器及試験品容器に封印を施すべし。

第四條 地方長官は前條の試験品を願書と共に傳染病研究所に送付すべし。

第五條 試験品の數量檢定上不足なるときは傳染病研究所は其の所要數量を地方長官に通知すべし。

前項の通知を受けたるときは地方長官は第三條の規定に準し所要數量の試験品を採取せしめ之を傳染病研究所に送付すべし。

第六條 傳染病研究所檢定を了したるときは其の結果を地方長官に通知し合格品に付ては併せて其の製法及用法を指示する文書並に小分豫定容器數に相當する數の別記雛形の檢定証を送付すべし。

第七條 前條の通知を受けたるときは地方長官は之を出願者に通知し當該吏員をして第三條の規定により施したる封印を解かしめ合格品に付ては出願者をして當該吏員の監視の下に之を小分せしめ檢定証を以て其容器を封滅せしめ且つ傳染病研究の指示する製法及出法の全文を鮮明に印刷したる標紙を貼布せしむべし。

第八條 檢定證に過不足を生じたる場合に於ては出願者は地方長官を経て傳染病研究所に之を返納又は請求すべし。

第九條 檢定の結果に不服あるときは出願者は其の理由を詳具し再檢定を出願する事、再檢定に關しては本令の規定を準用す。

第十條 代用消毒藥品の檢定を出願するものは藥品番號毎に傳染病研究所長の定むる手数料を納付すべし。

附 則

本令は大正十五年 月 日より之を施行す。

(3)

中央衛生會は十二月九日午後一時より開催、下記の花柳病豫防法案に關して審議の結果、

三宅、林、金杉、長與、土肥、潮、栗本、北島、中原、秦、鈴木以上十一名の特別委員に附託する事になつた。

花柳病豫防法案

第一條 本法に於て花柳病と稱するは鬱毒淋病及軟性下疳を謂ふ。

第二條 主務大臣は命令を以て定むる業務に従事する者にして花柳病に罹れるものを診療せしむる爲、市又は特に必要と認むる其の他の公共團體に對し診療所の設置を命ずることを得。

前項の規定に依り設置する診療の費用の負擔及徴收に關しては勅令を以て之を定む。

第三條 國庫は勅令の定むる所に従ひ前條の規定に依り診療所を設置する市其の他の公共團體に對し其の診療所に關し市其の他の公共團體の支出する經費の六分の一乃至二分の一を補助す。

第四條 主務大臣は期間を指定し公私立の診療所を以て第二條第一項の規定に依り設置する診療所に代用せしむることを得、此の場合に於ては第二條第二項及第三條の規定を準用す。

第五條 傳染の虞ある花柳病に罹れることを知り若しくは知るべくして賣淫を爲し又は其の媒介を爲したるものは三ヶ月以下の懲役に處す、但し傳染防止に付相當の方法を講じたるときは其の刑を減免す。

第六條 醫師傳染の虞ある花柳病の患者にして第二條の業務に従事するものを診斷したるときは傳染の危険及傳染防止の方法並前條の行爲の處罰せらるべきことを指示すべし。

又先きに花柳病豫防法案を附託された十一名の特別委員は越えて十二月十六日第一回の委員會を開き審議の結果原案第六條

醫師傳染の虞ある花柳病の患者にして第二條の業務に従事するものを診斷したるときは傳染の危険、傳染防止の方法及前條の行爲の處罰せらるべきことを指示すべし。

前項の規定に違反したるものは科料に處す。

とあるを

醫師傳染の虞ある花柳病の患者を診斷したるときは傳染の危険及傳染防止の方法を指示すべし。

と修正し、一月十三日午後一時四十分より本會議を開き、金杉委員長より報告があつて之を委員會の修正通り異議なく可決した、因に本法案は今期議會に提出される豫定であると。

衛生技術官會議

衛生技術官會議は五月十二日より四日間内務省に於て開催された。山田衛生局長議長席につき、内務次官の訓示あり、次いで議事に入る。指示事項は 1. 清涼飲料水營業取締に關する件 2. 屠畜取締に關する件 3. 衛生思想普及に關する件 4. 都市に於ける運動場施設の普及に關する件 5. 海水浴場保養地及登山地等の保健的取締に關する件 6. 癩患者の救護に關する件 7. 地方病の豫防撲滅に關する件 8. 脚氣病の豫防に關する件 9. 結核豫防協會並此種團體の援助協力に關する件 10. 腸チフス豫防に關する件 11. 藥局開設許可に關する件

12. 齒科醫師會及藥劑師會の監督に關する件

等につき擬議し、諮問事項温泉の保護取締に關する件等、六件について討議する所があつた。

第二日は五月十三日午前九時より開會、明年の宿題並にその報告者としては次の如く決定した。

結核豫防方策

京都府衛生課長技師 加藤雄吉

脚氣の豫防方策

岡山縣衛生課長技師 根岸顯藏

にして、それより直ちに徳島縣技師村島鉄男氏「赤痢の豫防對策」について報告があり、これに對して福島縣赤松氏のより追加質問ありて正午休憩、一時二十分再開、駒込病院の二本博士から赤痢菌の検査方法に就ての答辯があり、續いて二三氏の討議的質問があつて諮問事項に移つた。

諮 問 事 項

1. 衛生施設の改善並衛生思想の發達普及を圖る一助として模範衛生町村の設置は最も適切なるものと認む之が具體案に關する各位の意見如何。

會は午後四時終了した。第三日は十四日午前九時より前日に引續き開議、先づ虎眼簡易診療所に關する件につき協議打合せをなしたる後、前日委員附託となつた模範衛生町村の設置に關して次の如く答申された。

答 申

模範衛生村の設置に關する御諮問に關しては、差當り下記各號の一以上の事業を各府縣一部落以上に於て實行せんことを期す

右御報告候也

記

1. チフスの根絶 2. 結核の豫防、トラホームの治療、寄生蟲の驅除、地方病の撲滅
3. 母性及乳幼児の保護 4. 住宅の改善 5. 飲料水の改良 6. 便所の改良 7. 蠅及蚊の驅除 8. 清潔の保持 9. 傳染病原體保育者の検査並に其の取締の實況如何 10. チフス豫防注射の普及に關する意見如何 11. 賣藥取締に關し改善を要すべき事項如何
以上にて諮問全部終り、次に赤痢豫防に關する村島、徳島の報告に就て、下記の如く委員より復命書が提出されて、斯くて第三日は終る。

復 命 書

委員 川久保定三 根岸顯三 北條光丸 東海林豊治 山崎太一 高木義雄 村島鐵男
赤痢豫防に關する件
依命赤痢豫防に關す村島徳島縣衛生技師の報告に基き調査するに何れも適切なりと思料す

るも就中下記事項は特に緊要なるものと認む。

一、早期發見の手段として特に下の事項を勵行すること

イ、必要に應じ期間及地域を限り一定の病死者に對し死者検査を行ふこと

ロ、發生部落に對しては特に健康診断を勵行し輕症患者の發見に努むること

二、魚菜市場並に飲食物の取締を勵行すること

三、飲料水の改善に努むること

四、防蠅驅蠅の勵行に努むること

五、衛生思想の發達を圖り衛生的良風の馴致に努むること

右及復命候也

最後の會議は十五日午前九時より開會、先づ荻野技師より國澤大阪課長の調査に基ける乳幼児保護に關する意見を三時間に亘りて報告し、正午全會議を終了した。

保健衛生調査會總會

内務省保健衛生調査會總會は七月九日午後一時半より同省會議室に於て開催、出席者は會長濱口雄幸氏を始め、

磐瀬雄一、瀬川昌世、三宅鑛一、林春雄、柳澤保恵、俵孫一、守屋榮夫、富士川游、宮川米次、潮惠之助、光田健輔、内野仙一、岡村龍彦、北島多一、栗本庸勝、佐伯矩、鈴木富士彌、唐澤光雄、矢作榮藏、三宅秀、川崎卓吉、山田準次郎、横手千代之助、宮島幹之助、龜田豊次郎、古瀬安俊

等にして、先づ特別委員附託調査中であつた。

花柳病豫防に關する件

乳兒及幼児の死亡率低減に關する方策に付き柳澤委員長より

花柳病の豫防に關して審議の結果花柳病豫防法(全文二四七七號所報)を制定するを適切と認む

乳兒及び幼児の死亡率低減に關しては差し當り須要都市に對して小兒保健所を設置するを適切なりと認む

と報告し、更に花柳病豫防法案の修正並に小兒保健所設置案の決定を見た。

學校衛生調査會

文部省學校衛生調査會は十二月八日午後二時より省内會議室に於て開會出席者は金杉、三宅秀、嘉納、訖摩、永井、前田、横手、武部、森岡、栗屋、北の各委員等にて、下記事項を審議した。

1. 身體検査規程中改正の件

2. 水泳指針に關する件

上二項の中第一項は既に法律に於いてメートル法實施の件が確定せるを以て直ちに可決し

(本文第四章學校衛生の項参照)

學校衛生調査會 發育概評決定標準に關する同會の改正決議

十二月八日開催せられたる學校衛生調査會に於て決定せられたる身體検査規程中改正の件下の如くである。

1. 學生生徒兒童身體検査規程中改正要項

大正九年七月文部省令第十六號學生生徒兒童身體検査規程第四條第一號を次の通り改む検査の表記には、度はセンチメートル、衡はキログラムを以て單位とし、四捨五入法を用ひて、夫々單位の下一位に止むべし。

2. 發育概評決定標準に關する訓令中改正要。

大正九年七月文部省訓令第九號、發育概評決定標準中第一條に關する發育概評決定標準表を下の通改む。

發育概評決定標準表(男)

年 齡	身 長	體 重	身長を以て體重 を除したる商
	厘	斤	
6 年	103	16.1	0.156
7 年	107	17.5	0.164
8 年	111	19.2	0.173
9 年	116	21.0	0.181
10 年	120	22.8	0.190
11 年	125	25.0	0.200
12 年	129	27.1	0.210
13 年	134	30.0	0.224
14 年	140	33.7	0.241
15 年	147	38.9	0.265
16 年	153	44.5	0.291
17 年	157	48.2	0.307
18 年	160	51.0	0.319
19 年	161	52.8	0.328

(女)

年 齡	身 長	體 重	身長を以て體重 を除したる商
	厘	斤	
6 年	102	15.5	0.152
7 年	106	17.0	0.160
8 年	110	18.5	0.168

9 年	114	20.1	0.177
10 年	119	22.1	0.186
11 年	124	24.4	0.197
12 年	129	27.1	0.210
13 年	136	31.0	0.228
14 年	140	34.9	0.249
15 年	144	39.0	0.271
16 年	147	42.8	0.291
17 年	148	45.1	0.305

同上發育概評決定標準中の第二號を下の通改む。

十九年以上の男子に在りては身長161センチメートル、體重 5.38キログラム、身長を以て體重を除したる商が 0.334以上なるを甲とし、之に該當せずして身長157センチメートル、體重 48.8 キログラム、身長を以て體重を除したる商が 0.311以上なるを乙とし、甲乙何れにも該當せざるを丙とす。

十七年以上の女子に在りては身長149センチメートル、體重 46.9キログラム、身長を以て體重を除したる商が 0.315 以上なるを甲とし、之に該當せずして身長144センチメートル、體重 39.4 キログラム、身長を以て體重を除したる商が 0.274 以上なるを乙とし、甲乙何れにも該當せざるを丙とす。

第二項に就いては内容に更に慎重審議の必要あるを以て特別委員横手、森岡、前摩、訖間、嘉納、永井、大谷の各委員を選び更に協議を進める事に決定した。

日本傳染病學會の創立

最近二木博士等主唱の下に我國の傳染病學業績の綜合批判と實際方面所謂學說と實地の共同研究を目的として日本傳染病學會が創立せられた。六月一日發起人會を開き二木博士から設立者を代表して日本傳染病學會の設立趣旨並に創立運動經過報告があり、次いで入澤博士議長の下に會則を審議し二三質問があつて後下の原案を可決した。

因に同會は 1. 傳染病の臨床學 2. 疫理學及豫防學 3. 臨床的細菌學に關し協力講究せんとするものであつて同會の發表した設立趣意書は次の如くである。

日本傳染病會設立趣意書

本邦に於ける急性傳染病の防遏に就いては、公私共に力を盡すこと多大なりと雖、地理的位置、風土、習慣等特殊の事情存するありて未だ之が實績を擧ぐるに至らざるは識者深く憂慮する所なり、曠て我醫學の進歩を鑑みるに、傳染病の研究も亦敢て他邦に譲らず、有益なる業績は日に踵で發表せらるゝの盛況にあり、然れども之を綜合批判し又は實際的方面所謂學說と實地の共同研究機關の未だ存せざることは、學界の一大缺點にして、同人等の洵に遺憾に堪へざる次第なり。茲に下名等胥謀り日本傳染病學會を設立し廣く同志の人々を糾合し

他の分科學會と併行して 1. 傳染病の臨床學 2. 疫理學及豫防學 3. 臨床的細菌學等に關して協力講究せんとす、冀くば同好同憂の士は奮て斯學に眞賛同あらむことを。

日本中央結核豫防會の設立

從來の全國結核豫防聯合會を改造して相當組織立つたものとし、名實共に全日本を代表する結核豫防の團體となし、對外的にも大いに活動しようといふので、日本結核豫防協會が中心となり規約案等起草中であつたが、第一回理事會の審議の結果其の名稱を日本中央結核豫防會と名付ける事にした。

第卅九次、社會醫學會總會

同總會は五月十五日午後一時半より東大醫學部法醫學教室講堂に於て開會、古瀬安俊氏の産業災害の現状及社會的施設の趨向、土肥慶藏博士の奈良正倉院漢藥の史的考察の講演があつた。

第五回全國聯合學校衛生會

四月二十四、五の兩日京都に於て開かれた。參加團體百二十八、出席者數百名に上つた。第一日(二十四日)は午前十時より市立第一高女講堂にて代表者會を開いた。議事を開いて先づ、文部大臣諮問案(二件)を附議し、後各團體提出協議事項を討議し午後に亘り四十件中三十件を議了し次回開催地を福岡とし、又昨年宿題になつてゐた全日本聯合學校衛生會の規約を定め、午後五時半閉會した。

第二日(二十五日)は午前帝國學校衛生會總會を開き、午後一時より大會を開く。(會場市立第一高女講堂)。松原議長より前日代表者の報告があつて、之を承認し直ちに講演に移り、同五時半閉會した。

學校衛生技師會議

文部省主催の各府縣學校衛生技師會議は四月十九日より二十二日の四日間文部省會議室に於て開會、各關係者出席下記事項を討議した。

諮問事項

1. 現下の情勢に鑑み實施すべき學校衛生施設の適當なる方案如何。
2. 地方に於ける體育運動事業の聯絡に關し留意すべき事項如何

協議事項

1. 全國體育デーに關する件(本省提出)
2. 體育運動振興に關する件(同)
3. 學校診療に關する件(同)
4. 學校看護婦に關する件(同)
5. 夏季及體育的施設に關する件(同)
6. 學校醫の待遇並職務に關する件(同)
7. 生徒兒童の通學に關する件(同)
8. 學校衛生上校舎の適當なる標準如何(同)

其他各府縣技師の提出にかゝる諸種協議事項に關して廢議した。

性病豫防協會總會

同總會は四月四日午後二時より東大講堂に於て開催、土肥會頭は昨年巴里に開かれたる國際花柳病豫防會議に日本性病豫防協會を代表し出席したる顛末を述べて開會の辭となし、續いて矢作博士、大澤博士、後藤子爵の講演に移り、後、性病豫防に關する活動寫眞を映寫し、午後五時散會、五時半より附屬醫院事務室食堂に於て、評議員會を開催し晚餐を共にした。

第十二回全國結核豫防聯合會

第十二回全國結核豫防聯合會は四月二十一日・二日の兩日長野市に於て舉行、參加したるものは山口以下二十ヶ所の各結核豫防協會と、この種に關係ある新潟、大阪、富山、芝(東京)の衛生會、濟生會、日本赤十字社等の代表二百餘名に内務省より高野豫防課長、佐藤秀三氏等參加す、第一日(廿一日)は午前十時より會議を開き、先づ内務大臣諮問事項

1. 現行結核豫防法に對する意見如何

を附議し、高野豫防課長の説明ありてこれを日本結核豫防協會に一任し、各府縣の意見を十月三十一日迄に同會に通告し取纏め取捨し答申することになつた。夫れより各地提出議案の審議に入り次で次回の開催地を福岡と定め議事を終つた。

協議事項

大正十六年の結核豫防デーに於て全國一齊に結核調査を行ふの件(日本結核豫防協會)(可決日本結核豫防協會立案に基き行ふこと)

結核デーを期し結核患者調査の件(石川縣結核豫防會)(可決)

全國結核豫防聯合會の組織改正に關する件(日本結核豫防協會)(可決)

全國結核豫防聯合會の名を日本結核豫防會と改稱するの件(愛知縣結核豫防會)(可決)

結核豫防會を全國一個の團體として各府縣に其支部を設け之を統一するの件(福岡縣結核豫防會)(可決)

日本結核豫防會と各府縣結核豫防協會の聯合統一を計るの件(徳島縣結核豫防協會)(可決)

結核豫防上虛弱兒童の健康を増進する爲め林間學校或は海邊學校の設置方を主要都市の市長に勧誘するの件(日本結核豫防協會)(可決)

虛弱兒童の爲め大都市に常設林間又は海濱學校設置の件(恩賜財團濟世會)(可決)

病症の程度職業其他相當條件を定め之に該當する結核患者を診斷したる時は醫師に届出義務を負はしむる様結核豫防法を改正せられ度旨其筋に建議の件(群馬縣衛生協會)

(諮問答申に包含のこと)

工場に於て結核病と認めて解雇したる患者は、一定の療養所に收容して之を治療せしむるの法案を制定せられむことを當局に建議する件(愛知縣結核豫防協會)(宿題)

結核病と危険思想所有者との關係を調査し之が對策を考究せられむことを當局に建議するの件(前同)(宿題)

國立結核研究所設立建議の件(石川縣結核豫防會)(可決)

圖書館に設備せる圖書に對し特に結核豫防上消毒其他必要事項勵行に就きて文部大臣へ建議する件(鹿兒島縣結核豫防會)(可決)

從來本會に於て可決し主務大臣に建議せし事項にして未だ實行を見るに至らざるものに對して順次再び建議を爲すこと(同上)(可決)

行政廳の行ひ得る健康診斷の範圍を擴張すること

従業禁止の範圍を擴張すること

結核豫防事業に従事する國庫支辨の技術官(奏任待遇)及事務員(判任待遇)各二名を各府縣に配屬すること

工場に結核豫防に關する件(以上四件三重縣結核豫防會)(以上撤回)

結核家族より幼兒(初生兒より三四歳迄)を隔離し之を哺育するの機關を設置せられむことを其筋に建議する件(大阪結核豫防協會)(可決)

道府縣結核豫防協會に於て結核豫防研究所を設立する場合に於ては相當の國庫の補助金を下附せられむことを内相に建議の件

國定教科書中に結核豫防に關する事項を加へられむことを文部大臣に建議するの件(以上二件栃木縣結核豫防會)(以上撤回)

衛生組合法を速に制定せられむことを其筋へ建議の件(長野縣結核豫防會)(可決)

汽車三等室に痰壺を備付けられる様其筋へ建議の件(同上)(日本結核豫防協會研究一任)

蠅の驅除に關する件(大日本私立衛生會)(前年の宿題調査未了)

胸膜炎調査會總會

陸軍の胸膜炎調査會は七月三十一日陸軍省第一會議會に總會を開き、各師團の意見に基きて將來の方針につき審議の上、合田(長)簡野、小原、出井、梶井の五特別委員に附記した。

1. 第二、三、五、十二、二十師團及臺灣軍に於ける胸膜炎滲出血液中結核菌檢索成績調査
2. 羅南衛戍病院に於ける大正十二、十三、十四年度胸膜炎入院患者調査

委員一等軍醫 北野政次

3. 牛型結核菌感染家兎胸部機械的刺戟の胸膜炎成立原因に關する研究(出井委員紹介)

岸本 軍醫

4. 軍醫學校に於ける胸膜炎研究經過に就て 委員二等軍醫正 出井淳三

榮養學會の創立

榮養研究所では例月所内の研究業績發表會を催し來つたが、近時各大學及研究所他にも榮養學の研究をなす者多きに鑑み、之を榮養學會として一般研究學者と共に業績發表討論を

することに此程決定した。

日本中央結核豫防會

第十二回全國結核豫防聯合會の決議に基き同聯合會の組織を變更した日本中央結核豫防會は六月二十二日同會理事長北里柴三郎男の名を以て下記事項を夫々建議した。

衛生組合法の制定に付建議

現時の衛生組合は傳染病豫防法第二十三條の規定に依り設立せらるゝも右は獨り急性傳染病の豫防撲滅のみに限るべきものに非ずして社會の進歩と共に社會衛生的施設には相協力して努力すべき衛生組合の必要なるは言を俟たず、特に結核病の如き環境と密接なる交渉を有する疾病の豫防根治に於て然りとす、政府は速かに右に付き獨立衛生組合法を制定公布せられ度、右本會の決議に依り及建議候也 上内務大臣宛

離職者に對する救療機關に付建議

織維印刷其他諸工場の従事者中結核病の爲め解雇せらる者少からず、而して之等の者は概ね貧困にして容易に療養の途を得難き現狀にして、是れ單に罹病者の不幸に止らず、病毒散布の危険少からざるものあるに付、政府は適當なる方策を講じ右に對し救療の實を擧げられ度し

上商相内相宛

結核病研究機關の設立に付建議

結核病豫防撲滅の學理的根據に就ては官公私立の各醫育機關並に研究所に於て銳意研鑽闡明を期しつゝありと雖も、其施設の不充分なると經費の多額を要するとに由り、進歩遅々たるを免れず、斯の如き狀態にして設置せんか何時の日にか之が完璧を期し得べき而かも本病は國力消長に關係ありて其撲滅は眞に一日も忽にすべからざるものあるは瞭かなりとす。乃ち特に國費による本病の研究機關を設立し速かに之が解決を請ぜられ度候

上内相文相宛

圖書館の設備に付建議

圖書館に設置せる圖書が多數の民衆に閱覽せられ、而して圖書の保存上通風並に採光を防ぐる場所に藏せらるゝは結核菌の性狀に見て病毒傳播の機會を造ること鮮からざるは明かなる事實とす當局者は宜しく之に對して消毒その他危険防止の方法を講じ且館内の吐痰設備食堂の清潔方此等に付、之が勵行を計る様可然御指令相成度

上文相宛

三等客車内の吐痰設備に付建議

從來三等客車内には痰壺の設備不完全にして縦へ之れあるも交通其他の關係に依り利用せらるゝこと少く喀痰は依然床上に放出せらるゝの狀態に在るは結核病毒の傳播上危険少からざるに付當局は宜しく車内に於ける實行に適すべき吐痰設備を整へられ度

上鐵相宛

結核家族の乳幼児哺育に付建議

家族特に母體に結核病ある家に乳幼児を健康なる場所に隔離して哺育することの必要なるは既に歐米各國の實績に徴して累説の要なき所にして本邦の如きも既設療養所の利用託児所の増設或は健康なる地方の農家へ乳幼児を養託する等、之が對策なきに非ざるも未だ其の普及を見るに至らず、然るに發病後に加療する療養に比すれば、其の實行の難易は言を俟たずして瞭かなりと謂ふべし、政府は宜しく助長奨励の法規を制定し施設の振興を計られ度

上内相宛

虚弱兒童の健康増進策に付建議

虚弱兒童に対する育強方法として林間學校又は海濱學校の施設が著効あるは内外の實績に徴して明かなるも之に要する經費の關係上其の普及を見るに至らざるは遺憾なりとす、殊に都市に於ける學齡兒童中結核性體質を有し健康上憂ふべき徴候と認めらるゝ者鮮少なからざるは之亦瞭かなる事實なり、政府は此の際都市の自治團體を指示奨励して右施設の振興を設られ度

上文相内相宛

人口五萬以上の市長に対する勸誘状

拜呈近時漸く勃興せる林間學校或ひは海濱學校等の施設が虚弱なる學齡兒童の體質改善に著効あるは既に御承と存じ候に付ては此の際右の虚弱兒童育強の施設に付充分の御盡瘁を得度切に希望仕候

上本會の決議に依り得貴意候也

療養所長會議

内務省主催の下に道府縣立療養所長會議を四月十五、六の兩日同省會議室に於て開催、

出席者は

第一區全生病院長	光田 健輔
第二區北部保養院長	中條 資俊
第三區外島保養院醫長	公莊 惟武
第四區大島療養所長代理	乙竹 治郎
同	醫員 和田 龍治
第五區九州療養所長	河村 正之

の諸氏に内務省より山田局長、高野豫防課長、古見技師等列席、第一日は(十五日)内務省案を附議

1. 國立療養所設置に關する件

は全員其の必要を認め至急其の設置を希望し

2. 自由療養地區設定に關する件

は前案と同様之亦た異議あらふ筈なく其急設を望み結局豫防課と光田健輔氏と協議の上で具

體案を決定することとなり次第

3. 有資力患者の救護に關する件

は昨年發した入所患者資格擴大の通牒の實行が充分ならざるかの如くなるを以て更に通牒の趣旨徹底を望み右有資力患者の待遇は他のものと平等にする様注意があつて第一日を終り、第二日(十六日)は下の各療養所提出議案を附議し散會した。

療養所提出案

1. 現在五箇所の療養所を總て國立とすること、若し國立となすこと能はざるときは別に國立療養所を建設せられたきこと。

1. 沖繩には別に一箇所の療養所を建設せられたきこと。

1. 救護費辨償患者の資産程度標準を規定せられたきこと。

1. 各療養所間救護費辨償金の收支を廢止すること。

1. 各療養所に相談所名義の下に外來患者の診察を爲し得る様規定を設けられたきこと。

1. 療養所費補助を四分の一とせられたきこと。

1. 必要ありと認めらる場合の強制の入院。

1. 患者の遺族に對し自活の途立たぬものは生活費を補助し得る規定を設けられたきこと

1. 療養所長は必要と認むる時は患者にワゼイトミーを實施することを得といふ規定を設けられたきこと。

1. 收容患者中輕快し傳染の危害を及ぼさざるものは退院し得る規定を設けられたきこと。

1. 患者護送吏員の旅費を送致府縣旅費缺乏の場合に療養所費より支出し得る規定を設けられたきこと。

1. 恩給法中不健康日加算を主事、書記、調劑員にも適用し得る様改正せられたきこと。

1. 療養所管理廳に療養所事務取扱主任を置かれる様聞及べるも是等專任者を他に流用せられ居るを遺憾とするに付き將來は專務として治用せられ度きこと。

1. 東北地方縣送致限度を打破すること尙場合によりては定員以上に増員をなすべきこと。

1. 各府縣別患者入院、死亡、逃走、義務者へ引渡して明記せるもの及現在患者数を明記せる月表及開院以來の送致數を調査して各縣送致の勤怠を監視せられたきこと。

1. 五區患者慰安會設立及宮内省、内務省、關係府縣の補助を爲し得る様せられたきこと。

日本赤十字社創立五十年祝典

日本赤十字社にては十一月三日、上野公園竹の臺に於て第三十四回普通總會を開き盛大なる創立五十年の祝典を擧げた。當日は 皇后陛下を初め奉り東宮妃殿下、朝香、伏見、東伏見、梨本、久邇各宮妃殿下、總裁宮殿下御成りになり、其他には若槻首相、財部海相、宇垣陸相、岡田文相、上原元帥、菊池教育總監、粕谷下院議長、外國使臣等出席した。皇后陛下には諸員最敬禮中に優渥なる令旨を賜ひ、總裁閣院宮殿下は直ちに御奉答を申上げ、次いで平山社長は日本赤十字社創立五十年祝典を舉行する事が出來た歡びを述べ、且今や事業大に

發達して基礎益々鞏固になり大に人道に貢献するを得るに至つた如く、今後も尙一層多數人士の援助によりて更に新なる勇氣を以て社旨の貫徹に邁進する事が出来る事を希望する旨を述べて散會した。

脚氣病研究會

第一回脚氣病研究會は四月六日午後二時東大構内山上御殿に於て開催、下記の演説があつた。

- | | |
|---|-----------------|
| 1. ビタミンB缺乏食餌を以て飼養せる家鶏の卵黄ビタミンB含有量 | 横井 鎌吉 |
| 1. ビタミンB缺乏症と貯蓄ビタミンB | 村田保常 代演 緒方和三郎 |
| 1. 人ビタミンB缺乏症に就ての實驗(續報) | 戸出 軍兵 |
| 1. エーテル刺戟による十二指腸液量と其酵素含有量の變化及脚氣患者十二指腸液酵素含有量の消長に就て | 原田三代三 |
| 1. ビタミンB缺乏症及脚氣に於ける正常抗體の消長 | 沼野 藤正 |
| 1. 犬ビタミンB缺乏症に就ての實驗 | 沼野 藤正 |
| 1. 脚氣患者に於ける自覺的消化器障害に就ての統計的觀察 | 田寺 幹夫 |
| 1. 各種部分的營養障害に於ける酸素消費量の比較 | 柳 金太郎 |
| 1. 某寄宿舎食の營養價に關する實驗的研究 | 紹介者、島蘭順次郎 柳 金太郎 |
| 1. 脚氣に於ける喉頭筋痙攣に就て | 島蘭順次郎 |
| 1. 某學生寄宿舎に頓發せる脚氣の流行に就て | 加藤豊治郎 |

結核療養所長會議

全都市立結核療養所長は四月一日午後三時内務省に於て下記議案其他に付き協議した。その中

1. 市立結核診療所設置に關する件

は次の如く決定した。

療養所の附屬事業として診療所を設置することに決し、國庫補助を受けず、市豫算の許す範圍内にて新設又は現所に於て外來診療を施行すること。

尙下記各所長提案に就き協議したが何れも内務當局は之を聞き置くといふ事になつた。

- 一、公立療養所の患者收容方針一定に關する件
- 二、公立療養所に有料患者收容の可否
- 三、第一回以來の未決案處理の件
- 四、府縣立結核療養所設立の件
- 五、現存府縣立結核療養所に對し補助増額の件
- 六、結核豫防デーに對する具體案
- 七、看護婦の結核教育の件
- 八、實地看護婦使用の件
- 九、罹病者就職の件

其他二三件及び前年第一回以來の未決案中主なる事項數件に就き協議する所があつた。

上の内主なる事項は四月二十七日舉行の結核豫防デーに關する各所が要所に出張して略察の検査を實行する申合をなした事である。更に看護婦養成の困難に鑑み待遇の改善並に療養所間共通の特別な資格認定方に付いては當局へ改めて申請する事になつて閉會した。

産業醫學會の創立

石原修博士の主唱に基き産業醫學の進歩發達を期し全國の工場鑛山等の直接労働衛生關係醫師、官界同方面の技術官等を網羅して産業醫學會を創立することとなり豫て準備中の處その發起人二百餘名に達したので二月十四日午後一時より丸の内鐵道協會にて發起人會を開き下記の趣旨並に會則案を議決し、更に役員の選舉を行ひ而して事業の一たる機關誌「産業醫學」の編輯をする事になつた。

鑛務監督官會議

内務省社會局にては六月十五日より三日間、内務省社會局に於て、鑛務監督官會議を開會出席者は關係當局者の外、東京、大阪、福岡、仙臺、札幌の各監督官等にて、同會議に附議された事項は下の如くであつた。

1. 健康保險法の説明
1. 労働爭議調停法
1. 鑛夫勞役扶助規則の改正に關する件
1. 鑛夫勞役扶助規則の施行に關する件
1. 女子の坑内労働禁止
1. 女子及び少年坑夫の夜業禁止
1. 坑内労働時間の制限

之等審議の中下の三項は殊に注目せられ坑内労働時間の制限に就ては

1. 温度攝氏三十度を越えた坑内では八時間以上使役する事を得ず
2. 温度攝氏三十五度以上の坑内では全く就業せしむることを得ず
3. 女子及び少年坑夫の就業時間は十一時間を超ゆる事を得ず

等を決定したが鑛山に於ける婦人労働者の夜業禁止に就いては甚だ重大なる問題として何等の決定をも見る事が出来なかつた。

健康保險署長會議

第一回健康保險署長會議は、十月八日より一週間社會局會議室に於て開催、下記事項に付き協議打合せをなしたり。

十月八日

1. 健康保險法中總則の部分に關する件
2. 被保險者に關する件

3. 保險者及保險給付に關する件

同九日

1. 費用の負擔に關する件
2. 審査の請求訴願訴訟及罰則に關する件

同十日

1. 工場法及鑛業法との關係に關する件
2. 労働衛生及保險施設に關する件

同十一日

1. 工場鑛山労働事情に關する講演
2. 會計法規の適用に關する件
3. 徴收、支出、出納保管金品取扱に關する諸規程類の實施に關する件

同十二日

1. 證憑書類證明手續に關する件

第七回日本醫學會

總會は四月一日午前九時より東京帝國大學構内安田講堂に於て開會された、その日會頭より開會の辭あり次いで下記の特別講演が行はれた。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 腸チフス豫防注射に就て | 巴里大學教授 シヤール・アシヤー |
| 1. 和漢生藥の研究 | 朝比奈泰彦 |
| 1. 色素の吸收及排出に就て | 松尾 巖 |
| 1. 毒癩療法の過去及現在 | 土肥 慶藏 |

翌四月二日からは各分科會が開かれたがその分科は下の如くである。解剖學、生理學、生化學、病理學、病理解剖學、結核病學、內科學、外科學、レントゲン科學、眼科學、産科學、婦人學、小兒科學、耳鼻咽喉科學、皮膚科學及び毒癩科學、衛生學、微生物學並に傳染病學、法醫學及び保險醫學、軍陣醫學、齒科學、醫科器械學

の24部會より成り、各部會は獨立して研究報告を進めた。第5日は總會であつたが、この日特別講演を行つたのは下記の2名であつた。

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 不滅衰傳導説(實驗デモストラチオン) | 加藤 元一 |
| 2. 血壓及血壓亢進並に高壓病に就て | 佐々 康平 |

日本學術協會大會

日本學術協會第二回大會は十月十六日午前九時半より京大本館大ホールに於て開會式を舉行、先づ來年度開催地を仙臺と取り定め、次に會長荒木京大總長は「輓近數年間に於ける日本自然科學の進歩に就いて」と題して、我が自然科學界が近年漸く獨創時代に轉換し、歐米先進諸國に遜色なきに至る日も近きにありと説いた。斯くて式は十二時に終り、午後よりは

引續き分科會の講演會に移り、翌十七日及十八日の三日間に及んで斯界の權威少壯氣鋭學者おのおの専門の意思を發表した。又十七日には京都公會堂、大津市縣公會堂と十八日は京都公會堂に於て何れも午後七時より通俗講演會を開き十九日盛況裡に散會した。

兒童扶助委員會

社會事業調査會の兒童扶助に關する特別委員會は、七月廿三日午後二時より社會局參與室に於て開會、出席者は委員長二荒芳徳伯を始め、委員及長岡長官、守屋社會部長、富田、安武兩課長等にして、先づ兒童扶助制度を確立すべきものなる哉否哉について、河田、潮、俵、田澤各委員より質問出で、長岡長官及守屋部長應答したが、その大要は

1. 現下の兒童扶助の實情については、扶助を要すべき兒童及母親について調査しつゝあるが、大體十五六萬はある見込にして、現行法規としては殆ど現情に適するものなき感あるを以て、制度の改正を要するものである。
2. 法制にまたざる方法なきに就ては今は只社會事業や方面委員等にては到底收拾すべからずと思ふ。
3. 假りに制度を設くるも、趣旨の普及徹底を缺く時は、實行困難となりはせぬかに就ては制度の中に委員制度を設け趣旨を徹底せしむる事とすべし。
4. 斯くの如き事を法律的に決定する時は日本古來の美風たる隣保相助を失はしむる嫌なきに就ては當局に於て實施に當り考慮する。
5. 本制度はこれを全國的に施行するに或は都會より漸次地方に及ぼすに就ては、實情調査の結果、農村漁村等にこれが救助を要する者多きにより、全國的にすべしと思ふ。
6. 兒童を先にし、老人の救助をなさぬは所謂東洋道德に反するなきかに就ては、老人の保護は今後社會保險の發達に依り之をなすべきであらう。

との事にて種々審議の結果、現在の社會状態に鑑み、現行制度を改正して、兒童扶助の根本的制度を確立する必要があると云ふことに一致し午後四時散會した。

日本醫師會總會

第四回日本醫師會總會は十月二十二、三の兩日丸の内の生命保險會社協會に於て舉行、下記の幾多重大案件を議決した。

第一號議案

大正十四年度收支決算に關し承認を求むるの件

第二號議案

大正十六年豫算案

第三號議案

健康保險法被保險者診療に關し政府と契約するの件

以上の附議決議として

大正十六年度に於て政府と日本醫師會との間に締結すべき被保險者の診療引請に關する契約の締結に付ては之を役員會に一任すを決議した。

第四號議案

日本醫師會會則中一部改正案

日本醫師會に健康保險部を置くの件を決議した。次いで

第五號議案

日本醫師會健康保險部規程案

第六號議案

日本醫師會健康保險部規程案

第七號議案

日本醫師會健康保險特別會計規程案

第八號議案

大正十五年度日本醫師會健康保險特別會計收入支出豫算案

第九號議案

大正十六年度日本醫師會健康保險特別會計收入支出豫算案

第十號議案

健康保險審査委員の銜に關し内務大臣に建議するの議

第十一號議案

會館建設に關する件

第十二號議案

賣藥法の改正に關し其の筋へ建議するの件

第十三號議案

脚氣豫防調査機關設置方を其筋へ建議するの件

醫學士會秋季總會

同會は十一月二十六日午後四時半より丸の内中央亭本店にて開催、栗本庸勝氏を議長として議事に入り前回總會に於て特別委員に附記したる下の五件の報告を附議した。

1. 賣藥法の改正に關する件(委員長北島多一)

は北島氏に代つて鈴木平十郎氏報告を爲し日本醫師會同様次の三要目をとらへ賣藥法の改正を其筋へ建議するに決す

1. 賣藥の成分内容を明記せしむること。
2. 賣藥出願の記載事項中に定價を加へしめ之を審査し不當の利得を防止すること
3. 廣告の取締を一層嚴重にし且つ之が勵行に努め違反者に対する處罰に體刑をも科すること

2. 地方醫師分布に關する件(長中原徳太郎)

中原博士之を報告し醫師の分布疎なる邊陲地の愈々切なる其の需給を圓滑ならしむべく下の六法の採用されんことを内務大臣に建議することを諮り其の案を異議なく可決す

1. 邊陲の需に應じ之に赴く醫師に對して身分上優遇を與ふること
2. 醫師の給與等經費の一部を國庫に於て負擔すること
3. 運動競技に關する件(長平山金藏)

平山博士の報告に更に中原博士提案者として補足し結果國民保健上運動競技の完全なる發達を期するため正しき考査をなし不慮の犠牲者を出さぬ様指導するが職責であるとなし抽象的のものではあるが次の聲明書を發表することになった。

運動競技に關する聲明書

現今我邦朝野共に大に意を體育に用ふに至り之に伴ひて各種運動競技の行はるゝ日々に隆盛に趣きつゝあり國民體質改良精神作興上甚だ喜ぶべく益々之を奨勵すべしと雖も然かも之に熱中するの餘り之を行ふもの或は體質せず往々其適度を愆り却て之が爲に其の健康を害し所謂角を矯めて牛を殺すの類に似たるものあるを見る又遺憾なしとせず故に之が指導の任にあるものは之を行ふものに對して必ず尤づ慎重に其體質を考査し其技の適否を撻度し然して後常に之に由りて起る所の身體の變化及能力如何を詳察し不慮の犠牲を出さざるに努め斯道の完全なる發達を期せんことを望む

大正十五年十一月 日

醫學士會

4. 醫界風紀に關する件(長中原博士)

同委員長報告し近來漸く低下せんとする醫界風紀の刷新をはかるため次の宣言と其の趣旨に基き下の決議をなし同決議第四項の専門科名の調査を九名の委員に附託す。

宣 言

醫師は人生の保健司命に膺り社會の康寧福祉を圖るの任を負ひ其責たるや重且大なり而して平生疾病診療の事に従ふものもありては他の痛苦に直面するを以て之に接するに當りては仁慈を旨とし寛恕誠實ならざるべからず然らずんば相互感情の齟齬に由りて其間怨嗟不平を生ずるの憾あり故に醫師たるものは常に道義を砥礪し人格を陶冶し其本分に違はざらんことを勉むべく苟くも冷淡慢業其職務を利用し社會の風教を濫すが如き行爲あるべからず。近來世上物質功利を崇ふの風旺にして醫師間も亦これが浸染を免ること能はず紀綱漸く弛緩し世上の呪咀を受くる傾向大ならんとす吾人甚だ以て遺憾とす醫師も亦社會の一員として其生活の安定を維持せんが爲に診療報酬を要求するは當然なりと雖此亦自ら程度の存するものあり貪多利己に汲々たるが如きは吾人の斷じて取らざる處なり須く常識に遵由し克己殉公他の批難を招かざるに勉むべし若し夫れ羊頭を掲て狗肉を鬻ぐの輩に倣ひ同業の規約を無視し徒に安價診療を標榜し自ら卑くして世に媚び以て同業の共存共榮を脅す吾人又之に興する能はず

我國學位令の制定せられてより茲に多く年所を経たり而して近來之が濫授の批難漸く喧しからんとす我醫學に於て特に然りとす夫れ學位は學者を表彰する所以のものにして之を有するものは社會の信頼と優遇とを享受す然るに其名の實に副はず或は之を利用して私慾を充たさんとし未だ臨床上の經驗足らざるに拘らず敢て之に従事し世を瞞するものなきにあらざる其信用品格を毀損するや大なり故に之が授與に當りては極て慎重ならざるべからざる其之を銓衡する方法の如き果して現状に安んずべきか惟ふに猶考慮研究の餘地なしと謂ふべからざる當局者の意をこゝに留め今にして改むべきは之を改め適宜の途を講ぜんことを望む醫師が其蓋審する所を以て社會公衆を指導し其衛生思想を涵養するに勉むるは當然の任務なり然れども實名利己の爲に普通新聞雜誌上其他の方法により濫に疾病に關する講述を載せ公衆を誤らしむるが如きは最も之を戒むべし。

醫師の廣告に就ては既に法規の定むる所あり日本醫師會亦之に關して屢々當局に建言する所ありしと雖今に至りて猶吾人をして鑒懲せしむるもの未だ其跡を絶たず醫師自ら之を良心に反省すると共に之が監督の任にあるもの更に一層の取締を嚴にせんことを望む。本會會員にして如上の趣旨に副まざる行爲ありと認むるものありたるときは各自相互之を警告し其反省を促すに勉めんことを望む。

決 議

本會は上記宣言の趣旨に基き次の事項の遂行を期す。

1. 近來動もすれば醫術を濫用し往々道徳に違反する行爲を敢てし或は法律に背戻し爲に刑事上の問題を醸すものあり本會會員は相互戒慎此等の根絶を圖らんとす
2. 學位濫授の批難を除かんが爲に學位令を適當に改正し之が銓衡に當りては一に論文のみ據ることなく本人の人格過去の經歷及將來の趨向を考査し之が參考に供し最も慎重なる審判を與へんことを期す。
3. 診療報酬は既に醫師會に規定する所ありと雖僅に其最低を指示するに過ぎず故に其れ以上の要求に際し種々の誤解批難を招くこと尠からず故に如此に際しては醫業道徳を省み常識に遵ふべきことを要す。
4. 近來醫師廣告を見るに其専門科名を標榜する頗る亂雜にして醫師法を没却せるもの尠ならず之れ一定の標準なきに由る故に本會に於て標榜すべき専門科名を調査し慎重之を審定し以て其據る所を知らしめんとす。

大正十五年 月 日

醫 學 士 會

5. 花柳病豫防に關する件(長中野等)
は中原博士説明し來る可き議會に提出さるゝ等なる花柳病豫防法案の通過を援助することとし最後に長澤傳六博士より「醫師試験は凡て日本語を以て行ふべき事」を文部大臣に建議するの動議があつて之を委員に一任し六時半終つた。

第 四 章

社會衛生に關する文献の抄録

第一節 社會衛生學の方法及歴史

1 同 上 一 般

倉敷勞働科學研究所編 日本社會衛生年鑑 大正15年12月 同人社發行

東京帝國大學社會醫學研究會 醫療の社會化 (同人社書店 大正15年8月15日)
學友會 內

各大學に於ける社會科學研究の一般的情勢につれて、各大學醫學部に社會醫學研究會が起つた。そのうち東京帝國大學の社會醫學研究會は最も早くその研究が始められ、青年諸君が學的熱情を以て種々研鑽に力を致しつゝあることを評者は聞き知つてゐる。今この研究會の諸國の編纂にかゝる「醫療の社會化」なる論文を見るに本邦醫療の現勢について凡そ集め得る資料はよく集められてゐる。これは第一に吾々がその努力を多きする點である。編者諸君はこの資料を私的診療機關、官公立診療機關、社會事業的診療機關、産業附屬診療機關、軍隊診療機關に分ち、その各々についてその職能及び社會的意義を論評してゐる。編者等は現在の開業醫制度が最近に於て衰退の機運に向ひつゝありし、その理由として民衆が開業醫制度によつてはその健康保持を行ひ得ざるこゝ、即ち現在の開業醫制度が、他の凡ての事象と同じく一つの資本主義經濟の社會組織の所産であるからして、營利的な醫業が形體が近時衰退しつゝあるこゝは必然な道程と云はねばならない。こゝに開業醫師の社會的生活經濟生活は低下されるこゝとなる。而してこれは又同時に新らしき診療制度への轉向を暗示せしめてゐるのである。かくて現今に於ける獨立開業醫師數の漸次的減少、病人勤務醫師數の増加が統計的に表は

れ出したのであると（編者等の計算によれば病院勤務醫師數即ち獨立に開業せざる醫師は全醫師數の約30%である）尙一言すべきは編者等は既に健康保險法について考慮し醫師病院の分布についても考慮してゐるのであるが、この新らしき醫療制度の實施と現在の醫療機關との關係について期待すべき多くの重要點があるが、それについて論じられてないことは誠に遺憾な次第である。

宮崎三郎譯 （エリクール原著 社會疾患（叢文閣 大正15年7月3日）

Dr. J. Héricourt, Les maladies des sociétés 1918 の譯本である。社會的疾患に關する著述は佛英獨等に可なり多く發見せられる。そしてそのうちにはわが邦に譯出してよい本もあるのである。今宮崎氏がこの一本を譯出せられたことはかゝる文獻の非常に少ない今日、誠に有意義なことと云はねばならない。本書に取扱てゐる社會的疾患と云ふのは結核、梅毒、アルコール中毒及び不妊症の4つである。著者は多數の統計的又は研究資料の上に立つてよく一般にも理解し易き様に叙述してゐる。

恩田重信著 醫療國營論（著者發行 大正15年12月10日）

著者は著者の醫師藥劑師生活に對する知見からして現代の醫師藥劑師の社會的生活家庭生活を批判し、このうちに含有せらるる施術施藥の本質の仕事との間の矛盾を指摘し、かくては庶民階級の健康保持並に健康の回復は望み難きを痛嘆し、進んで著者の醫療國營の組織を述べてゐるそれによれば、丁度郵便遞信事業の國營の如き組織をもつてゐる、即ち醫務省をおき醫事中央委員會藥事中央委員會を設け、この下に醫務局衛生局防疫局藥劑局をおき、全國に國營病院をおく、國營病院は全國に120個 壹等診療院800 貳等診療院2500 參等診療院4580をおきこれに相當して國營中央藥局 同壹等藥局 同貳等藥局 三等藥局を配置し、庶民階級の診療を司さどらしめようとする。しかし著者は一方に私營の醫藥藥劑師業を認め、これをして有産階級の診療を司さどらしめんとしてゐる。そしてこの私營と國營との診療機關の間に圓滿なる連絡協同作業を爲さしめると云ふのが、著者の主旨である。醫藥藥劑師やその他醫療制度の改革論の相當をかましき今日ではあるが、具體的建築の稀有なるうちにありて、著者がとに角醫療國營に關する具體案と云ふべきものを發表したことは誠に多とするに足るのである。

2 醫事法制

山崎 佐 醫師法第七條廣告の觀念（社會醫學雜誌 第468號）

某醫師が日々自ら診療に従事する患者に「つはり病は必ず治療す」と題する印刷物を各一部

宛及自己を來訪せる雜誌記者數人に各一部宛を交付し滿六ヶ年間に亘り配布したと云ふ、事實が醫師法第七條醫師に對する廣告取締の規定に抵觸すると云ふ理由から刑責事件となり、之に對し大審院の判決あり、此の判決の批判をなしたものが本文である。要するに廣告と云ふ觀念に對する見解が筆者と裁判所との間に相違する事を解説したものである。醫師諸君の一讀をすゝめる。

山崎 佐 診療過誤に對する醫師の責任（中外醫事新報1117—1118號）

最近頻々として醫師の診療過誤に對し損害賠償の問題が發生する。此の點に關し獨逸ライブチヒ司法官法學博士エーベルマイヤは内科醫學に於ける診斷及治療の錯誤と其防止の中特に其第四卷施術過誤に對する醫師の民事及刑事責任を題し簡單にして而かも要を得たる論述を公にしてゐる。本文はエーベル博士の論著から其の要を摘録し且本邦の法律關係をも附加したものである。

丹羽藤吉郎 醫藥分業運動の歸結と其の將來（日本の醫界 16卷72號）

醫藥分業運動は逐日社會の耳目を惹きつけるに至つたが之が實施に當つては全國同時に行ふと云ふことは不可能である。何故なれば醫師、藥劑師も徒に都會に開業する者のみ多くして地方には其の數甚だ少く山間僻陬の村落の如きに至つては一の醫院すら見る能はざるなき偏倚も甚しい状態を示せるより以上に地方に於ける藥劑師の分布は實に稀薄で、全國約一萬の藥劑師中三千人が東京に在住せるを初め各都市に集中せる有様なるが故に、先づ最初は六大都市或は更に局限して東京、大阪の兩市より分業の實行をなし、其の結果に依りて順次に地域を擴大して遂には日本全土に及ぼすが適當なる方策と云ふべく都市に試みられたる醫藥分業實施の結果、醫師及藥劑師の間に自然淘汰が行はれ、且つ此の兩者逐年の増加と相俟つて、自然に全国各地の分布平均し、斯くて始めて醫療機關の全國的完備の恩恵に浴し得るのである。

篠原昌治 醫藥分業に關する一考察（醫事公論 第703號）

本邦に於て醫藥分業が行はるゝ如きは前途遼遠のことに屬す。假に醫藥分業の

爲めに多大の努力と巨額の費用を投じそれに依つて愈々分業となつたとしてもその曉には、其爲に何等の利益を得ることが出来ないのみならず却て分業ならざりし以前よりも不利の境遇に陥るものであるから醫藥分業運動に従事する藥劑師諸君は、此の點に就て充分考慮する必要があると思はるゝ。元來醫藥分業なるものは醫師並に藥劑師の利害を云ふことを度外視し、極めて公平に判斷しても、其の不便とする所が少ないが、今爰には此の分業に依つて來るべき急病者に対する醫療の遅延を云ふ一般國民に對して最も不利なる事實ある事は注意を要する事である。醫藥分業反對論である。

宮本英修 醫師と法律問題 (醫術時報1656號)

醫師と關係ある種々の法律の中、その關係の最も密接なるもの、醫師に關する法律問題の中その中心をなす所のもの即ち「過失責任」に就て論述したものである。

3 統計の方法

猪間驥一著 經濟圖表の見方書き方使ひ方 (東洋經濟新報社 大正15年6月)

近來社會の各方面から續々と統計資料が出るやうになつたが、統計的技術、統計發表の形方、統計の見方なごについてはまだ一般社會には大いに欠陥がある。この時猪間氏が經濟統計圖表の一般について實例を示しながら適切な説明を加へて本書を出されたことは時宜を得たものと思ふ。餘りに理論にはせず、繁雜なる事項をさけて統計圖表のかき方読み方なごが要領よく説明されてある。

勝矢俊一 統計解折方法並に醫科統計に關する研究 第一編 統計圖式計算に關する一新考案「規準公算圖表」に就て (長崎醫學雜誌 第4卷第2號)

著者は本篇に於て偏差の分布が誤差法則に従ふを見做し得る如き變數に關する一つの實用的計算方法をも稱すべき「規準公算圖表」について考案し、これを説明

してゐる、著者はこの圖表によつて算術平均標準偏差、5%28間38間の理論的限界、任意の Probability を有する限界、Probability と偏差との相互關係、理論的度數分布及び各種の變異係數の觀察、變異係數を比較的簡單に計算し得べしと云つてゐる。

勝矢俊一 統計的解折方法並に醫科統計に關する研究 規準公算第二編圖表に依る醫科統計の觀察 其一邦人生體腸管長の統計 (長崎醫學雜誌 第4卷第4號)

著者が既に發表せる規準公算圖表によつて、三宅博士が邦人生體450 (男337女113)について測定したる腸管長の研究統計技術的欠陥の補正を試みたのが本論文である。著者の圖表になる計算によるご(cm單位)

男	M = 778	Q ₁ = 709	Q ₃ = 847	δ = 102	r = 69
女	M = 722	Q ₁ = 659	Q ₃ = 785	δ = 94	r = 63

4 醫學史

廖 温仁 宋元時代に於ける外國醫學の輸入 (中外醫事新報 第111 7-1121號)

著者は本論に於て多數の資料により、先づ印度醫說及醫方の支那への輸入、波斯及西域地方醫藥の輸入、亞拉比亞醫藥の輸入、東羅馬醫藥の輸入の各項に分ちて支那の宋元時代の醫學に影響せる諸醫學思想及び醫術につきて論じ、轉じて日本の醫學史を顧みて支那及日本の醫學の關連に於いてこれら支那に影響せる外國醫學を論じてゐる。著者は結論に於て「翻つて極東日本の醫史の概狀を見れば日本の徳川時代には復古、考證、及蘭學の學派ありき、此の中蘭學を除きたるものは大部分宋元時代の醫學を取りしものなり、然るに宋元時代の醫學は印度、波斯

亞拉比亞及東羅馬の醫學の影響を受けたものなり。而して此等諸國の醫學は古代希臘醫學の影響を受け、幾多の變遷を経て支那に入りたるものなり。蘭學に到つては直接に希臘羅馬の醫學の影響を受けしは云ふまでもなし。寧ろ希臘醫學の流派も稱すべし。然らば極東日本の醫學の大部分は、其の根元に於て希臘より起りしものなりと想定するも大なる誤謬なかるべし」と述べてゐる。しかし著者も印度醫學に關する項に於て述べてゐる如く、印度醫學の程度は支那醫學史上に一大光明を與ふるものでなくてはならない。故に著者が結論に述べてゐるころの東洋の醫學が大部分希臘醫學より起つたと斷言することはこゝに尙多少の議論の餘地が残されてゐるを考へねばならぬ。

土肥慶藏 正倉院藥種の史的考察 (社會醫學雜誌 第473號)

本論文は著者が獨文にて發表したる Ueber tausend Jahre in der kaiserl. Schatzkammer Shōsō-In in Nara aufbewahrte Drogen, Nov. 1925 の邦文譯の發表である。著者は本論文中に正倉院に千有餘年前に納められた60種の藥種のうち僅かに28種が現存してゐることを述べ、この現存の藥種は旅順博物館、奉天醫子堂などに所藏せられてゐる漢藥と比較して見て、顯微鏡的、化學的にはさも角として、少くも肉眼的には現代品と全く同一なものであることを述べてゐる。著者は又支那醫學史の考證からしてこの正倉院の古い藥種を通して千年前の日本と支那との醫學上の交通、又これらの産地なきから考へるに亞細亞に於ける民族の古代の交通路は西から東へであつたこと、又植物の藥種が適當なる保存法によつて完全に保存せられたのは科學上非常に注目せらるべきことだを云つてゐる。

富士川游、小川劍三郎、唐澤光徳、尼子四郎編修 杏林叢書 第五輯

(丸 堂發行 大正15年12月)

本編には橘南蹊著北窓瑣談、平野重誠著一夕醫話、伊澤蘭軒著、居家遠志の三編を收む。

吳 秀三著 シーボルト先生其生涯及功業 (吐鳳堂 大正15年10月4日)

吳博士が先哲の事績傳記に詳しく、醫學史に通繞せらるゝことは學界周知のことである。吳博士は兼ねて明治廿九年に出版せられたるシーボルト傳を改訂増補せんとする意志をもつてゐられた、それが大正十三年四月に長崎市外鳴瀧のシーボルト塾址に於て舉行せられた、シーボルト渡來後滿1百年記念會を好機として愈々實現せられたのが本書である。本書は「シーボルト先生其生涯及功業」と名づけられてゐるが一度本書を繙けばシーボルト渡來前後の南洋文明東漸の模様を詳かにするゝが出来るほきに周到なる解説と微細なる材料とが用意されてゐる。これはシーボルト傳としては勿論文明東漸史のうちの貴重なる著述としての本書の價値を重からしめるものである。シーボルトの生涯及其功業に關する博士の解説に到つては誠に畏敬すべきものがある。余は博士が本書の著述に當つてなされたる努力と熱心と準備と、そして本著述に於てなされたる困難と苦心が決して一通りなものでなかつたことを章を追ふて讀むで痛感したことであつた。わが醫學史上に於けるシーボルトの業績に關することは勿論であるが、その他の自然科學、技術、國交、さては交友關係の事項に關する驚くべく巨多の事實の集録、その集積された事實からの博士の史的洞察の豊かなこと、この判斷の明快にして真相を傳へて誤らざらんとする苦心に對してはたゞたゞ博士の本書を通しての業績に對して畏敬の念を禁し得ない。

博士は本書乙篇に於て「シーボルト傳に關する史料」目錄を附せられてゐる。これは本書全卷約1500頁に對してその3分の1を占めてゐるのである。博士も凡例中に述べてゐられる如く、この刊行は實に出版事業から云へば一大決斷のことに敢行されたものに相違ない。けれどもこの乙編の存在は博士の本著述に對する態度眞面目を表明してゐるものであつて、後進を裨益するところ多大であり、且つ本書の價値をして更に不朽ならしめるものである。

土肥慶藏著 黴毒初史追説 (醫海時報 第1661—1663號)

本論文は著者がDeutsche medizinische Wochenschrift Nr.15—17 1926年に發表せるものゝ譯文である。著者はこのうちに關し著者による黴毒史 (History of Syphilis) に論じ盡さなかつた二三の事實について述べてゐる。著者は十五世紀末まで日本及支那に黴毒のなかつたこと云ふ事實に立つて論じ、黴毒史に於てはコロンブス時代の二大文献、即ち(1)はジラス・デ・イスラ著「西班牙島より來れる蛇病」(1542) (2)汪石山著「石山醫業」(1533)の考究が必須なるべきを論じ、更に續醫説(1545)及び本草綱目(1588)に於て支那に於ける初度の黴毒流行の事實を又竹田秀慶著月海録及び妙法寺記の二書に於て日本に於ける最初の流行の事實を見るべしと云つてゐる。而してこれを歐洲の文献と對照して黴毒が十五世紀末までに舊大陸には存在し得ざる理由を述べてゐる。

第二節 人口統計及死亡率

1 同 上 一 般

稻垣乙丙 人口新論 (統計時報 第16號)

著者は人口増加の軌道を數學的方法によつて決定しやうと試みたのがこの論文の主旨である。著者の見解によればマルサスの人口は幾何階數的に増加し食糧は算術級數的に増加すること云ふ點に關しては、人口の増加率は時によつて變遷し決して一定率を以ては進まない。人口の増加は食糧の増進を促し、食糧の不足は人口増加率の減退を誘ひ、人口と食糧とは略々相伴ふて行くこと云ふのである、又人口の増加率は各國みなある時の以後漸次減少し、零に達することは當然であることこの點が人口の極限で其國の満員であること云つてゐる。著者はこの見地から英國

佛國、米國及我國の人口増加の變遷のあこを數字的に觀察し、この増加率變遷の原因として、一方人口増加を來す諸原因と人口の減少を來す諸原因との二因子の相互作用によつて増加率の減少を來すのである。この考から著者は或年を基本とし其年からの年數をxとし基本年の人口をy₀とし、基本年よりx年に至るの年平均増加率をrとするx年に於ての人口(y)はマルサスの所説の如く幾何學級數的に求むべきであるから

y = y₀(1+r)^x I

rは變數でyの函數であるべきであるから

r = ay^c II

とする。即この増加率は人口の増加するに従つて増加すべきであつて人口yの函數であつて、國土と國民によつてその人口數の何乗かに比例して増加するとする又aなる係數は可變數値で、人口yの函數であり、人口の増加に従つて減少すべき數値である。故に

a = A - By^c III

I, II, III, 式から

y = y₀(1 + Ay^c - By^c)^x

この式は以上の理由から人口と時代との關係を示す式であつて人口増加の軌道を示す方程式であること主張する。進んで著者はこの式を實際に適用して著者の考への誤りなきを示し、最後に著者のこの方程式は凡ての生物の數の増殖は若し自然に委すれば等しくこの法則に據るべきであることを論證してゐる。

猪間驥一 昨年度の我國人口の異常増加に就て (社會政策時報 第75號)

大正14年に統計局から發表せられた人口の自然増加が人口1000につき14.65%と云ふ異常な數字を示したことに並にこれについて世人が驚異の眼をみはつたのは事實であつた。著者はこの異常なる人口増加率の統計上に表はれ來た理由を統計

的基礎並に統計的技術の上から觀察し、大正14年に於ける出生數の増加がこの結果を産み出したものとし、この出生數の増加は出生率計算の基礎の變動にあるとしこれを各種の方面から検討してゐる。

2 人口統計

内閣統計局編纂 大正十三年日本帝國人口動態統計記述編 (大正15年2月)

動態の各項についての抄録を省き當局者が其の巻尾に附せる總括をこゝに引証し、且つ主要なる數字を掲げる。

「婚姻は大正13年に於ては前年より其の實數に於て僅に増加し人口に對する割合は稍減少したが歐洲大戰前に比して幾分高率である。婚姻の種類及季節は例年と大差なく、婚姻者の年齢は兩三年前から婚姻の最も多い年齢に益集まる傾向が見ゆる。而して大正九年以來漸次低下の趨勢にあつた婚姻者の平均年齢は本年に於て稍上昇した。

離婚は近年漸次減少する道程を辿つて居るが大正十三年は前年と同様である、離婚の種類及季節は例年と異なる所はないが夫婦關係繼續期間に於て例年と稍趣を異にする。

出生は前年に比して減少したが相當高率である。公生は漸次増加し、私生は漸次減少する趨勢は本年も表れ體性別、季節關係は例年と異なる所がない。

死産は前年に比し減少し、漸減の趨勢を持續してゐる。

又出生と死産との割合に於ては前者は漸増し後者は漸減する大勢に順應して居る。

死亡は流行性感冒の爲死亡者が特に多かつた大正七年及九年、關東地方大震災のあつた十二年に比較するに十三年は著しく少いが、未だ高率たるを免かれない

死亡者の體性は例年に比し男の割合稍多く季節關係は例年と大差なく年齢の點より見れば青年期壯年期就中青年期の死亡が減少した。従て緣事身分別に於ては未婚者が減少して居る。死亡原因は肺炎及氣管支肺炎、腦出血及腦軟化が稍著しい増加を示し脚氣、外因死が減少した外例年に比較し特に著しい増減はない。大正十三年は偶々死亡總數の減少と共に青壯年期の死亡減少となり死亡原因に大なる變化なく聊か好現象を呈して居るが果して此の好況を持續するや否やは將來に俟たなければならぬ。

大正十三年は出生死亡共に著しき減少を見た年であつたが死亡の減少が多かつた結果人口の自然増加は七十四萬餘人と云ふ未曾有の多數であつた、人口千に對する割合は一二・五七である。

婚 姻 數

	實數			實數	
	實數	人口1000に付		實數	人口1000に付
大正4年	445,210	8.18	大正10年	519,217	9.14
大正5年	433,680	7.85	大正11年	515,916	8.95
大正6年	447,970	7.99	大正12年	512,689	8.77
大正7年	500,580	8.99	大正13年	513,130	8.68
大正8年	480,136	8.58	大正14年	521,438	8.75
大正9年	546,207	9.76			

婚 姻 者 の 年 齡

總數	實數		千分比	
	男	女	男	女
15 未 滿		132		0.3
15 — 19	14,436	123,741	28.1	241.1
20 — 24	166,737	247,920	324.9	483.1
25 — 29	186,584	78,238	363.6	152.5
30 — 34	67,430	27,749	131.4	54.1
35 — 39	31,949	14,731	62.3	28.7
40 — 44	18,956	9,122	36.9	17.8
45 — 49	12,259	5,923	23.9	11.5

50 — 54	6,677	3,006	13.0	5.9
55 — 59	4,130	1,581	8.1	3.1
60 — 64	2,073	588	4.9	1.1
65 — 69	1,205	269	2.4	0.5
70 以上	694	130	1.4	0.3

婚姻者平均年齢

	男歳	女歳		男歳	女歳
明治三十二年	27.58	22.98	大正九年	29.17	24.26
明治三十七年	27.88	23.47	大正十年	28.85	23.99
明治四十二年	28.56	23.91	大正十一年	28.81	23.98
大正三年	28.71	23.99	大正十二年	28.69	23.93
大正八年	29.22	24.34	大正十三年	28.73	23.99

人口10萬以上の市に於ける婚姻數

	實數	人口1000に付	
		人口10萬以上の市	全國
大正11年	52,842	7.19	9.01
大正12年	48,615	6.44	8.77
大正13年	50,484	6.90	8.68

人口10萬以上の市に於ける婚姻者の年齢

	實數		千分比例	
	男	女	男	女
總數	50,484	50,484	1,000.0	1,000.0
20 未滿	331	7,856	6.5	155.6
20 — 24	9,968	23,768	197.4	470.8
25 — 29	18,961	9,458	375.6	187.4
30 — 34	9,241	4,033	183.0	79.9
35 — 39	4,922	2,324	97.5	46.0
40 — 44	2,992	1,460	59.3	28.9
45 — 49	1,918	831	38.0	16.5
50 — 54	1,016	449	20.1	8.9
55 — 59	605	199	12.0	3.9
60 以上	530	106	10.6	2.1

出生數

	實數	人口1000に付		實數	人口1000に付
大正5年	1,804,822	32.68	大正10年	1,990,876	35.05
大正6年	1,812,413	32.34	大正11年	1,969,314	34.16
大正7年	1,791,992	32.19	大正12年	2,043,207	34.94
大正8年	1,778,685	31.62	大正13年	1,998,520	33.79

人口10萬以上の市に於ける出生數

	實數	人口1000に付	
		人口10萬以上の市	全國
大正11年	205,362	27.96	34.16
大正12年	195,362	25.88	34.94
大正13年	194,984	26.64	33.79

死産數

	實數	人口1000に付		實數	人口1000に付
大正5年	139,998	2.53	大正10年	138,301	2.44
大正6年	140,328	2.50	大正11年	132,244	2.29
大正7年	142,507	2.56	大正12年	133,863	2.29
大正8年	132,939	2.36	大正13年	125,839	2.13

人口10萬以上の市の死産數

	實數	人口1000に付	
		人口10萬以上の市	全國
大正11年	14,399	1.96	2.29
大正12年	13,571	1.80	2.29
大正13年	13,195	1.80	2.13

死亡數

	實數	人口 1000に付		實數	人口 1000に付
大正4年	1,093,733	20.09	大正9年	1,422,096	25.41
大正5年	1,187,832	21.51	大正10年	1,288,570	22.69
大正6年	1,199,669	21.41	大正11年	1,286,941	22.32
大正7年	1,493,162	26.83	大正12年	1,332,485	22.78
大正8年	1,281,965	22.79	大正13年	1,254,946	21.22

乳兒死亡

	出生數	一歳以下の死亡	出生1000に付 乳兒死亡
大正4年	1,799,326	288,634	16.0
大正5年	1,804,822	307,283	17.0
大正6年	1,812,413	313,872	17.3
大正7年	1,791,992	337,919	18.9
大正8年	1,778,685	303,202	17.1
大正9年	2,025,564	335,613	16.6
大正10年	1,990,876	335,143	16.8
大正11年	1,969,314	327,604	16.6
大正12年	2,043,297	333,930	16.3
大正13年	1,998,520	312,267	15.6

死亡原因(中分類)別

	實數		千分比例	
	大正十三年	大正十二年	大正十三年	大正十二年
下痢及腸炎	151,718	165,082	120.9	123.9
肺炎及氣管支肺炎	123,403	119,263	68.3	89.5
腦出血及腦軟化	102,666	94,466	81.8	70.9
肺結核	79,410	81,547	63.3	61.2
老衰	74,003	76,579	59.0	57.5
畸形及先天性弱質	72,348	75,925	57.7	57.0
腦膜炎	68,466	73,489	54.6	55.1
腎臟炎	62,227	62,574	49.6	47.0
癌	40,147	40,602	32.0	30.5

心臟の器質的疾患	39,232	40,757	31.3	30.6
胃の疾患	26,217	28,456	20.9	21.4
外因死	26,130	71,696	20.8	53.8
腸及腹膜の結核	23,750	25,530	18.9	19.2
腹膜炎(産に因するものを除く)	20,679	21,326	16.5	16.0
急性氣管支炎	18,334	18,151	14.6	13.6
脚氣	18,333	26,796	14.6	20.1
慢性氣管支炎	17,463	18,037	13.9	13.5
肋膜炎	16,755	16,115	13.4	12.1
腸チフス	14,063	12,939	11.2	9.7
麻疹	11,986	13,277	9.6	10.0
自殺	11,261	11,488	9.0	8.6
百日咳	10,256	8,484	8.2	6.4
梅毒	7,105	7,610	5.7	5.7
流行性感胃	9,512	6,520	5.2	4.9
腦膜及中樞神経系ノ結核	5,320	5,348	4.2	4.0
脱腸及腸管閉塞	5,056	5,112	4.0	3.8
肝臓硬化	4,002	3,936	3.2	2.9
チフテリア	3,561	3,388	2.8	2.5
赤痢	3,143	3,968	2.5	3.0
蟲様突起炎及盲腸炎	2,692	2,763	2.2	2.1
産褥熱	2,525	2,683	2.0	2.0
糖尿病	1,963	1,873	1.6	1.4
流行性腦脊髄膜炎	1,334	396	1.1	0.3

人口自然増加

	實數			人口1000に 付差増
	出生	死亡	差増	
大正4年	1,799,326	1,093,793	705,533	12.96
大正5年	1,804,822	1,187,832	616,990	11.17
大正6年	1,812,413	1,199,669	612,744	10.94
大正7年	1,791,992	1,493,162	298,830	5.37
大正8年	1,778,685	1,281,965	496,720	8.83
大正9年	2,025,564	1,422,096	603,468	10.78
大正10年	1,990,876	1,288,570	702,306	12.37

大正 11 年	1,969,314	1,286,941	682,373	11.84
大正 12 年	2,043,297	1,332,485	710,812	12.16
大正 13 年	1,998,520	1,254,946	743,574	12.57

内閣統計局 大正14年我國平均婚姻年齡 (統計時報 第16號)

全國平均婚姻年齡

	初 婚			婚姻(再婚を含む)		
	夫	妻	夫妻ノ差	夫	妻	夫妻ノ差
明治 32 年	—	—	—	27,579	22,981	4,598
明治 37 年	—	—	—	27,882	23,473	4,409
明治 42 年	26,880	22,922	3,958	28,564	23,907	4,657
大正 3 年	27,091	22,975	4,116	28,708	23,985	4,723
大正 8 年	27,432	23,295	4,137	29,218	24,442	4,876
大正 11 年	27,070	23,006	4,064	28,808	23,976	4,832
大正 12 年	26,991	23,223	3,968	28,685	23,934	4,751
大正 13 年	27,055	23,085	3,970	28,732	23,992	4,740
大正 14 年	27,088	23,120	3,968	28,756	24,017	4,739

同上人口10萬以上都市總數

	初 婚			婚姻(再婚を含む)		
	夫	妻	夫妻の差	夫	妻	夫妻の差
明治 42 年	29,585	24,786	4,799	31,271	25,780	5,491
大正 3 年	30,063	25,154	4,909	31,582	26,136	5,446
大正 8 年	30,401	25,464	4,937	32,183	26,519	5,664
大正 11 年	29,612	24,761	4,851	31,409	25,723	5,686
大正 12 年	29,523	24,770	4,753	31,350	25,739	5,611
大正 13 年	29,369	24,569	4,800	31,164	25,560	5,604
大正 14 年	29,233	24,595	4,638	31,092	25,590	5,502

註 明治42年乃至大正12年は大都市に就き算出したり

内閣統計局 年齢階級別死亡率 (統計時報 第17號)

	實 數			各年齢級人口1000に付		
	總數	男	女	總數	男	女
總 數	1,210,706	621,357	589,349	20.3	20.7	19.8

0 歳	297,003	160,311	136,697	154.6	166.0	143.2
1 歳	82,079	41,726	40,353	49.7	50.2	49.2
2 歳	40,918	20,358	20,560	25.6	25.3	25.9
3 歳	25,299	12,343	12,956	16.0	15.5	16.5
4 歳	16,115	7,678	8,437	10.6	10.0	11.2
5 — 9	31,913	15,531	16,382	4.6	4.4	4.8
10 — 14	24,192	10,232	13,960	3.6	3.0	4.2
15 — 19	50,200	22,323	27,877	8.5	7.5	9.6
20 — 24	49,963	23,464	26,499	9.9	9.1	10.7
25 — 29	38,124	17,673	20,451	8.7	7.8	9.6
30 — 34	31,155	14,213	16,942	8.4	7.4	9.4
35 — 39	31,944	14,880	17,064	9.3	8.4	10.2
40 — 44	34,767	17,960	16,807	10.8	11.1	10.5
45 — 49	39,438	22,420	17,018	12.9	14.6	11.2
50 — 54	42,225	24,643	17,582	17.2	20.1	14.3
55 — 59	50,370	29,961	20,409	25.3	30.5	20.2
60 — 64	128,124	72,527	55,597	44.8	53.5	36.9
70 — 79	140,633	70,533	70,100	97.5	114.3	85.0
80 — 89	51,883	21,223	30,660	192.1	219.5	176.8
90 —	4,278	1,300	2,978	295.9	328.2	283.7
不 詳	78	58	20	—	—	—

内閣統計局 國勢調査の結果に據る大正14年人口 (統計時報 第15號)

總人口 大正14年10月1日施行の國勢調査の結果に依れば我内地に現在した人口の總數は59,736,822人で第一回國勢調査の人口55,963,053人に比し3,773,769人を増加した、だから五年間の人口増加は六分七厘で、平均一ケ年の増加は75萬である。

列國最近の人口調査の結果に依れば支那の三億以上最も多く露西亞の133,000,000第二位に在り北米合衆國の105,000,000獨逸の62,000,000更に之に次ぎ、我國の59,000,000は第五位に在り、以下英、佛、伊の順序である。けれども殖民地人口を加へる時は英吉利の485,000,000第一位となり支那、露西亞、北米合衆國、佛蘭西

順次に次ぎ我内地、朝鮮、台灣、樺太を含む帝國總人口は83,000,000で第六位
 となる(列國國勢要覽大正十五年版参照)

内地總人口 を男女に別つときは**男**30,013,109人、**女**29,723,713人で男の女に
 超過するこゝ289,396人である。即ち女100に付男101.0で前回調査の女100に付男
 100.4に比し男の割合が少し増加した。

地方別人口 人口の地方分布の状況は、**關東**の12,314,032人最も多く、**近畿**
 の8,954,314人之に亞ぎ、**九州**の8,524,953人更に之に亞ぐ。其の他は東北、中國、
 東海、北陸、東山、四國、北海道、沖繩の順序である。

	人口	人口千中		人口	人口千中
全 國	59,736,822	1,000.0	東 海 區	5,098,403	85.4
關 東 區	12,314,032	206.2	北 陸 區	3,947,803	66.1
近 畿 區	8,954,314	149.9	東 山 區	3,362,449	56.3
九 州 區	8,524,953	142.7	四 國 區	3,173,966	53.1
東 北 區	6,159,298	103.1	北 海 道	2,498,679	41.8
中 國 區	5,145,103	86.1	沖 繩 縣	557,622	9.3

之を前回調査に比較するに沖繩を除き各地方何れも人口を増加し、其の割合最
 も大なるは關東の一割七厘とし、近畿の一割、東海の八分三厘之に次ぐ。以下東
 北、北海道、東山、九州、四國、中國、北陸の順序である。

	五年間の増加 (△は減少)	割合 %		五年間の増加 (△は減少)	割合 %
全 國	3,773,769	67	東 山 區	145,867	45
關 東 區	1,186,037	107	九 州 區	366,433	45
近 畿 區	811,453	100	四 國 區	108,287	35
東 海 區	388,984	83	中 國 區	175,300	35
東 北 區	365,324	63	北 陸 區	100,538	26
北 海 道	139,496	59	沖 繩 縣	△ 13,950	△ 24

而して男女の權衡を見るに北海道は女100に對し男109.4に當り、關東は同男
 104.1近畿は同男103.5、中國は同男100.2である。以上が男の多い地方である。

	男	女	女百に付男
全 國	30,013,109	29,723,713	101.0
北 海 道	1,305,473	1,193,206	109.4
關 東 區	6,279,331	6,034,701	104.1
近 畿 區	4,554,049	4,400,265	103.5
中 國 區	2,575,245	2,570,058	100.2
東 北 區	3,070,244	3,089,054	99.4
九 州 區	4,246,701	4,278,252	99.3
四 國 區	1,580,419	1,593,547	99.2
東 海 區	2,530,598	2,567,805	98.6
東 山 區	1,662,001	1,700,448	97.7
北 陸 區	1,941,115	2,006,688	96.7
沖 繩 縣	267,933	289,689	92.5

府縣別人口 更に各府縣に就て之を見るときは土地の廣狹大都市の有無等に
 依つて其の人口に甚しい差等がある。最も多いのが東京の4,480,000、最も少いの
 が鳥取の470,000で、大阪は3,050,000ある。2,000,000以上は北海道及兵庫、愛知、
 福岡の一道三縣、1,000,000以上は新潟外二十一府縣、700,000以上は秋田外八縣
 500,000以上は宮崎縣外八縣である。

前回調査後五年間に於ける異動を検するに沖繩、福井は人口減少を示したが、
 他の府縣は孰れも其の人口を増加した。就中増加の大なるは東京の780,000大阪
 の470,000愛知の220,000で兵庫、北海道、静岡、京都及福岡の100,000以上が之に亞
 ぐ。其の他神奈川、宮城、廣島、埼玉、福島、新潟等亦増加の多いものである。
 之を増加の割合より見るに其の最も多いのは東京、大阪、愛知で、東京は二割一
 分二厘、大阪は一割八分二厘、愛知は一割一分の増加を示してゐる。而して五年
 間に於て人口を増加した四十五府縣中増加割合の全國平均六分七厘より大な
 るもの八府縣、小なるもの三十七縣である。

	大正十四年 人口	大正九年 人口	五年間の増加 (△は減少)	割 合 (%)
全 國	59,736,822	55,963,053	3,773,769	67

東京	4,485,144	3,699,428	785,716	212
大阪	3,059,502	2,587,847	471,655	182
北海道	2,498,679	2,359,183	139,496	59
兵庫	2,454,679	2,301,799	152,880	66
愛知	2,319,494	2,089,762	229,732	110
福岡	2,301,668	2,188,249	113,419	52
新潟	1,849,807	1,776,474	73,333	41
静岡	1,671,217	1,550,387	120,830	78
長野	1,629,217	1,562,722	66,495	43
広島	1,617,680	1,541,905	75,775	49
鹿児島	1,472,193	1,415,582	56,611	40
福島	1,437,596	1,362,750	74,846	55
神奈川	1,416,792	1,323,390	93,402	71
茨城	1,409,092	1,350,400	58,692	43
京都	1,406,382	1,287,147	119,235	93
千葉	1,399,257	1,336,155	63,102	47
埼玉	1,394,461	1,319,533	74,928	57
熊本	1,296,036	1,233,233	62,853	51
岡山	1,238,447	1,217,698	20,749	17
長崎	1,163,945	1,136,182	27,763	24
岐阜	1,132,557	1,070,407	62,150	58
群馬	1,118,858	1,052,610	66,248	63
三重	1,107,692	1,069,270	38,422	36
愛媛	1,096,366	1,046,720	49,646	47
山口	1,094,544	1,041,013	53,531	51
栃木	1,090,428	1,046,479	43,949	42
宮城	1,044,036	961,768	82,268	86
山形	1,027,297	968,925	58,372	60
秋田	936,408	898,537	37,871	42
大分	915,136	860,282	54,854	64
岩手	900,984	845,540	55,444	66
青森	812,977	756,454	56,523	75
和歌山	787,511	750,411	37,100	49
石川	750,854	747,360	3,494	5
富山	749,243	724,276	24,967	34

島根	722,402	714,712	7,690	11
香川	700,308	677,852	22,456	33
宮崎	691,094	651,097	39,997	61
徳島	689,814	670,212	19,602	29
高知	687,478	670,895	16,583	25
佐賀	684,831	673,895	10,936	16
滋賀	662,412	651,050	11,362	17
山梨	600,675	583,453	17,222	30
福井	597,899	599,155	△ 1,256	△ 2
奈良	583,828	594,607	19,221	34
沖縄	557,622	571,572	△ 13,950	△ 24
鳥取	472,230	454,675	17,555	39

府縣人口男女の割合を見るに男の多きもの十六府縣、女の多きもの三十一縣である。男の女に超過する割合最も大なるは東京の女100に付男114で、之に亞ぐは北海道、神奈川、大阪の何れも同男 109 京都、長崎の同男 104 である。之に反して女の超過大なるは沖縄の女100に對する男 92 之に亞ぐは滋賀、鹿児島同男 94、石川、長野、鳥取の同男95である。男女略等しいものを求めるに静岡、山梨、徳島及岐阜の四縣がある、而して男超過の十六府縣中全國平均女 100 に付男 101.0 より超過割合の大なるものは十五府縣である。

	男	女	女百に付男
全國	30,013,109	29,723,713	101.0
東京	2,387,609	2,097,535	113.8
北海道	1,305,473	1,193,206	109.4
神奈川	739,699	677,093	109.3
大阪	1,594,227	1,465,275	108.8
京都	717,464	688,918	104.1
長崎	593,472	570,473	104.0
福岡	1,166,165	1,135,503	102.7
広島	818,266	799,414	102.4
山口	552,793	541,751	102.0
兵庫	1,239,326	1,215,353	102.0

宮崎	348,088	343,006	101.5
宮城	525,191	518,845	101.2
青森	408,770	404,207	101.1
秋田	470,737	465,671	101.1
香川	351,911	348,397	101.0
岐阜	567,837	564,720	100.6
静岡	835,521	835,696	100.0
山梨	300,289	300,386	100.0
徳島	344,550	345,264	99.8
島根	359,987	362,415	99.3
和歌山	392,191	395,320	99.2
岩手	448,637	452,347	99.2
高知	341,687	345,791	98.8
奈良	289,770	294,058	98.5
愛知	1,150,325	1,169,169	98.4
岡山	613,619	624,828	98.2
愛媛	542,271	554,095	97.9
福島	710,606	726,990	97.8
新潟	913,886	935,921	97.7
千葉	691,242	708,015	97.6
大分	451,298	463,838	97.3
山形	506,303	520,994	97.2
茨城	693,837	715,255	97.0
熊本	637,753	658,333	96.9
富山	368,593	380,650	96.8
三重	544,752	562,940	96.8
栃木	536,259	554,169	96.8
佐賀	336,223	348,608	96.5
群馬	548,633	570,225	96.2
福岡	293,039	304,860	96.1
埼玉	682,052	712,409	95.7
鳥取	230,580	241,650	95.4
長野	793,875	835,342	95.0
石川	365,597	385,257	94.9
鹿児島	713,702	758,491	94.1

滋賀	321,071	341,341	94.1
沖繩	267,933	289,689	92.5

人口密度 内地人口の密度を算出すれば一方に付 2,417 人(一方に付 157 人)で、大正九年に比し 153 人を増加した。之を歐米諸國に於ける最近の調査に比するに我内地より人口密度の高きは白耳義(1方里 3,782 人)和蘭(同 3,248 人)英吉利(同 2,795 人)あるのみ。(列國國勢要覽大正十五年版参照)。

地方別人口密度は關東の 5,891 人最も高く、近畿の 5,066 人之に次ぐ、以下東海、沖繩、九州、四國、中國、北陸、東山、東北の順序で、北海道の 437 人が最も低い。

地方別人口密度(一方に付)

	大正十四年	大正九年		大正十四年	大正九年
全 國	2,417	2,264	四 國 區	2,608	2,519
關 東 區	5,891	5,324	中 國 區	2,506	2,420
近 畿 區	5,066	4,607	北 陸 區	2,429	2,367
東 海 區	4,241	3,917	東 山 區	1,821	1,742
沖 繩 區	3,999	4,099	東 北 區	1,420	1,336
九 州 區	3,139	3,004	北 海 道	437	412

備考 人口密度は河川湖沼を含む内地總面積 24,718,849 方に依り之を計算したり。次表亦同じ。

更に各府縣の人口密度を見るに最も高いのは東京の一方里 32,289 人で、大阪の 26,493 人が之に次ぐ。其の他密度の高いのは神奈川の 9,292 人、福岡の 7,212 人、愛知の 7,077 人等で密度の最も低いのが北海道の 437 人、岩手の 912 人である。而して全國平均一方里 2,417 人より高いもの二十九府縣、低いもの十八縣である。

府縣別人口密度(一方に付)

	大正十四年	大正九年		大正十四年	大正九年
全 國	2,417	2,264	福 岡	7,212	6,857
東 京	32,289	26,633	愛 知	7,077	6,376
大 阪	26,493	22,409	香 川	5,853	5,665
神 奈 川	9,292	8,511	埼 玉	5,655	5,351

京 輪	4,758	4,355	滋 賀	2,535	2,441
兵 庫	4,493	4,213	鹿 兒 島	2,520	2,423
長 崎	4,361	4,257	奈 良	2,414	2,335
佐 賀	4,323	4,254	福 井	2,295	2,300
千 葉	4,249	4,058	大 分	2,267	2,131
沖 繩	3,999	4,099	新 潟	2,265	2,176
茨 城	3,563	3,414	宮 城	2,210	2,036
靜 岡	3,310	3,071	鳥 取	2,081	2,004
三 重	2,996	2,892	山 梨	2,080	2,020
愛 媛	2,967	2,833	長 野	1,853	1,778
廣 島	2,954	2,815	山 形	1,703	1,606
山 口	2,774	2,638	島 根	1,684	1,666
石 川	2,759	2,746	岐 阜	1,670	1,578
群 馬	2,733	2,571	福 島	1,616	1,532
岡 山	2,721	2,676	高 知	1,495	1,460
富 山	2,714	2,624	宮 崎	1,377	1,298
熊 本	2,690	2,559	青 森	1,302	1,211
栃 木	2,608	2,503	秋 田	1,232	1,182
徳 島	2,573	2,500	岩 手	912	856
和 歌 山	2,566	2,446	北 海 道	437	412

人口十萬以上の都市 人口十萬以上を有する大都市二十一あり。第一位を占むるは大阪の人口2,114,804で東京の1,995,567之に亞ぎ、名古屋の768,558は第三位にあり、京都の679,963、神戸の644,212、横濱の405,888更に之に亞ぐ。

以上は六大都市を稱せらるゝもので大正九年に於ける人口は東京、大阪、神戸、京都、名古屋、横濱の順位であつたが、今次調査の結果東京と大阪、神戸と名古屋は各互に其の順位を交換し、京都、横濱兩市は依然第四位及第六位に在り。東京、横濱兩市の人口減少を示すは震災の影響を未だ恢復せざるに依るものであつて他の四市は孰れも前回は比し其の人口を増加した。但し大阪、名古屋の人口激増は主として近隣町村の合併に由るものである。

以上六大都市に亞いでは廣島、長崎、函館、金澤、熊本、福岡、岡山、新潟、

堺の五市は今次の調査に於て始めて人口10萬以上の列に加はりたるもので新潟を除く他の四市は主として隣接町村の合併により人口を増加したものである。

	大正十四年 人 口	大正九年 人 口	大正十四年十月一日現在の 地域に依る大正九年人口
大 阪	2,214,804	1,252,983	1,768,295
東 京	1,995,567	2,173,201	2,173,201
名 古 屋	768,558	429,997	608,127
京 都	679,963	591,323	591,323
神 戸	644,212	608,644	608,644
横 濱	405,888	422,938	422,938
廣 島	195,731	160,510	160,510
長 崎	189,071	176,534	176,534
函 館	163,973	144,749	144,749
金 澤	147,420	129,265	136,792
熊 本	147,174	(70,388)	129,584
福 岡	146,005	(95,381)	122,695
札 幌	145,065	102,580	102,580
仙 臺	142,894	118,984	118,984
吳	138,863	130,362	130,362
小 樽	134,469	108,113	108,113
鹿 兒 島	124,734	103,180	103,180
岡 山	124,521	(94,585)	110,508
八 幡	118,376	100,235	102,828
新 潟	108,941	(92,130)	92,130
堺	105,009	(84,999)	89,675

人口十萬以上を有する二十一市の人口總數は8,741,237で總人口に對し1割4分6厘に當り、前回調査の1割2分1厘に比し2分5厘を増加した。而して上記の割合1割4分6厘を歐米諸國の其れに對比するときは英吉利(3割9分)獨逸、北米合衆國(共に2割6分)和蘭(2割4分)佛蘭西(1割5分)より少く、伊太利(1割3分)より多い。

人口十萬以上を有する大都市數及人口。

	大正十四年	大正九年
都市數	21	16
人口	8,741,237	6,753,598
總人口千中	146.3	120.7

備考 都市數及人口は各調査當時に於ける人口十萬以上の都市數及其の人口なり。
 二十一市の人口を男女に別つときは男4,604,635女4,136,602で女100に付男111に當り、内地全體の女100に付男101に比し男の割合が著しく多い。

	男	女	女百に付男
全國	30,013,109	29,723,713	101.0
人口10萬以上の市總計	4,604,635	4,136,602	111.3
吳	78,155	60,708	128.7
東京	1,095,259	900,308	121.7
八幡	63,276	55,100	114.8
大阪	1,126,256	988,548	113.9
横濱	214,341	191,547	111.9
小樽	70,420	64,049	109.9
神戸	335,762	308,450	108.9
廣島	101,966	93,765	108.7
函館	84,817	79,155	107.2
京都	350,759	329,204	106.5
仙臺	73,679	69,215	106.4
名古屋	392,513	376,045	104.4
札幌	73,980	71,085	104.1
福岡	73,447	72,358	101.8
熊本	73,923	73,251	100.9
堺	52,420	52,589	99.7
長崎	94,346	94,725	99.6
金澤	73,045	74,375	98.2
新潟	53,724	55,217	97.3
岡山	61,267	63,254	96.9
鹿児島	61,080	63,654	96.0

市部郡部人口 調査當日に於ける市の數は上記の大都市を加へて101あり。

第一回調査當時に於ける市(區を含む)の數は 83 なるを以て、五年間に十八市を増加したものである。而して市部人口は12,896,850で、總人口の2割1分6厘に當り、前回調査の市部人口1割8分に比し割合に於て3分6厘を増加した。市部人口を男女に別つときは男6,685,713人、女6,211,137人で男著しく多く女100に付男107.6に當る。總人口より市部人口を除いた郡部人口は46,839,972人で男23,327,396女23,512,576ある。だから郡部は女が超過であつて女100に付男99.2である。

	大正十四年	大正九年
總人口	59,736,822	55,963,053
市部	12,896,850	10,096,758
郡部	46,839,972	45,866,295
人口千中		
市部	216	
郡部	784	

備考 市部郡部人口は各調査當時に於ける市郡の境域に依るものなり。

3 死亡 率

内閣統計局編纂 大正14年日本帝國死因統計 (大正15年11月刊行)

内閣統計局編纂 大正13年日本帝國死因統計 (大正14年12月刊行)

竹村豊太郎 死亡率出生率相關の現象 (三田學會雜誌 第20卷第5號)

出生率死亡率の相關或は生死平行論は從來人口學者によつて屢々論議せられた問題であり、わが米田庄太郎、高田保馬氏等も嘗つて紹介批判したことがある。本論の著者も亦これら先人の所論について可なり詳細なる紹介と批判を試みてゐる。

内閣統計局 各國の乳兒死亡 (統計局報第17號)

	大正二年		同 十一年		同 十二年		同 十三年	
	實數	出生 千中	實數	出生 千中	實數	出生 千中	實數	出生 千中
帝國(内地)	267,281	152	327,604	166	333,390	163	312,267	156
英蘭及威爾斯	95,608	108	60,121	77	52,582	69	54,557	75
蘇格蘭	13,214	110	11,664	101	8,825	79	10,446	98
愛蘭	9,721	97	—	—	6,400	76	—	—
丁抹	6,780	94	6,311	85	6,214	82	6,300	85
諾威	3,958	65	3,427	55	—	—	—	—
瑞典	9,076	70	7,370	63	6,312	56	6,498	60
芬蘭	9,839	113	7,953	108	7,574	92	8,348	107
奧地利	×26,060	×171	21,777	152	20,565	141	18,056	128
洪牙利	△148,096	△201	47,303	200	43,943	184	24,810	193
瑞西	8,615	96	5,313	70	4,571	61	—	—
獨逸	△277,196	△151	182,050	130	170,441	132	137,282	108
和蘭	15,866	91	12,245	67	10,566	57	9,241	51
白耳義	22,241	130	16,437	107	14,483	93	12,618	89
佛蘭西	83,883	112	64,889	85	73,283	96	64,287	85
西班牙	95,874	155	93,692	145	97,918	149	—	—
伊太利	155,122	138	142,406	126	141,215	127	—	—
羅馬尼亞	△62,558	22	127,183	207	125,830	207	—	—
加奈陀	—	—	25,366	101	24,833	104	—	—
加奈陀(ケベックを除く)	—	—	14,256	78	13,822	88	12,282	79
ウルグアイ	3,762	93	3,766	94	4,166	104	—	—
智利	40,135	285	35,364	240	—	—	—	—
濠洲	9,800	72	7,251	53	8,184	61	7,701	57
新西蘭	1,653	57	1,215	42	1,225	44	1,126	40

(註) ×大正三年ノ數 △舊國境=依ル

三浦運一 滿洲日本人死亡統計の衛生學的考察 (滿洲醫學雜誌 第5卷第5號)

在滿日本人と内地人の死亡率の比較である。このうち著者は内地に於て呼吸器病による死亡者多く、従つて亦總死亡率の高位を示すは二月一月にして氣温の最低なる月と一致す、然るに滿洲に於ては氣温の最低なるは一月なるにも不拘、呼吸器病並に一般死亡率の最高なる月は3月、之に次で四月なりとす、此事實は一見奇異の感あれ共、滿洲の寒氣の最も烈しき候に於ては、幼兒高年者の多くは屋内に蟄居して外界の寒氣に曝さるゝこと少く3月前後稍氣候の温暖の候に向へば屋外に出づる機會を増加する結果、呼吸器疾患に犯さるゝ者多き事に基くものなるべく一面又冬期屋内蟄居生活の結果が此の候に至つて現はるゝものに非ざるか論じてゐる。

4 人口問題

倉持福雄譯 人口問題 (厚生閣書店 大正15年10月)

Harold Wright, Population の譯である。人口問題に關する著書翻譯等は現今可なり多く出版せられてゐるが本書は人口問題の關與する事項に關し廣く且つ簡結に論じてゐる。先づよくましまつた人口問題書であること云ふことが出来る。

長屋敏郎 都市の發達と人口都市集中の諸相 (都市問題第二卷 第1,2號)

著者は我が邦の統計資料の上に立つて我邦最近の人口都市集中の現象について論述してゐる。(1)都市及地方の概念區分 (2)都市人口の増大及地方人口の減少向都現象の存在 (3)向都の原因 (4)向都現象の諸相とその法則—性別分布、出產地、年齢職業、向都法則、(5)都市の發達と向都の限度等について述べてゐる。著者は向都現象の法則として (1)都市移住は短距離に行はれる。(2)都市移住は階段的である。(3)熟練勞働者は都市より、不熟練勞働者は田舎より來る。(4)

都市移住は最も多く若年の間に行はれる。爲めに都市人口の年齢構成に於て生産年齢階級を大に増加する。(5)都市移住者には既婚者より獨身者が多い(6)大都市人口の移動率は平均移動率以下にある。(7)都市人口の大なる程男人口は女人口に優る、と云ふ歸結を述べ、更に短距離移住については一般法則として「移住距離は都市の吸引力に正比例す」と云ひ又「移入民の率の増大は都市の吸引力と正比例し、地方社會の吸引力と反比例す」と唱へてゐる。

南 亮三郎 行き悩める日本の人口問題 アレン、トムソン兩氏の所論を讀みて (社會政策時報 第75號)

G. C. Allen, The population problem in Japan (Economica所載)及び W. S. Thompson, Britain's population problem as seen by an American (Economic Journal所載)を批評紹介したものである。著者はアレン氏が「日本の人口は過去と同じく現在尙高き率を以て増加しつゝあること並に、國民が米食を常食とす故その人口を國內の資源で養ふ必要に迫らしてゐるが日本は米の生産が驚く増加したに不拘、人口がそれ以上増加した故に、大量の食物を外國より仰ぐか或は人口増加大勢を停止するか二者の一を選ばざるを得ないことになつた」と云ふ結論に對して賛意を表してゐる、この事實から著者は政府が農産政策によつて人口問題を解決せんとする努力を笑つてゐる。そして「人口増加に制限を加ふることを欲せざる限り、又生活程度の向上に手を觸るゝことを喜ばざる限り、人口問題は永劫に解決の途なかるべし」と云つてゐる。本文の筆者は著者等が考へてゐるが如く將來も日本人口が過去と同じく高率なる増如を持続するものこの前提に對しては大いに疑ひをもたざるを得ない。

石橋五郎 我國の人口集積と國策 (神戸高商商業研究所講演集 第30冊)

著者はわが邦に於ける人口問題の現状を舒し、わが人口問題の永遠の國策を樹

立しようとするれば移民の奨励、殖民地の擴張にありとなし、わが國民の殖民地としては同温線の地方を撰ぶべしと、北米並に支那は同温線なるも一つは自由に開放せざるべく、他は既に比較的人口稠密なれば、むしろ南洋諸島並に南米を撰ぶべしと云ひ、現在の如く食糧政策として開墾事業に巨額の費用を費すも益あることなし。むしろこの資金を以て海外發達に使用すべしと論じてゐる。

暉峻義等 産兒調節論批判 労働科學研究 (第2卷第3號第3卷1號)

著者は先づ産兒調節論が提起せられるに至つた思想的社會的經過について述べ更にわが邦に於ける産兒調節論及びその運動の史的考察並に現代の該運動の特色を述べそれが無産階級運動と密接に結合せることを舒し、更に著者が過去數ヶ年に涉りて調査研究したる社會衛生學的事定の根據に立つて、産兒調節論を批判してゐる。著者は先づ現代の産兒調節論者の主張を分析し、これが思想的事實的根據に立ち入つて一々批判を試み最後に著者の研究の上に立ちて著者のこれに對する結論を述べてゐる。著者によれば、産兒調節の必要は第一は優生學的意味に於けるものであつてこの方面から云へば産兒調節の適用の範圍は、生物學的研究の進歩に従つて漸次に科學の達し得る限度にまで擴張せらるべきである。かくして最早不合理なる産兒調節の實行が不可能なるまでに、産兒調節の科學的基礎による理性化が生れねばならない。これは同時に産兒調節の實行に關する生物學的制限を意味し、民族的道德又は人類の種に對する生物學的善の標準となるのである。

著者は又産兒調節の思想並に實行は宣傳を要せずして廣大する性質のものであるからこれを宣傳する必要はないとてその宣傳に伴ふ危險について論じ、わが邦の無産階級運動としての産兒調節は現代の社會的生活條件に於てはたゞ單なる労働者の自己防衛手段としての價值しか有たないことを指摘しこれは決して無産者の向上を意味しないことを論じ、一轉して産兒調節の社會的適應症について著

者の研究結果に立つて論じ、何等かの具體的標準の決定さへ出来ればその經濟的條件による實行は非道德的ではないことを主張してゐる。然し産兒調節の實行は必ず醫術並に醫業の範圍内にて行はるべきもので他の何人によつても行はれてはならない性質のものであることを高調してゐる。

田中祐吉 江戸時代に於ける産兒制限 (東京醫事新誌 第2500—2502號)

著者が古事典籍乃至は稗史に詳かなるは周知の事實であるが、著者は本篇に於て先づ江戸時代の人口數を舒し、江戸時代250年間に僅かに26,000,000の人口に大約止まつてゐたのは墮胎及兒殺しが行はれた結果であるとし、當時の農民の窮乏の有様を舒し、この經濟的窮乏が農民間に兒殺の風習を生じたものなりとて、その狀況について詳記し、都人の享樂的傾向を述べては、この淫風よりの結果としての墮胎の習俗を説明し、墮胎藥と墮胎専門の醫師の輩出について述べ、この弊風の極まるに及び正保三年始めて公然墮胎の看板を掲ぐることを禁じ、更に寛文7年にも同様の令を發し、延寶年代に至つて一種の刑法を發した事情を述べ、最後に若し260年間も太平の打ち續いた世に人爲的産兒制限が行はれなかつたならば今日の有様から見てされだけ人口が激増し、食料の自給自足を不可能ならしめ社會を混亂状態に導いたかもしれない。即ち人口調査の初めて行はれた享保6年の人口數は26,000,000人であつたが、その後66年を経た寛政4年には24,000,000人に減少し、爾來増加して弘化3年には26,000,000人となつた、即ちこの間に増加した人口は2,000,000人で年平均37,000人である。然るに食料の方を見るに元祿元年には全國の米産額2570餘萬石であつたのが、その後天保7年頃には3040餘萬石となり、この間の年數は147年であるが、米の生産額は實に460餘萬石増加した理である。この様に人口増加の割合よりも米穀の生産高が遙かに多かつたがために、凶作飢饉時を除くの外は一般に食料の價格が低廉であつて比較的太平に過ぎたのであると論じ更に江戸時代に於ける妊娠回避の方法は一般に知られなかつたが「莖

袋」を云ふ「ルーデサック」と同型の避妊具のあつたこと、それが變名をリュルサックを云ふから和蘭人の輸入したものであらうと云ひ、今日のゴム製のルーデサックの輸入は多分明治45年の頃であらうと云つてゐる。

井上雅二 在伯本邦移民に關する視察報告 (外務省通商局 大正15年3月)

海外興業株式會社は兼ねてブラジル移民にたづさはつて來たことは周知の事實である。その社の社長井上雅二氏が彼地を實地調査せるところにもさづきたる意見書を見るべきもので、これを通商局が出版せるものである。第一章にはブラジルに於ける本邦移植民の一般狀況を舒し、第二章にはその將來の見込みをのべて彼地に於ける排日が決して一般的のものにあらず、十分に緩和せらるべきものであることを述べ、最後に移植民の保護獎勵のために必要なる當局の施設を産業的方面と公益的方面とからして述べてゐる。

第三節 罹病率疾病の豫防及治療

1 同 上 一 般

岩崎豊治 皮膚科學概論 (柳原書店 大正15年8月20日)

著者の多年の經驗から書かれたものであつて、總論に於ては皮膚科學一般の基礎となる解剖、生理及病理を述べ、各論に於て各種皮膚疾患に就いて記載せられてある。古來皮膚病には俗稱異名多く初學者をして判定に困難を感じしめたが本書は此の點に留意して宛々異名、俗稱を列記してあるのは讀者に便宜である。所に寫眞を挿入した美本である。臨床醫家の好參考書である。

小酒井光治 鬪病術 (春陽堂發行 大正15年8月)

著者は生理學を修め後衛生學を専攻した篤學の人である。自ら結核を病み、病

床にあること數次、幾度かの生死の境に試鍊を經、内省と努力によつて常に自ら病を健闘して病弱の身を以て盛に文壇に評壇に活躍しつゝある人である。この人が自己の學識と自己の體驗と、その體驗のもたらした精神力によつて、闘病の心得をこき、病者の陥り易き欠陥を舒し、よく自らを養ふの道を病める人達に傳へんとするのが本書の目的としてゐるところである。學術的記載では勿論ないが本書のうちには、その學識と經驗とが混然として融和せられて、而も肺結核の治療法が津々たる興味の間には了解せらるゝの外、讀者をして思はず著者の心境に同化せしむるの力をもつてゐる。世に幾多行はるゝところの類似の書はみな生硬なるきらいあり、又醫術的療法藥物的療法を過信せしむるものが多い。これ、多くの著者が自ら病を體驗せざるに因るのであるが、本書に於てはさくに著者の内省と體驗とが、治療の科學とにも病者にのぞんでゐるから、この意味に於て世に行はるゝ類似書のうち最高位を占むるものである。

水口耕治 熱性病の合理的治療法 (三誠會 大正15年8月1日)

世に新療法を發表するもの或は理想に偏し或は奇矯に失するもの多く、發表者自ら實地効果に對する信念の足らないものがあるが此は非常な罪惡である。著者は此の見地から數十年來著者自ら經驗して實地上充分の信念を以つて書かれたのが本書である。先づ治療界の變遷を述べ、次で熱性病の原因、免疫、熱發の學說に就いて論じ、第六章に於て熱性病の治療法として體內消毒法、病毒排泄法、對抗機能調節法及全身體力増進法の四項目に分ちて詳細に説明し、疾病に對する醫術の職能について自家の經驗に許づいて論述してゐる。

2 傳染病

内務省衛生局 傳染病患者及死者累年比較 (衛生局年報 大正13年 大正15年4月)

		大正 七年	大正 八年	大正 九年	大正 十年	大正 十一年	大正 十二年	大正 十三年
コレラ	患者	—	2,912	4,985	29	743	4	—
	死者	—	615	3,121	16	427	2	—
	患者每百死亡比例	—	31.42	62.21	55.17	57.47	50.00	—
	人口一萬死亡比例	—	0.16	0.56	0.50	0.07	0.00	—
赤痢 (疫痢を含む)	患者	13,998	12,915	12,738	12,445	15,135	20,270	18,726
	死者	2,823	2,920	2,961	2,941	3,975	7,372	7,236
	患者每百死亡比例	20.17	22.61	23.25	23.63	26.27	36.38	38.64
	人口一萬死亡比例	0.50	0.52	0.53	0.52	0.69	1.26	1.22
腸チフス	患者	43,161	54,740	53,925	50,133	52,419	52,636	58,380
	死者	9,875	11,159	10,327	10,634	11,218	11,371	12,605
	患者每百死亡比例	22.89	20.39	19.15	21.21	21.40	21.60	21.59
	人口一萬死亡比例	1.74	1.98	1.84	1.87	1.94	1.94	2.13
パラチフス	患者	5,794	7,435	7,734	6,291	7,121	5,317	5,381
	死者	747	836	850	802	835	690	636
	患者每百死亡比例	12.89	11.24	10.99	12.75	11.73	12.98	11.82
	人口一萬死亡比例	0.13	0.15	0.15	0.14	0.14	0.12	0.11
痘瘡	患者	1,469	4,056	3,167	889	679	1,922	1,703
	死者	285	1,115	844	212	124	381	266
	患者每百死亡比例	19.40	27.49	26.65	23.85	18.26	19.82	15.62
	人口一萬死亡比例	0.05	0.20	0.15	0.04	0.02	0.07	0.04

發疹チフス	患者	229	225	66	171	23	14	14
	死者	28	30	3	22	7	3	2
	患者每百死亡比例	12.23	13.33	4.55	12.87	30.43	21.43	14.29
	人口一萬死亡比例	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
猩紅熱	患者	1,019	1,325	1,368	1,589	1,657	1,562	1,843
	死者	65	109	90	82	97	88	121
	患者每百死亡比例	6.38	8.23	6.58	5.16	5.80	5.63	6.57
	人口一萬死亡比例	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02
チフテリア	患者	15,748	14,280	15,173	14,522	13,757	12,776	13,116
	死者	3,846	3,343	3,439	3,501	3,254	3,111	3,179
	患者每百死亡比例	24.44	23.41	22.67	24.11	23.69	24.35	24.24
	人口一萬死亡比例	0.68	0.59	0.61	0.62	0.56	0.53	0.54
流行性腦脊髄膜炎	患者	1,054	2,458	951	772	935	708	1,349
	死者	636	1,261	491	413	544	374	849
	患者每百死亡比例	60.34	51.30	51.63	53.50	58.18	52.82	62.94
	人口一萬死亡比例	0.11	0.22	0.09	0.07	0.09	0.06	0.14
ベスト	患者	1	3	22	2	118	1	7
	死者	1	2	16	—	89	1	6
	患者每百死亡比例	100.00	66.67	92.73	—	75.42	100.00	85.71
	人口一萬死亡比例	0.00	0.00	0.00	—	0.02	0.00	0.00

内務省衛生局 法定傳染病累年比較表

明治13年より大正14年迄の法定傳染病の患者及死亡累年比較、人口1萬に對する患者及死亡累年比較並に累年患者百人中死亡比例を圖示したものである。その中大正7年より13年に至る累年比較は本年鑑の内務省衛生局、傳染病患者及死者累年比較の抄録を参照せられたし。

栃	木	1	1	62	28	622	143	159	11
群	馬	—	—	187	80	628	116	196	20
埼	玉	4	2	328	149	506	94	246	12
千	葉	46	35	159	71	579	117	106	8
東	京	81	47	2,643	1,453	5,631	1,190	44	37
神	奈	27	49	349	139	1,000	194	95	10
新	潟	—	—	27	13	975	178	219	25
富	山	—	—	—	—	368	68	25	4
石	川	—	—	29	6	285	53	26	4
福	井	—	—	19	9	115	31	12	5
山	梨	—	—	93	46	494	83	11	1
長	野	—	—	44	10	815	141	101	5
岐	阜	—	—	350	204	508	108	21	4
靜	岡	7	3	1,126	653	1,248	211	115	14
愛	知	—	—	572	321	1,968	416	128	13
三	重	19	14	336	159	717	165	64	10
滋	賀	—	—	81	29	327	64	11	4
京	都	4	4	862	264	1,813	356	414	21
大	阪	53	24	816	310	2,404	624	351	56
兵	庫	124	77	664	180	2,474	448	275	31
奈	良	—	—	20	5	211	63	36	7
和	歌	19	15	29	12	529	106	19	3
鳥	取	2	1	28	15	424	85	24	3
島	根	—	—	160	73	414	102	30	10
岡	山	20	12	330	125	524	117	35	4
廣	島	50	38	380	177	1,575	420	48	4
山	口	2	1	667	260	821	169	41	1
德	島	10	5	509	186	306	55	64	7
香	川	3	1	413	160	523	108	31	2
愛	媛	48	33	186	99	641	113	12	1
高	知	15	8	157	107	435	101	20	4
福	岡	1	—	595	288	2,566	526	123	14
佐	賀	—	—	51	26	214	22	42	5
長	崎	13	7	369	181	948	219	63	2
熊	本	—	—	683	324	1,004	210	30	3
大	分	—	—	153	65	399	92	29	4
宮	崎	1	1	89	33	151	23	5	1
鹿	兒	4	2	119	23	425	89	7	3
沖	繩	—	—	—	—	11	7	12	1
北	總	—	—	—	—	—	—	—	—
内	務	624	380	14,719	6,647	45,779	9,087	5,062	453

染病

ベスト

内務省衛生局 大正¹³/₁₄年傳染病患者及死者地方別

大正 13 年

府縣名	コレラ		赤痢 (疫痢を含む)		腸チフス		パラチフス		痘瘡		發疹チフス		猩紅熱		チフテリア		流行性 腸脊髄炎		ペスト	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
東京	—	—	2,970	1,484	9,657	2,241	535	71	181	27	—	—	734	35	1,508	402	169	111	—	—
京都	—	—	770	278	2,740	563	272	25	11	1	—	—	263	2	359	94	33	21	—	—
大阪	—	—	719	226	3,526	919	470	73	21	2	—	—	113	10	680	182	93	55	—	—
神奈川	—	—	277	80	3,309	771	145	10	6	—	—	—	57	5	436	105	7	4	—	—
兵庫	—	—	669	168	2,459	464	269	32	36	5	—	—	97	7	309	96	34	13	3	3
長崎	—	—	424	214	755	185	55	10	—	—	—	—	5	—	176	56	26	13	—	—
新潟	—	—	273	62	1,410	294	239	29	1	—	—	—	6	—	489	81	5	2	—	—
群馬	—	—	300	108	816	197	130	17	5	2	—	—	15	2	278	75	4	1	—	—
千葉	—	—	234	84	596	124	329	24	2	—	1	1	18	2	338	89	3	2	—	—
茨城	—	—	306	156	752	171	99	12	1	—	—	—	22	—	293	90	10	3	—	—
栃木	—	—	227	126	1,030	228	140	20	8	2	—	—	8	—	230	54	9	5	—	—
奈良	—	—	75	46	859	210	182	23	32	5	—	—	29	10	325	73	7	5	—	—
三重	—	—	8	4	339	91	31	7	—	—	—	—	11	1	46	19	6	3	—	—
愛知	—	—	217	134	610	153	32	2	24	1	—	—	28	3	290	53	4	4	—	—
静岡	—	—	665	380	2,033	490	109	9	44	5	—	—	60	3	377	103	17	9	—	—
山梨	—	—	1,314	690	2,375	346	255	18	6	—	2	—	17	1	374	99	28	13	4	3
滋賀	—	—	68	19	644	105	31	2	16	1	—	—	4	—	173	33	7	3	—	—
岐阜	—	—	43	16	244	59	24	4	21	4	—	—	15	—	93	21	—	—	—	—
長野	—	—	271	94	503	104	35	4	16	2	—	—	10	—	119	28	1	1	—	—
宮城	—	—	103	19	920	186	162	8	3	—	—	—	14	2	482	103	9	6	—	—
福島	—	—	97	19	1,549	275	57	6	56	10	—	—	17	1	521	112	26	13	—	—
岩手	—	—	130	44	1,767	348	135	23	41	4	—	—	7	1	671	148	10	6	—	—
青森	—	—	582	112	754	110	68	11	39	4	—	—	6	—	271	48	35	17	—	—
山形	—	—	372	64	593	138	38	8	12	1	9	1	10	—	250	46	2	2	—	—
秋田	—	—	21	2	632	126	68	3	79	8	—	—	8	1	315	70	7	2	—	—
福井	—	—	395	54	643	136	51	8	61	16	2	—	18	—	374	59	36	17	—	—
石川	—	—	8	2	156	42	33	5	10	2	—	—	4	1	65	12	—	—	—	—
富山	—	—	16	4	243	68	16	1	15	1	—	—	—	—	62	16	1	1	—	—
鳥取	—	—	6	1	247	60	35	3	21	4	—	—	2	—	46	15	1	1	—	—
島根	—	—	20	9	550	116	24	3	—	—	—	—	2	—	51	17	44	36	—	—
岡山	—	—	205	90	448	101	56	17	—	—	—	—	6	—	80	24	24	18	—	—
広島	—	—	413	178	561	123	48	3	—	—	—	—	37	1	70	22	381	282	—	—
山口	—	—	643	286	2,903	808	37	10	—	—	—	—	28	10	143	54	140	96	—	—
和歌山	—	—	561	236	1,575	359	67	13	37	6	—	—	17	3	222	62	25	15	—	—
徳島	—	—	82	22	417	110	66	13	3	—	—	—	8	2	122	32	9	6	—	—
香川	—	—	1,059	349	463	123	114	29	—	—	—	—	1	—	47	22	5	4	—	—
愛媛	—	—	649	215	740	154	33	8	7	1	—	—	4	—	62	31	4	1	—	—
高知	—	—	175	82	541	149	17	3	1	—	—	—	12	—	218	61	7	6	—	—
福岡	—	—	209	95	326	84	29	—	—	—	—	—	3	—	38	11	31	18	—	—
大分	—	—	1,458	424	2,568	464	127	11	70	14	—	—	32	9	253	87	55	23	—	—
佐賀	—	—	156	65	479	97	88	6	176	27	—	—	8	1	41	15	1	1	—	—
熊本	—	—	215	68	264	56	61	12	—	—	—	—	—	—	12	3	1	1	—	—
宮崎	—	—	989	328	1,071	176	74	5	31	5	—	—	20	3	48	15	8	1	—	—
鹿児島	—	—	155	53	138	26	8	1	—	—	—	—	2	1	63	21	—	—	—	—
沖縄	—	—	64	34	658	109	6	1	53	5	—	—	1	—	71	21	9	4	—	—
北海道	—	—	—	—	24	2	51	—	—	—	—	—	—	—	35	15	1	—	—	—
總計	—	—	18,647	7,234	58,338	12,605	5,381	636	1,702	266	14	2	1,843	121	13,116	3,179	1,348	849	7	6
内在監人	—	—	79	2	12	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

大正14年

府縣名	コレラ		赤痢 (投病者を含む)		腸チフス		パラチフス		痘瘡		發疹チフス		猩紅熱		チフテリア		流行性 脳脊髄炎		ペスト	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
北海道	—	—	131	34	3,418	485	727	47	1	—	—	—	105	4	1,692	297	5	2	—	—
青森	—	—	180	40	754	166	49	3	—	—	—	—	10	—	308	53	3	3	—	—
岩手	—	—	213	53	702	123	114	2	2	—	—	—	5	—	225	63	2	—	—	—
宮城	—	—	76	25	1,440	202	76	2	—	—	18	—	11	—	478	98	14	9	—	—
秋田	—	—	117	28	989	151	57	3	—	—	—	—	8	2	335	41	1	—	—	—
山形	—	—	25	12	523	94	60	3	—	—	10	—	4	1	308	63	6	3	—	—
福島	—	—	47	15	1,475	249	135	8	—	—	—	—	12	2	805	132	3	3	—	—
茨城	—	—	245	141	769	170	164	11	—	—	—	—	6	1	274	61	3	1	—	—
栃木	1	1	62	28	622	143	159	11	1	—	—	—	17	3	260	64	4	1	—	—
群馬	—	—	187	80	628	116	196	20	111	7	—	—	29	3	367	106	4	2	—	—
埼玉	4	2	328	149	506	94	246	12	—	—	—	—	20	3	264	75	2	1	—	—
千葉	46	35	159	71	579	117	106	8	1	—	—	—	15	1	236	81	11	6	—	—
東京	81	47	2,643	1,453	5,631	1,190	4,437	37	1	—	—	—	739	39	1,599	465	81	57	—	—
神奈川	27	49	349	139	1,000	194	95	10	7	—	—	—	61	4	416	102	6	3	—	—
新潟	—	—	27	13	975	178	219	25	—	—	—	—	4	—	454	86	2	2	—	—
富山	—	—	—	—	368	68	25	4	—	—	—	—	2	1	46	12	—	—	—	—
石川	—	—	29	6	285	53	26	4	—	—	—	—	1	—	49	9	1	1	—	—
福井	—	—	19	9	115	31	12	5	—	—	—	—	—	—	56	8	1	—	—	—
山梨	—	—	93	46	494	83	11	1	—	—	—	—	7	—	164	49	14	8	—	—
長野	—	—	44	10	815	141	101	5	—	—	—	—	14	1	512	134	2	1	—	—
岐阜	—	—	350	204	508	108	21	4	—	—	—	—	16	1	147	37	3	1	—	—
静岡	7	3	1,126	653	1,248	211	115	14	—	—	—	—	35	1	297	65	45	21	—	—
愛知	—	—	572	321	1,968	416	128	13	—	—	—	—	37	4	321	80	10	9	—	—
三重	19	14	336	159	717	165	64	10	—	—	—	—	31	3	275	62	3	—	—	—
滋賀	—	—	81	29	327	64	11	4	—	—	—	—	28	—	158	24	1	—	—	—
京都	4	4	862	264	1,813	356	414	21	3	—	—	—	308	7	319	63	26	18	—	—
大阪	53	24	816	330	2,404	624	351	56	56	29	—	—	139	7	1,067	306	87	59	—	—
兵庫	124	77	664	180	2,474	448	275	31	10	—	—	—	96	4	375	150	18	12	—	—
奈良	—	—	20	5	231	63	36	7	—	—	—	—	8	—	63	29	2	2	—	—
和歌山	19	15	29	12	529	106	19	3	—	—	—	—	19	1	162	39	2	1	—	—
鳥取	2	1	28	15	424	85	24	3	1	—	—	—	3	—	66	21	9	5	—	—
島根	—	—	160	73	414	102	30	10	1	—	—	—	9	1	63	22	—	—	—	—
岡山	20	12	331	125	524	117	35	4	3	3	—	—	16	2	88	30	4	3	—	—
広島	50	38	380	177	1,575	420	48	4	9	2	—	—	21	5	235	66	3	2	—	—
山口	2	1	667	260	821	169	41	1	69	9	—	—	36	10	234	59	4	2	—	—
徳島	10	5	509	186	306	55	64	7	—	—	—	—	4	—	61	22	8	4	—	—
香川	3	1	413	160	523	108	31	2	—	—	—	—	101	29	70	40	7	3	—	—
愛媛	48	33	186	99	641	113	12	1	1	—	—	—	14	1	216	51	2	2	—	—
高知	15	8	157	107	435	101	20	4	—	—	—	—	5	—	1	12	4	2	—	—
福岡	1	—	595	288	2,566	526	123	14	40	11	—	—	587	136	283	81	23	13	—	—
佐賀	—	—	51	26	214	32	42	5	—	—	—	—	1	—	31	9	—	—	—	—
長崎	13	7	369	181	948	219	63	2	—	—	—	—	19	1	185	45	10	6	—	—
熊本	—	—	683	324	1,004	210	30	3	—	—	—	—	5	—	41	7	6	1	—	—
大分	—	—	153	65	399	92	29	4	4	—	—	—	4	—	42	13	—	—	—	—
宮崎	1	1	89	33	151	23	5	1	4	—	—	—	—	—	46	7	2	2	—	—
鹿児島	4	2	119	23	425	89	7	3	—	—	—	—	19	1	61	16	1	1	—	—
沖縄	—	—	—	—	11	7	12	1	—	—	—	—	—	—	83	21	—	—	—	—
合計	624	380	14,719	6,947	45,779	9,087	5,062	453	439	81	28	—	2,572	279	13,858	3,373	445	272	—	—

第四章 社会衛生に関する文献の抄録

文部省学校衛生課 学校寄宿舎に發生せる傳染病に関する調査

(学校衛生 第6巻第10號)

報告のあつたのは1道3府30縣88校で、其件数117、患者数188名である。

病名	發生件数	患者数	死亡数
腸チフス	54	63	3
〃 疑似症	3	3	1
パラチフス	15	70	—
〃 疑似症	1	1	—
赤痢	15	19	—
〃 疑似症	12	14	—
猩紅熱	14	15	—
チフテリア	2	2	—
痘瘡	1	1	—
計	117	188	4

内務省衛生局防疫課 大正15年自9月26日至10月23日四週間傳染病

患者發生表 (日本公衆保健協會雜誌 第2巻第12號)

府縣名	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	發疹チフス	猩紅熱	チフテリア	流行性脳脊髄炎	ペスト
北海道	—	5	328	56	—	—	12	45	—	—
青森	—	25	215	2	—	—	2	16	—	—
岩手	—	21	107	21	—	—	1	16	—	—
宮城	—	2	72	4	—	—	1	34	1	—
秋田	—	2	135	4	—	—	3	37	—	—
山形	—	—	114	17	—	—	1	15	—	—
福島	—	1	170	31	—	—	—	73	—	—
茨城	—	12	71	9	—	—	—	11	1	—
栃木	—	5	70	8	—	—	—	10	—	—
群馬	—	19	67	15	—	—	—	18	—	—
埼玉	—	36	49	12	—	—	2	15	—	—
千葉	—	34	38	3	—	—	—	26	2	—
東京	—	390	365	49	—	—	75	96	7	—
神奈川	—	58	72	6	—	—	7	25	—	—

	1	—	—	—	17	3	260	64	4	1	—	—
	111	7	—	—	29	3	367	106	4	2	—	—
150	—	—	—	—	20	3	264	75	2	1	—	—
	1	—	—	—	15	1	246	81	11	6	—	—
	1	—	—	—	739	39	1,599	465	81	57	—	—
發疹チフス	7	—	—	—	61	4	416	102	6	3	—	—
	—	—	—	—	4	—	454	86	2	2	—	—
	—	—	—	—	2	1	46	12	—	—	—	—
	—	—	—	—	1	—	49	9	1	1	—	—
	—	—	—	—	—	—	56	8	1	—	—	—
猩紅熱	—	—	—	—	7	—	164	49	14	8	—	—
	—	—	—	—	14	1	512	134	2	1	—	—
	—	—	—	—	16	1	147	37	3	1	—	—
	—	—	—	—	35	1	297	65	45	21	—	—
	—	—	—	—	37	4	321	80	10	9	—	—
	—	—	—	—	31	3	275	62	3	—	—	—
チフテリア	—	—	—	—	28	—	158	24	1	—	—	—
	3	—	—	—	308	7	319	63	26	18	—	—
	56	29	—	—	139	7	1,007	306	87	59	—	—
	10	—	—	—	96	4	375	150	18	12	—	—
	—	—	—	—	8	—	63	29	2	2	—	—
流行性脊髄膜炎	—	—	—	—	10	1	162	19	2	1	—	—
	1	—	—	—	3	—	66	21	9	5	—	—
	1	—	—	—	9	1	63	22	—	—	—	—
	3	3	—	—	16	2	88	30	4	3	—	—
	9	2	—	—	21	5	235	66	3	2	—	—
ベス	69	9	—	—	36	10	234	59	4	2	—	—
	—	—	—	—	4	—	61	22	8	4	—	—
	—	—	—	—	101	29	70	40	7	3	—	—
	1	—	—	—	14	1	216	51	2	2	—	—
内務	—	—	—	—	5	—	1	12	4	2	—	—
明治	40	11	—	—	587	136	283	81	23	13	—	—
	—	—	—	—	1	—	31	9	—	—	—	—
る患者	—	—	—	—	19	1	185	45	10	6	—	—
	—	—	—	—	5	—	41	7	6	1	—	—
中大	4	—	—	—	4	—	42	13	—	—	—	—
累年	4	—	—	—	—	—	46	7	2	2	—	—
	—	—	—	—	19	1	61	16	1	1	—	—
	—	—	—	—	—	—	83	21	—	—	—	—
	439	81	28	—	2,572	279	13,858	3,373	445	272	—	—

文部省學校衛生課 學校寄宿舎に發生せる傳染病に関する調査

(學校衛生 第6卷第10號)

報告のあつたのは1道3府30縣88校で、其件數117、患者數188名である。

病名	發生件數	患者數	死亡數
腸チフス	54	63	3
" 疑似症	3	3	1
パラチフス	15	70	—
" 疑似症	1	1	—
赤痢	15	19	—
" 疑似症	12	14	—
猩紅熱	14	15	—
チフテリア	2	2	—
痘瘡	1	1	—
計	117	188	4

内務省衛生局防疫課 大正15年自9月26日至10月23日四週間傳染病

患者發生表 (日本公衆保健協會雜誌 第2卷第12號)

府縣名	コレラ	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	發疹チフス	猩紅熱	チフテリア	流行性脊髄膜炎	ベス
北海道	—	5	328	56	—	—	12	45	—	—
青森	—	25	215	2	—	—	2	16	—	—
岩手	—	21	107	21	—	—	1	16	—	—
宮城	—	2	72	4	—	—	1	34	1	—
秋田	—	2	135	4	—	—	3	37	—	—
山形	—	—	114	17	—	—	1	15	—	—
福島	—	1	170	31	—	—	—	73	—	—
茨城	—	12	71	9	—	—	—	11	1	—
栃木	—	5	70	8	—	—	—	10	—	—
群馬	—	19	67	15	—	—	—	18	—	—
埼玉	—	36	49	12	—	—	2	15	—	—
千葉	—	34	38	3	—	—	—	26	2	—
東京	—	390	365	49	—	—	75	96	7	—
神奈川	—	58	72	6	—	—	7	25	—	—

新潟	—	8	124	20	—	—	—	28	—	—
富山	—	2	28	—	—	—	—	2	—	—
石川	—	6	42	2	—	—	1	2	—	—
福井	—	3	28	2	—	—	—	2	—	—
山梨	—	4	25	3	—	—	—	8	1	—
長野	—	9	174	23	—	—	1	26	—	—
岐阜	—	39	69	3	—	—	1	19	—	—
静岡	—	307	88	22	—	—	2	11	1	—
愛知	—	56	206	16	—	—	3	19	—	—
三重	—	44	61	2	—	—	3	50	—	—
滋賀	—	8	42	1	—	—	2	2	—	—
京都	—	204	203	22	—	—	18	22	2	—
大阪	—	182	311	33	—	—	15	54	6	—
兵庫	—	129	201	21	—	—	15	21	1	—
奈良	—	—	39	4	—	—	—	6	—	—
和歌山	—	14	52	4	—	—	2	11	—	—
鳥取	—	4	43	4	—	—	—	6	—	—
島根	—	47	27	6	—	—	2	5	1	—
岡山	—	69	138	5	—	—	2	19	1	—
広島	—	88	54	68	—	—	—	17	—	—
山口	—	114	58	—	—	—	—	14	2	—
徳島	—	41	7	1	—	—	—	4	—	—
香川	—	58	38	4	—	—	—	1	—	—
愛媛	—	32	52	2	—	—	1	16	—	—
高知	—	30	62	2	—	—	—	4	—	—
福岡	—	95	192	7	—	—	8	25	2	—
佐賀	—	6	4	2	—	—	1	2	—	—
長崎	—	91	122	8	—	—	10	8	—	—
熊本	—	62	73	3	—	—	—	3	1	—
大分	—	44	66	7	—	—	1	1	—	—
宮崎	—	9	5	11	—	—	1	4	—	—
鹿児島	—	12	58	—	—	—	2	3	2	—
沖縄	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—
合計	—	2,427	4,567	546	—	—	195	852	31	—
大正14年 12月27日 以降累計	19	15,893	37,598	3,877	1,233	36	2,563	10,299	357	8 △ 5

遠山祐三 水産防疫に關する實驗的研究(第一回報告) (實驗醫學雜誌 第10卷第9號)

コレラ菌は低温度(攝氏氷點以下)では營養價の少い培地中では短時間で完全に死滅するが、生存上好都合の所では容易に死滅しないで残存してゐる。

魚肉に附着したコレラ菌は60℃で8分以内に殺滅される。が普通時の生存期間は温度によつて異ふが七、八月は僅か2乃至3日に過ぎないのが、五六月の室温では1週間乃至10日内外も生存してゐる。低温にても10—20日は生存してゐる。新鮮な魚類の皮膚を通してコレラ菌は組織中に侵入することは困難であるが、軟化すれば容易である。

牡蠣、蛤はコレラ菌で汚染せる水中では僅1分間で菌に侵入せらる。而してその生存期間長く0—5℃内外では1ヶ月半22℃内外では、20日内外も生存してゐる。

内務省衛生局 東洋に於けるペスト、コレラ及痘瘡 (大正14年8月)

國際聯盟保健委員會より派遣せられたるドクトル、ノルマン、ホワイト氏の視察報告書中より譯出したものである。

下川繁次 虎疫流行の狀況に鑑みてコレラ菌と水質との關係を論ず

1—4 (國民衛生 第11,12號,第4卷,第1,4號)

滅菌せない水は雑菌の増殖の爲に各種病原菌の増殖が阻止せられて、滅菌水よりも供試菌の生活に好影響を與えない。而して普通水中に於けるコレラ菌の生存期はチフス菌赤痢菌よりも遙に短くて、2—4日である。之に反して海水或は海水を混合せる水中ではコレラ菌はチフス菌赤痢菌より生存期間長く、20°—37.°Cでは40—60日、0°—10° Cでは5—10日間生存する。

コレラ菌の生存期間は養素の添加によつて長くなる。殊に低温時には然り。又海水中ではコレラ菌はその高温時に生存期間延長し、且却つて一時増殖する。之は氣温高き夏季に、河水及び海水等を介して傳播するのと大なる關係がある。又海水中の浮游物の存在は或程度迄コレラ菌の生活に好影響を與へるが、海水の汚染度更に高く同時に浮游物の過量なる時は悪影響を及ぼすものである。

下條久馬一 本邦に於けるチフス病防疫の難關 (醫事公論 第744—746號)

本邦チフス病防疫の要諦は 1. 下水道の完成促進であつて、補ふに 2. 衛生保健思想の社會化 3. 傳播の媒介物、流行系統の調査機關の擴張 4. 應急策として豫防接種方策よろしきを得ること、等の諸難關を突破する所の官民一致の努力である。

井口乘海 特殊營業者保菌者檢索成績 (醫事公論 第751號)

料理店飲食店の如き直接飲食物を客に供する特殊營業者に就てチフス保菌者を檢索したるに、約4%の保菌者を發見した。保菌者は男子より女子に著るしく多く、年齢別には41歳以上50歳以下に非常に多い。之は輕症チフスを經過したる後引續き排菌してゐるのではなからうか。職業別に見るに西洋料理店の9名を最多とし、支那料理店、仕出屋、喫茶店、氷水店等の5名之に亞ぐが、發見率では仕出屋最多で約0.2%、喫茶店の0.1%、支那料理店及び氷水店の0.09%等がそれに亞ぐ。

壁島爲造 日本に於けるチフス無病地帯 (公衆衛生 第44卷第11號)

海軍に於ては約6萬人の下士官及兵には著者の創製した濾過製ワクシンの豫防接種を強制してゐるので最近十年は殆んど全くチフス患者の發生を見ない。之に反し豫防接種を強制しない約5000人の士官及生徒間には依然として10名内外の患者が發生してゐる。

平井恭三 腸チフス早期診斷上重要な臨牀的一診斷法及一症候の新知見 (日本內科學會雜誌 第14卷第6號)

腸チフスの最も早期に際し迴盲部に相當する場所で、普通一般腹部で聴取する持續性腹鳴と異り、一定分時聴診中突然恰も爆發せるが如き乾燥性の音響をきく。而してかくの如き音響の前後は寂として聲なく實に孤立性間歇性なるが特長である。之が早期診斷上最も簡明且的確な診斷法で他の既知諸症候はその何れが缺くことあるに反して、此の一新症候は除例外なしに必存あることは注目に値する。

井原誠一 ヴキダール反應の簡易法 (兒科雜誌 第317號)

著者は耳朶より1滴の血液を採取し、之を直ちに生理的食鹽水に溶かし、その遠心上清液

でヴキダール反應を行ひ好成績を得てゐる。

城井尙義 谷口腆二 痘毒皮膚過敏反應 (日本公衆保健協會雜誌第2卷第6號)

痘毒に對して免疫性のないものは特異皮膚過敏反應を呈しない。が種痘が全然不感に終るが如き程度の免疫者の98%以上は著明な過敏反應を呈する。而して不完全免疫者にては免疫の程度と過敏反應の程度とは略々平行してゐる。これによつて本反應を防疫上に應用して24時間以内に未種痘者と既種痘者を區別するこゝが出来、本反應全然陰性のものは天然痘免疫を缺如してゐるものと見做して略々誤りがない。而して著明な本反應の出現は天然痘に對する免疫が相當高度であり、輕度なるものは不完全免疫の徴である。

重田常清 天然痘消毒に關する實驗的研究 (實驗醫學雜誌 第10卷第3號)

被消毒物の種類性質に應じてクロールカルク、石灰乳、石炭酸、リゾール等を適當に取捨選擇すればよい。例之ば糞尿の消毒にはクロールカルク及石灰乳、唾液、喀痰、膿漿、痂皮等には石炭酸、リゾール等を適當とし、屍體の處置にはやはり石炭酸水を用ふべきである。昇汞は今迄使用されてゐるが甚だ不適當である。病室の消毒には銀屑ホルマリン消毒法が優秀である。

近藤喜一 黒水熱の成因に關する研究 (台灣醫學會雜誌 第252—3號)

黒水熱は必ずしもマラリア寄生虫の存在が必要條件でなくマラリアとは異りたる疾病なるが、密接なる關係がある。又黒水熱患者は反覆マラリアに胃されたものになり、又キニーネ服用後數時間後に突發するのが常である。著者は統計及種々なる實驗の結果マラリア患者で溶血性黃疸の症狀を呈し、血液中、超生體染、色性鹽基性顆粒性赤血球等の如き抵抗力微弱な幼若赤血球の多數現はれた時キニーネ劑の服用により一時に溶血される事によつて發生すると考へてゐる。又水冷寒冷、炎熱、直射光線等が誘因となり、又時としては極めて稀に直接溶血に與ることがある。

田中吉左衛門 流行性感胃と氣象との關係 (中外醫事新報 第1101號)

平均氣温が累年平均に比して低下したる時に流感死亡率を高めると共に、流感の大流行を誘發する有力なる一誘因である、寒冷は空氣の乾燥と相俟つて流感死亡率を高める傾向があ

り且醫師の分布率の小なる地方は死亡率が高い。又山岳重疊し交通不便な地方も同様である。

3 性 病

陸軍省醫務局 壯丁花柳病患者一覽 (公衆衛生第44卷8號)

大正14年の壯丁検査に於ける花柳病患者を全國各府縣別に掲げしものであつて、その内最高率のものゝ最低率の縣をよせば次の如くなる。

道府縣	検査人員	梅毒	軟下疳	淋疾	計	千分比	
高率の 地方	山梨	6,775	28	66	93	187	27.60
	石川	7,351	24	49	132	205	27.89
	青森	7,866	23	43	104	175	22.25
	沖繩	4,894	18	18	107	143	29.22
	高知	6,678	18	15	145	178	26.65
低率の 地方	神奈川	11,374	—	3	2	5	0.45
	新潟	18,082	16	20	61	97	5.36
	長野	14,292	19	17	54	90	6.30
	宮城	9,422	18	13	40	71	7.54
	岩手	8,065	1	7	46	54	6.70
山形	9,617	11	21	19	51	5.30	

尙最近10ヶ年間の検査成績を加へて逐年の傾向を示せば下の如くである。

最近10ヶ年間の検査成績

年	検査人員	梅毒	軟下疳	淋疾	計	千分比
大正 5年	488,323	2,169	2,161	6,995	11,325	23.19
6	497,168	2,072	2,565	7,691	12,328	24.80
7	513,751	1,933	2,344	7,207	11,484	22.35
8	496,304	1,657	2,091	7,187	10,935	22.03
9	530,526	2,196	2,434	6,975	11,605	21.87
10	565,923	1,746	2,030	6,818	10,594	18.72
11	565,317	1,544	2,044	6,283	9,871	17.46
12	561,186	1,364	1,811	5,373	8,548	15.23

13	535,412	1,079	1,774	4,768	7,621	14.23
14	526,571	1,003	1,565	4,689	7,256	13.78

吉田貫一 乳兒死亡としての梅毒 (社會事業研究 第14卷第2號)

大正元年から同九年まで日本帝國死因統計、日本帝國人口動態統計について東京、大阪をはじめ長崎、奥に至る人口10萬以上の都市についての調査の結果は次の如くである。(1)生産1000に對し零歳乃至一歳の乳兒の梅毒による死亡は平均0.349である。(2)梅毒總死亡1000に對し零歳乃至一歳の同病死亡の比は平均58.714となる。(3)總死亡100に對する零歳乃至一歳の梅毒死亡數の比は長崎、横濱、神戸等の開港場に多く、人口多き京都、東京、大阪等は之に次ぎ、廣島、名古屋は最低である。

皆見省吾 驅微療法と村田氏反應 (實驗醫報 第12年第139號)

村田氏反應は温度 30°C の時最も成績良く、20°C 之に次ぎ37°C は最も悪い。故に試薬とする食塩水は30°C のものを用ひるが良い。「ワ」氏反應に比して村田氏反應は一般に鋭敏であるから梅毒治療の指針に用ひてよい。即ち「ワ」氏反應を用ひる場合には「プロボカチオン」(誘發反應)を起して初めて診断のつくものでも村田氏反應のみで已に陽性にあらはれることがある。

土肥慶藏 梅毒療法の過去及現在 (皮膚及泌尿器科雜誌 第26卷第5.6號)

驅微薬は水銀が最も古く、沃度、サルバルサンは遙かに之に遅れてあらはれ、最近に着鉛製劑の應用が発見せられたのであるが、この歴史的經過を説明し、現今最も有効とせられてゐる着鉛、サルバルサン、或は水銀、サルバルサンの併用法をも詳しく述べてゐる。其の大要を抄録すれば次の如くである。

水銀劑は明の正徳嘉靖年間(16世紀)に之を昇華さして輕粉(雲母性甘汞 Mica-ceus Calomel, Quecksilberchlorid Cl_2Hg_2)を作り西洋の甘汞よりは已に古くより使用されてゐる。處が水銀使用法の不備により其中毒(結毒)の頻發に會ひ又晩期梅毒と中毒を混同したりした。是に於て代用品として西洋では、「サルサバクラ」「グアヤク木」等が中米より輸入せられ、東亞では葶藶即土茯苓を用ひた。

19世紀の始めに西洋では沃度劑を殊に第三期の特効藥として採用した。20世紀に入つてサルバルサン及其改良品が製劑せられたが依然として水銀の兼用を必要としてゐた。1922年巴里のサゼラック及びワヂチー兩氏が着鉛療法を發見してよりは盛に使用せられ、今日ではサルバルサンと着鉛、水銀の兩者兼用法が最も有効とせられてゐる。

現代式頓挫療法：陰性血清(普通は感染後6週間は「ワ」氏反應陰性)に於て複式療法(兼用法)を行ふときは1602名中2ヶ年後再發せざるもの85%、陽性血清期の頓挫療法即ち早期療法に於て1382名中再發せざるもの68.5%である。陰性血清期の診斷にはスピロヘータの發見を必要とする。頓挫療法は1クールでよい場合に早期療法では少くとも2クールを要し、第1のクールの後2ヶ月以内に第2のクールを行ふのである。(但1クールは日本人では平均全量50grのネオサルバルサンを注射すること)

マラリヤ療法は晩期黴毒で「サルバルサン」療法に對して頑強に抵抗するものに非特種的補助療法として用ふ。

ストワルゾール、スピロチード等の内服砒素劑の價値は疑問である。

内臓黴毒に對しては「ネオ」0.15grの少量を持続する方が良い。遺傳黴毒に對しては妊娠中の母體に對して1乃至2クールを勵行し、遺傳黴毒の小兒に對しては「ネオ」を體重1斤に對し0.03瓦の割合で頭部又は頸靜脈注射を行ひ、他方に甘汞油體量1斤につき0.001grを臀肉内に注射を交互に4日の間隔をあけて「ネオ」を3回甘汞を3回注射し兩者各12回續行するのである。

福島東作 腦脊髓黴毒 (東京醫事新誌 第2425號)

脊髓癆は別物扱ひにして、中樞神經系統の黴毒は第三期に起ると考へられてゐるが現今には早期に於て最も屢々感染後數週にしてスピロヘータは中樞神經系に到達して其處に特有なる病變を起し得ることが明かになつた。この神經黴毒の早期型は主に脊髓又は腦膜を犯し、頭痛、脊及び四肢痛、肢痺、嘔吐等を來すこと少なく、或は腦神經殊に視神經、顔面神經

聽神經等の障礙を來すのである。次にこれら腦脊髓膜黴毒よりも更に頻繁で重要なものは脈動炎であつて、大腦の中小動脈に來ること多く或は腦底動脈、脊髓動脈に來て各々、それに相當した症候を現はす。腦脊髓黴毒は驅黴療法に依つて治り得るものであるがこの際サルバルサンを用ひず水銀劑の塗擦と沃度劑の内服とが宜い様に思ふ。と云つてゐる。

4 アルコール問題

金澤水藏 古今禁酒大觀 (文化書房發行 大正12年6月再版)

禁酒に關係のある文章、語句、詩歌等あらゆる事項に就て、古今東西に亘りその萃を抜き類聚したものである。禁酒辭典と云ふ觀がある。内容として章を分つこと16章、國家的禁酒、禁酒教育の急務、名家論説及講演、和文和歌、漢文漢詩格言俚諺、克己訓、佛教耶蘇教回教飲酒戒、禁酒美談、軍人及勞働者の禁酒問題禁酒の世界的大勢等の章に分ち説述して居る。禁酒運動の爲に少なからず力を添へるものと思はれる。

財團法人青木匡濟財團編纂 酒精問題研究 (大正15年10月10日)

酒精問題研究誌「匡濟」に於て過去1年間に亘つて發表されたる論説資料等の抜萃である。内容は主張、史實、研究、統計、法制、教育、國際事情等7編に區別せられて居る。禁酒思想殊に精酒に關する科學的知識を普及せしむる上に役立つ處少なくないであらう。

5 神經病及精神病

三宅鏡一 動脈硬化による精神の變調 (東京醫事新誌 第2497號)

動脈硬化症の診斷には血壓、尿、眼科的試驗を主としてゐるが精神病學的變化も診斷上必要な事項である。たゞせば四肢の動脈の硬化と大腦の皮質の動脈の硬化とは60%に於て一致するに過ぎない。著者は多年の臨床經驗に基いて動脈硬化による精神異常を14の病型に分つて診斷上の目標を示してゐる。

下田光造 神經衰弱、神經質及其療法 (實驗醫學 第12年第142號)

神經衰弱即ち狭義の神經衰弱は即ち reizbare Schwächeであつて、之に相當する症候として第1に擧ぐべきは羸瘦である。其他氣力缺乏、精神及身體の疲勞性亢進、注意力減退、眠欲亢進、視力減退等も感情の刺戟性もあらはれる。之の治療法は合理的なるは絶對安靜である。神經質は發育期に於ける不良なる發育及び環境によつて生ずる性格異常であつて、其の基礎症候は劣等感 (Insufficienzgefühl) 自己の能力に對する不確實感 (Unsicherheitsgefühl) を懐くことである。之は小兒に對する自己抑制教育の過度なるもの、又は過度に寛大放任主義の養育を受けしものが學齡に達して共同生活を營む時又は身體虛弱なるものにおこる。上衝症 (Kongestion) は富有な家庭に終日無爲坐食する人に來るもので、症候は頭重、耳鳴、眩暈、不眠、心機亢進、四肢厥冷、記憶力減退等であつて、心身の過勞はなく羸瘦や皮畫症、反射機能亢進もない。之は頭腦のみを勞して起る常習性腦充血の爲めである。之れに依つて從來漫然「神經衰弱症」を診斷せられ平凡視された疾病が決して輕視すべきものでない事を痛切に感ずること云つてゐる。

森田正馬著 神經衰弱及強迫觀念の根治法 (實業之日本社 大正15年12月)

世には強健なる身體を持ちながら、神經衰弱症や種々の強迫觀念に悩まされ、あたら一生を病弱者として懊惱無爲の裡に終る人が多い。併しながら現代の醫學者は徒らに動物實驗の弊に囚はれ、物質的方面のみを知りて、精神的方面の研究のいかに必要であるかといふ事に就いては注意するものが少ない。著者は年來此の方面の治療法を徒らに藥物療法に依ることなく、精神療法に依らんことし、深い自然科学の知識と、哲學、心理學に對する造詣から森田氏療法なる一新治療法を案出した。本書は此の治療法が記述せられてある。著者は所謂神經衰弱を神經質と稱へ、數十例の神經質患者の治療例を擧げてゐる。しかも其の内容は難解な術語を避け、極めて平易で恰も小説本を讀むが如き興味の中に吾人の精神活動に

向つて適切なる指針を與へてゐる。故に神經衰弱症や強迫觀念になやめる人々、又醫學上の常識を知りて諸種の疑問を晴らさんご希ふ人々に對しては絶對の慰安者となり、又此等神經質患者の治療に直接當るべき一般醫師に取りても確かに良参考書である。著者の療法を摘録すること大體次の四期に分けて施される。

第一期 絶對臥褥

第二期 徐々に輕き作業

第三期 稍々重き身體的作業

第四期 不規則生活による訓練

第一期は大體一週間であるから療法には約四週を要する。本療法は催眠術や其他の暗示療法と異り、其の療法及療法を受けつゝある醫師に對する信頼の有無は關係なく只醫師の命ずる所を實行して行けばよいのである。かくして患者の有する自己身體や疾病に對する從來の誤想臆断を體驗に依つて破壊せしむることである。

6 結 核 病

佐々木秀一 結核豫防 (横手社會衛生叢書第11冊) (金原商店 大正15年10月10日)

前後兩編に分ち、前編には結核病の概念を、後編には其豫防法を述べてゐる。後編を分ちて個人的と社會的に分けて、健康家庭、輕症患者家庭、菌排出性患者の家庭についての注意事項を擧げ、社會的の部には豫防法令、社會的施設に論究し、最後に著者の希望條件8ヶ條を掲げてゐる。

井上 東 小學兒童の結核調査及「ツベルクリン」皮内反應に就て (結核 第4巻第4號)

Mantoux 氏原法に據り舊ツベルクリンの5000倍稀釋液の0.05 c.c. を皮内に注射し、48時間後に検査して成績を見た。結果は大略次の如くである。

(1)24.8%が陽性反應。(2)尋常1年の陽性率21%、高等2年は40%。(3)男子24.7%、女子24.8%が陽性を示し。(4)「ツ」皮内反應陽性兒童507名の臨牀所見は、(a)營養不良19.1%。(b)上胸部皮下靜脈怒張14.2%。(c)第5胸椎以下の濁音26.4%。(d)胸部に所見ありしもの24.6%。(e)伊東教授の腫病質腹水による腹部波動あるもの51.8%。(f)所見なきもの22.0%。こなつてゐる。

小學教員の結核及類似疾患の現況 (濟生 第3年第12號)

大正3年の教育基金令に基き地方教育資金から肺結核及之に類似した疾患に罹り休職又は退職したものに給與せられたる額は次の如くである。

最近5ヶ年間に於て療 治料受給の休職者數	348人	之に要せし 金額	49,596圓
同上年間に於ての退職者數	1761人		425,486圓
兩者合して1年平均	422人		95,000圓

かくの如く1ヶ年に400人も該疾患によつて休退職者を生ずることは、教員不足の今日其の補給の點からも學校衛生上からも相當重大な問題である。

有馬英二 結核と妊娠中絶問題 (診斷と治療 第144冊)

バンカウ氏が23氏の統計的觀察を集めたものを平均するに少くも結核の $\frac{3}{5}$ は妊娠によつて増悪する。しかし絶対に妊娠中を中絶せしめる必要はない。即ち之が判定には大體次の諸項に留意する必要がある。

レントゲン診斷により硬化性結核ならば病竈割合に廣くも妊娠が左程有害ではない。結節性又は肺炎性結核ならば初期に雖も速に流産せしめねばならない。

流産又は早産にて増進を阻止出来得ないと思はれる場合には寧ろ自然に委した方がよい。又血清の結核菌に對する補體結合は結核の動非をトするに用ひられ得るから、之が陽性の場合には治癒結核と思はれるものでも妊娠中絶を行ふのである。肺結核以外の結核で肋膜、腹膜、關節、骨、生殖器、泌尿器等の結核は轉移

性結核であるから血流によりて諸器管に移動して肺結核以上怖るべき結果を齎すこころがある。故にかゝる患者は少くも兩三年は避妊しなければならない。

笠森周護 結核に起因する人工妊娠中絶の適應症 (診斷と治療 第144冊)

肺結核を主とし喉頭結核、皮膚、骨、關節、腎等の結核について人工妊娠中絶の醫學的適應症を外國の統計を基礎として論じてゐる。

(I) 妊娠の肺結核に及ぼす影響。(a)潜伏性結核は妊娠各期を通じてこれを中絶せずとも結核の蒙むる影響は僅少である。(b)活動性結核に際して妊娠を保存せしむるべきは其過半数は結核の増悪乃至死亡する。

(II) 妊娠中絶に因りて結核の蒙むる影響。(a)潜伏性結核では中絶せずとも障碍なく殊に中絶は時期に由りて母體を害するこころ少くないから反つて之が爲め成績不良なる。(b)活動性結核に際して人中絶の場合には Pankow u. Küpferle に従へば人工流産、及早産に因りては過半数の死亡率を認めてゐる。但し結核の時期に因つて大いに其成績を異にし、5—9月に於ける人工中絶の結果病勢輕快せるものは第1期50%、第2期16.7%、第3期は僅に12.5%なる。

次に人工中絶と之れと同時に人工不妊術を合併せるものと、兩者を其の結果より見れば病症の輕快乃至死亡率には殆ど大差がない。即ち後者は單獨中絶と何等優るこころがない。

(III) 肺結核に基因する人工妊娠中絶の適應症。(a)潜伏性のものには保存的に治療し其の経過を監視すべし。(病症増悪のもの14—17%に過ぎず)。(b)活動性肺結核は加及的速に中絶すべし、然し既に妊娠7ヶ月に達し第3期肺結核のものは須く保存的療法を行ひ胎兒の生命も考慮し母體に分娩を輕減せしむる爲めに妊娠10ヶ月の初めにて早産せしめる。

(IV) 而して活動性肺結核の症候は、(1)一定期間後再診して肺臟所見を確め。(2)妊娠を合併する肺結核に際して37.8°Cまでの輕熱は必ずしも活動性を意味せず。38.0°C以上の熱で且つ數日間持續するときは中絶すべし。(3)體重の漸減或は激減を認めるときは増悪を意味する。(4)咯血、妊娠時は肺の病變輕少でも比較的容易に咯血するものである。即ち妊娠中の咯血は必ずしも結核の進行性を意味せず。(5)咯痰中の菌の証明の陽性は必ずしも病勢の重さを意味せず。しかし概して陽性なるものは活動性を意味する。(6)重症結核の場合は自然中絶を惹起するこゝ多し、又活動性結核母體よりの産兒は60—70%は既に1ヶ年以内に死亡するものである。尙肺結核以外のものについての記述は僅少につき略す。

寺島正一 肺結核に於ける空洞の意義及其の豫後に就て (内外治療第1年第5號)

1921年グレックは病理解剖上より肺結核に於ける空洞は不治であつて、其の存在は死刑の宣告と同様なることを力説し、空洞は内科的治療を施すも何等効なく唯外科的治療に依るの他なきが故に空洞患者は療養所に收容することを停止せよと提言して以來再び其の豫後に關して臨牀家の注意を喚起した。しかしながら大なる空洞あるも豫後の佳良なるものゝ存在するこゝは臨床家の認むる處であつてバルド、ビエグーの靜止性空洞結核はそれである。又近來アスマン、ツルバン、バックマイスター、ビュルナン等は精密なるレントゲン追述によつて空洞あるに拘らず11年後尙勞働に堪へた例を報告してゐる。

グラウの1919—1921年に至る135名の空洞患者についての統計によれば

	大泡性に囉音あるもの	なきもの
職に堪へるもの	33%	50%
堪へざるもの	15%	18%
死亡	52%	32%

みなつてゐる。

鈴木孝之助 肺結核療養法 (大正15年11月30日)

全七章に分け第一章は衛生的滋養的養法であつて、そこに同氏の療養所を紹介し通俗的に書いてゐるが第2章以下は専門的に傾いた所多く一面内科醫の参考にもなる。

内務省衛生局豫防課 最近結核死亡統計 道府縣結核死亡者調

(大正14年)

道府縣名	全結核死亡 (人口萬に付)	肺結核死亡 (人口萬に付)	道府縣名	全結核死亡 (人口萬に付)	肺結核死亡 (人口萬に付)
北海道	22.52	15.42	山形	12.84	8.92
東京	26.16	18.94	秋田	11.37	8.42
京都	24.62	16.62	福井	24.74	15.72
大阪	24.60	17.96	石川	26.69	16.54
神奈川	22.04	16.22	富山	20.30	13.07
兵庫	23.28	16.62	鳥取	15.86	10.74
長崎	17.29	12.99	島根	19.68	14.19
新潟	19.55	14.09	岡山	16.59	10.71
埼玉	18.15	12.31	廣島	19.24	12.15
群馬	20.95	14.97	山口	19.32	13.39
千葉	13.84	9.62	和歌山	16.94	12.47
茨城	12.56	9.09	徳島	22.98	17.11
栃木	14.49	10.67	香川	19.26	12.57
奈良	16.82	11.63	愛媛	21.12	14.92
三重	19.57	13.97	高知	14.71	11.21
愛知	19.59	13.45	福岡	19.55	13.36
静岡	18.27	13.71	大分	18.73	12.95
山梨	13.68	7.66	佐賀	17.27	12.12
滋賀	22.58	14.76	熊本	18.02	13.92
岐阜	20.76	14.27	宮崎	13.15	9.84
長野	15.73	10.08	鹿兒島	15.58	12.15
宮城	14.06	9.55	沖縄	23.42	18.49
福島	16.00	10.91	合計	19.41	13.65
岩手	11.69	7.48	大正13年	19.32	13.43
青森	18.16	13.67			

人口十萬以上の都市に於ける結核死亡者調 (大正14年)

都市名	全結核死亡者 (人口萬に付)	肺結核死亡者 (人口萬に付)	都市名	全結核死亡者 (人口萬に付)	肺結核死亡者 (人口萬に付)
札幌	43.08	27.64	大阪	24.95	18.08
小樽	33.24	25.06	神戸	29.42	22.38
函館	32.14	25.74	廣島	24.32	15.07
仙臺	29.53	19.04	吳	24.63	17.21
東京	24.54	16.79	八幡	30.58	19.43
横濱	24.37	17.81	長崎	29.35	22.21
金澤	35.00	27.47	鹿兒島	22.37	18.92
名古屋	21.33	15.51	計	26.08	18.59
京都	27.94	18.91	大正13年	25.48	17.86

公立結核療養所經常費調

名稱	年別	收容延人員	患者一人當(平均一日) 円
東京市療養所	大正13年	252,737	2.008
	大正14年	270,275	1.993
京都市宇多野療養所	大正13年	36,437	2.623
	大正14年	36,882	2.429
刀根山療養所	大正13年	108,518	1.811
	大正14年	111,997	2.051
福濱市療養所	大正13年	29,543	1.858
	大正14年	35,069	1.807
神戸市屯田療養所	大正13年	30,316	2.368
	大正14年	30,929	2.439
名古屋市八事療養所	大正13年	33,893	2.148
	大正14年	34,229	2.037
長崎市療養所	大正13年	12,493	2.609
	大正14年	9,243	3.416
新潟市有明療養所	大正13年	5,041	6.758
	大正14年	15,114	2.547
福島縣立回春園	大正13年	11,708	4.069
	大正14年	13,512	3.427
函館市立柏野療養所	大正13年	—	—
	大正14年	3,713	8.143
合計	大正13年	520,686	26.252
	大正14年	560,962	30.289
平均	大正13年	57,776	2.917
	大正14年	56,096	3.029

7 脚 氣

島蘭内科教室同人 東京市内二小學校に於ける脚氣調査 (醫事新聞 第1195號)

貧困者の兒童を收容する一小學校と、中流以上の家庭兒童を收容する一小學校とを調査比較したるに、一般に前者は身長、體重、及血壓何れも其値低く、營養不良で皮膚病、眼疾等を有するものも屢々存してゐる。脚氣患者も前者は285名中17名(5.95%)男女同數、後者は292名中唯1名あつたのみで、又確に脚氣と診斷し得ないが疑似者と認められるものは前者は13名、後者は4名であつた。この原因は一般的生活狀態の差異の與る所も大であらうが營養の差異に求む可きである。

渡邊 定 生命保險醫學上より見たる脚氣 (保險醫學雜誌 第25卷第3號)

生命保險醫學上、脚氣の現症に對しては契約は出來ない。が然し非常に輕症で病氣に對し理解のある人ならば保險金額を制限して契約するは差支なからう。既往症に對しては全治後一ケ年以上異常のない場合の他は契約しない方がよい。

高野六郎 東洋諸國の脚氣豫防研究 (醫海時報 第1640號)

大正14年秋東京に於て開催された極東熱帶醫學會に附帶して開かれた各國代表の脚氣豫防相談會の際に得た材料である。

各國共に米の貯藏法並にビタミンB保存方法に苦心してゐる。熱帶地方に於ては籾のままか精白米が最も保存し易く玄米或は半搗米では忽ち變廢してしまふ之に就ての研究が未だ完成されてゐない。

ビタミンB保有量として五酸化磷を0.5乃至0.4%含む白米を標準米としたいとしてゐるが、この白米では貯藏運搬に堪へない。この含有量を印度支那では脚氣豫防上の標準とせしやうとしてゐるが蘭領東印度等では其効果が疑しいからとて反對してゐる。

柳 金太郎 各種部分的營養障害に於ける酸素消費量の比較

(醫事公論 第721號)

水のみを與へた急性饑餓時には10日間に最高體重に對し約40%も體重減少して半數は死亡する。脈搏呼吸數は共に減少し體重の減少と共に其度を増す。

酸素消費量は第一日には著明に減少し2—3日の後再び上昇し、3—4日後一時減少して其後増加する故に消費率より見れば體重減少と共に却つて増加するものが多い。但し死亡直前には何れも著明に降下する。

慢性饑餓時には急性饑餓時と同様の關係を示すが、其度は緩慢である。脈搏呼吸數は體重減少一定程度に達して始めて減少し、酸素消費量は初期減少、中期増加、末期再び増加するも其度は輕微である。

蛋白缺乏時には約3週にして何れも30%餘の體重減少し幼若動物は死亡する。動物は羸瘦し貧血を呈し、呼吸脈搏は體重と共に減少する。酸素消費量は試験後數日間減少し夫れより増加して正常時或は其以上の値となる。

鹽類缺乏時には食餌攝取量は多少減少するにも不拘成長期の動物は體重増加し約7週後にして初めて減少する。脈搏のみは初數日間減少するも後正常となり、體重減少時に至りて呼吸數と共に減少する。酸素消費量は體重増加時は一般に減少し體重増加の極期には著るしく減少、體重減少と共に漸次増加する。而して全経過を通じて動搖が多い。

ビタミンA缺乏時には初50—70日間は體重は殆んど正常に増加し、後一定期間停止して減少し始める。幼若動物は此時に眼疾を發して死亡するに反し、成熟動物では100日以上も體重を維持したる後減少し體重の30%を失ふも眼疾を發しない。呼吸脈搏數は體重停止時から減少し、酸素消費量は體重増加時は正常時と同様、體重減少と共に漸次増加するが全経過を通じて變化が少い。恢復時には消費量は一旦減少して正常に復する。

急性ビタミンB缺乏時には1週間にして體重減少し始め約4週間で體重の30%を失ひ、多くは痲痺症狀を呈する。之を放置せば數日にて死亡する。呼吸脈搏數は體重と共に著明に減少し、酸素消費量も減少するが、其途中數回の上昇を反復して饑餓に類する型を示すものもあるが一般に不規則である。殊に痲痺發現の前には何れも著明に減少することは特有である。

慢性ビタミンB缺乏時には初十數日は何れも體重を増加するが夫れより減少し、多少緩慢な経過を取つて體重減少30%位となつた時に多く痲痺症狀を呈する。脈搏呼吸數は體重減少に並行し、酸素消費量も同様であつて、痲痺發現時には特に減少する。

加藤豊治郎 某學生寄宿舎に頓發せる脚氣の流行に就て (醫事公論

第722—723號)

某官吏講習所寄宿舎で108名中85名の脚氣患者を發したのを調査した所、白米7押麥3の

米麥飯と共に魚類等の單調な副食物を常食としてゐるのを發見し、副食物を改變せしめたるに忽ち新患者を發生せず且罹患せるものも速に輕快した。又この使用せる押麥を檢査したるにビタミンB保有量は少なかつた。

又他の同種の寄宿舎中比較的野菜を多量に使用してゐる所には發生患者數が少なかつた。

白木 武 脚氣の本態と交感神經、第一報家鶏交感神經緊張状態と季節との關係を研究して脚氣罹患期に論及す (長崎醫學會雜誌 第4卷

第5號)

季節に交感神經系の緊張状態を比較觀察し、脚氣發生に論及するに、脚氣症は強烈な交感神經刺激に續發する交感神經萎弱の際及び次で來る所の副交感神經刺激期に於て發病し、之に交感神經刺激の徐々に加る季節に於て猖獗を極めるのである。

佐藤恒丸 腸チフス患者の脚氣に就きて (日本傳染病學會雜誌 第1卷第1號)

脚氣併發が腸チフスの初期に多いことはビタミンB缺乏を唯一の原因となす所の考案に不利である。ビタミンB缺乏が唯一の原因であるとするに從ひて脚氣併發の數が多くなつてはならない、又脚氣を併發する患者は屢々重症で後日他の合併症の發し易いを見れば、脚氣の併發は大にチフス菌の毒素の多寡若しくは毒性の強弱に關することを思考せしめる。

岡田清三郎及其他 基礎新陳代謝に關する研究

(二) 脚氣患者の基礎新陳代謝に就て (東京醫學會雜誌 第40卷第7號)

(三) ビタミンB饑餓に於ける基礎新陳代謝に就て (全上 第40卷第12號)

脚氣患者の大多數は其基礎新陳代謝量並に呼吸商は正常價を保つて居り、心臟血管系が侵されて衝心症狀を呈する時に基礎新陳代謝は亢進し、痲痺又は萎縮の顯著な時に降下する。

脚氣患者にビタミンBを除去する時は常に其症狀増悪して、基礎新陳代謝は降下する。又健康者にビタミンB缺乏症を惹起せしむるに、基礎新陳代謝降下し特に症狀の始まる頃著るしく、後に脈搏の増加等と伴ふて復舊する傾向がある

而して兩者共ビタミンB製劑を投與する時は症狀恢復して基礎新陳代謝も上昇する。

T. Suzuki Studies in the vitasmine B-content (Rat-growth-promoting water-soluble B) in the motheis's milk of infants suffering from Infant-Beriberi (Oriental Journal of Diseases of Infants, Vol. 1, No. 2-3.)

小兒脚氣にかゝれる母乳中にはビタミンB含量が少い。而してビタミンB缺乏症を豫防する力も少い。尙著者は心臟所見の差異上より脚氣とビタミンB缺乏症とは異なるものであるといふ意見である。

城野 寛 ビタミンB缺乏症の動物體內に於ける中間新陳代謝研究 其一 肝臓内に於けるアセトン體生成に就て (日本内科學會雜誌 第14卷第1號)

ビタミンB缺乏症の血液又は尿中にアセトン體は証明することが出来ない然し微量なりとも生成さるるものであらうとの想見の下に、鶏及犬に就て肝臓灌流試験を行つた結果、何れの場合もアグイタミノーゼの時は正常時及饑餓時に比してアセトン體生成は稍々増加してゐる。が灌流液にインスリンを加へる時は其生成は減少する。

其二 水分代謝障害に就て (滿洲醫學雜誌 第5卷第3號)

ビタミンB缺乏症の鳩では、血液及筋肉内の水分含量は健康鳩に比して多い。又肝臓の水分含量は略同値である。大量の食鹽水を體內に注入する時はアグイタミノーゼ鳩では水血症が比較的長く存在し又組織内に入つた水分の排泄も遲延する。犬に大量の食鹽水を注入せる場合も水血症の持續著しく、血液食鹽量は更に永く著明に滯留する傾向がある。

其三 肝臓内に於ける乳酸生成に就て (滿洲醫學雜誌 第5卷第5號)

アグイタミノーゼ鶏肝の灌流試験をせるに、乳酸生成は健康及饑餓時に比して比較的増加してゐる、又血糖量も増加してゐる。此増加せる乳酸はインスリン加によつて著明に減少消失し、且血糖量も減少する。葡萄糖を加へるもその分解及酸化作用は減弱され、同時に酸化的合成機能も低下してゐる。然し同時にインスリンを添加する時はその機能は著しく促進される。

戸出軍兵 人類ビタミンB缺乏症 (第3-5回報告) (日新醫學 第16年第1號 中外醫事新報 第1113號 醫事新聞 第1198號)

ビタミンB缺乏食を攝取する時は各人は悉くビタミンB缺乏症に罹患するこの缺乏症は脚氣に酷似し兩者の間に判然たる區別がなく、ビタミンB缺乏症では高度の食慾障礙を惹起し、循環器症狀は脚氣の如く著しくない。而してビタミンBを與へるこゝによつて治癒し、又は米胚芽80%以上を含有する精白米を與へても完全に治癒する。

一見赴夫 西山啓吉 大平 勲 加藤豊治郎 ビタミンB缺乏症の人體實驗報告 其一 健康人に於けるビタミンB缺乏食實驗 (日新醫學 第15年 第11,12號)

健康人にビタミンB缺乏食を攝取せしむる時は脚氣と殆んど異なる症狀を惹起せしむる事が出来る。只食慾障礙と症狀の程度上の不均衡のあるのが異なる。即ち脚氣に於て食慾障礙、嘔氣、嘔吐等の起るは、多くは高度の循環系症狀を伴ふのが常であるに、ビタミンB缺乏症にては他の顯著な症狀の發現に先立つて食慾缺乏等の症狀が現れる。

8 寄生蟲病

宮川米次 閑却せられたる寄生蟲の害 (實驗醫學雜誌 第10卷第5號)

十二指腸蟲寄生によりて貧血を起し肺臓デストマ寄生によりて咯血を來し日本住血吸蟲寄生によりて大腸加答兒を來し埃及住血吸蟲寄生によりて血尿を來し肝臓に特種の病變を促しフネラリヤ寄生によつて出血性乳糜尿及象皮病を招來するが如きは周知の事實であつて著者の茲に云はん所は世の注意を引かずして而も屢々起つて來る病害についてある。即ち腸壁扶斯症に於ける蛔蟲の寄生によりて腸出血及穿孔を來せる場合並に十二指腸の仔蟲が固有非固有宿主であるや否によらず一旦宿主に感染するときは必ず肺臓に至り多數の感染あるときは可

なり強度の充血出血及細胞の浸潤等を招き小なる出血斑を認め病竈大なる時は肺炎症状を呈する場合及び蛔蟲も十二指腸蟲に同様に肺炎症状及可なり激しき發熱を伴ふ事實を述べ次に鞭蟲及蟯蟲の寄生によりて蟲様突起炎の一つの原因となる場合を述べ最後にジャックソン氏癲癇腦栓塞等の診断を下されし者が剖檢の結果腦部に肺ジストマを發見せしこゝ等を記述して居る。

藤井 保 齋藤 節 鹽谷 壽 アイヌ人糞便に於ける寄生の卵検査に就て (東京醫事新誌 第2468號)

アイヌ人の生活状態は昔は肉食を旨として居たが現今では殆んど全部内地人と大差なく混合食になつて來たのである然し一般に脂肪類に富んでる魚油を食物にかけ軟泥状にして食するを嗜好として居る爲に或は内地人と異なる寄生虫が見出されないかと考へ北海道アイヌ全人口15941中 3割3分を占むる日高國を選だ殊に交通不便なる土地に在りて餘り和人と接觸してない稠密なる部落即ち白井寒台及び沙流川沿岸部落等を中心にして検査を行つたのであるがそれ程珍らしき寄生虫は見出されなかつた。
検査方法は主として矢尾坂氏法を應用したその結果次の如き表を得た。

検卵せる成績表

施行の村名	調査地の状況	調査人員	蛔蟲	鞭蟲	十二指腸蟲	東洋毛線蟲	廣節列頭蟯蟲	無卵者
杵臼村	農村	34	25(73%)	10	—	—	1	5
西舎村	々	37	33(89%)	20	4	1	—	2
東幌別村	々	24	17(80%)	7	—	—	—	—
西幌別村	々	26	21(81%)	15	—	—	—	—
井寒臺村	漁業村	41	38(92%)	39	4	—	—	—
二風谷村	農村	104	96(92%)	25	3	—	—	3
平取村	々	51	44(86%)	19	1	3	—	3
計		314	274	135	12	4	1	13
平均%			87.26%	42.99%	4.03%	1.31%	0.32%	4.14%

年断と有卵者との關係は概して4—5歳より10歳未満の小兒に其感染率は多い然れども40年以上年齢の増加と共に減少することは疑ふ餘地はない。

杉田 博 長崎市内に販賣せる野菜類に附着せる寄生蟲卵検査

成績 (兒科雜誌 第316號)

検査材料は之を長崎醫科大學附屬醫院調理部に於て購入せるもの及び附屬醫院附近を通過せる行商人及び市内に散在せる公設市場より求めたるものに付き検査し成績表次の通りです

野菜名	検査總數	蛔蟲卵		鞭蟲卵		十二指腸蟲卵	
		實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率
高 菜	57	22	38.7%	3	5.2%	2	3.5%
葱	60	5	8.3%				
山東白菜	62	28	45.1%	2	3.2%	1	1.6%
菠薐草	57	12	21.0%	2	3.5%		
ちしや	50	13	26.0%	2	4.0%	1	2.0%
不斷草	18	6	33.3%	2	11.1%		
莢豌豆	9	1	11.1%				
胡 瓜	50						
茄 子	50	1	2.0%				
白 菜	50	13	26.0%	2	4.0%		
生 姜	46	2	4.3%				
小松菜	17	6	35.3%	1	5.8%		
牛 蒡	23						
大 根	42	8	19.0%	1	2.3%		

以上の結果から著者は長崎市内に販賣せる野菜には多數の寄生蟲卵附着しその種類は蛔蟲最も多く而して山東白菜45.1%白菜26.0%小松菜35.3%不斷草に33%も發見せられ牛蒡 胡瓜に最も少し故に著者は長崎市内に販賣せる野菜類及漬物類を食用に供する際は食前75度以上の湯中に浸すを以て安全であると述べて居る。

宮川米次 驅蟲療法 (實驗醫學雜誌 第10卷第7號)

腸管内の蟲體を驅除するには一程度の熟練を要するこゝゝ代表的の寄生蟲の個個につきそれぞれの藥劑の使用法並に禁忌に付きて詳細に記述してある。之れを簡単に述べれば十二指腸蟲及「ネカートル」の驅蟲法には主として「チモール」四塩化炭素及びネカートルを使用するこゝを列記し此際同一の藥劑を使用するこゝは効力比較的小であつて例へば四塩化炭素にて始めしものは第2回目には「チモー

ル」第3回目には「チモール」及「ベタナフトール」の結合したものを與へる様に種々の驅蟲劑を順序交換して用ひることは蟲體が藥劑に慣れ驅蟲の目的困難なる場合に缺くべからざる方法を述べて居る又「トリコストロンギール」も常に使用されるが尙著効あるは「ネマトール」(1名へノポデー油)であるを述べ著者獨特の使用を詳細に記述し且又蛔蟲の驅蟲には主として「サントニン」を用ひ代用として海仁草「ネマトール」「チモール」を用ひ鞭蟲の驅除及び蟻虫症の療法を述べ最後に縲蟲類の驅除には綿馬越幾斯「フィルムロン油」「テニオール」等が列記してある。

平井正就 蛔蟲の排卵數と寄生蟲體との數量的關係並に蟲卵検査法
(兒科雜誌 第316號)

著者は陸軍の兵卒に就て寄生蟲卵の數を調べ寄生蟲の感染程度を數量的に檢定致すことは寄生蟲病の症狀の輕重感染濃度を知ることが出来ること並に蟲卵計算法は寄生蟲の感染度を數量的に檢定する唯一の方法であると述べその方法として秤量白金耳を用ひ一定量の糞便を直接に稀釋して日を異にして度々計算致し平均數を求めて居る。
その結果として一定數の寄生蛔蟲に由る糞便中の排卵數は検査の時期を異にするに従つて多少の相違があるが概ね一定範圍内を上下して居ること、糞便の性状により蛔蟲卵の包有率は有形便を10とすれば軟便9泥狀便8の割合である、又23例の調査に於て検査回数には128回であつたが糞便1疋中の卵の數が最多であつたのが30.5個最少であつたのが0.1個、それから各人の平均數では多いのが20.3少いのが0.8であつた、而して總平均が糞便1疋につき6.7個となつたから1疋の糞便中には實に6700個の卵を出すことになる論じ最後に雌雄の寄生率及び平均體長並びに排卵の關係を表示し著者獨特の排卵理論數なるものを計算して居る、次の式である

$$\frac{E.p \text{ mg} \times 1000}{2770} = \frac{\text{♀}}{\text{♂}} \times \frac{4.5}{5.5} = \frac{\text{♀}}{\text{♂}}$$

即ち糞便1疋の中に在る卵の數を千倍致して此の係數2770で割ると雌が出て來り其の雌の數に雄の寄生比率を掛けると雄が出る

$$2770 = 3.1 \times 893$$

3.1 = 最大と最小の體重の平均

893 = 雌蟲體1疋に付1疋の糞便中に排出する蟲卵數の平均

柴田英彦 劣等兒と蛔蟲の寄生 (學校衛生第6卷第2號)

著者は長崎縣島原第2小學校に付き検査した結果次の如き表を得た。

蛔蟲寄生せざる兒童の内		小區劃名稱	蛔蟲寄生兒童検査兒童に對する%	蛔蟲寄生兒童の内	
劣等兒	優等兒			劣等兒	優等兒
20	11	荻原	60%	31	16
3	3	勸進坂	57	6	2
4	4	坂上	53	5	4
3	3	上原	50	5	2
0	1	本通り	50	1	0
6	7	泥川	48	8	4
2	8	下新町	44	5	13
22	24	高島町	38	11	17
7	11	馬場	35.7	5	5
4	16	加美町	35.5	6	5
6	5	石疊	35.3	1	5
1	3	水頭	33	2	0
14	24	白土	32	8	10
7	19	港道	31.6	4	8
5	24	中堀町	25.6	2	8
0	13	萬町	23.5	1	4
10	11	今川町	22	2	4
0	10	櫻町	20	0	2
8	14	上新町	18.5	0	5
5	13	堀町	14.3	0	3
17	27	辨天町	13.7	3	4
計	144名			106名	121名

以上の表からして衛生思想の乏しきものには蛔蟲の寄生するこゝも多く優等兒には寄生する蛔蟲の數も少く蛔蟲の數多ければ腦力の低下を來たし劣等兒なるこゝを述べて居る。

宮島幹之助 日本に於ける寄生蟲學の進歩 (公衆衛生 第44卷第7號)

19世紀の中頃より微生物學及び色々の傳染病の病原體が発見されて來るにつれ

て一方除々に進みつゝあつた原蟲學が急に發達し殊に19世紀の末葉佛蘭西の一軍醫ラバラン(Laveran)氏が「マラリヤ」の病原體を發見した以來原蟲學の進歩は驚くべき程早く進歩した。次で睡眠病の病原體が「トリパノゾマカビエンピ」云ふ原蟲であること及び微毒の病原體即「スピロヘーターバリアダ」も若い獨逸の原蟲學者のシャウチン(Fritz Schauding)によりて發見され微毒の研究が長足の進歩をなしたのである。嗣つて我國の寄生蟲研究は古より肉眼的の寄生蟲である蟯蟲或は蛔蟲に對し中々精密な觀察をさけ其結果を記述して専門的の著書さへある或は又十二指腸蟲に於ては百年前既に其病氣を知り其症狀等をば頗る精細に記載して色々の名をつけて居る即「アチノピヨウサカシタヤミヤ」等は今日の十二指腸蟲にしてその原因に就ては「糞土の氣に感じて病む」云々喝破して居る近代に於ける日本の寄生蟲學基礎をなしたるは故飯島先生の著された日本寄生動物編であること賞揚し次で日露戦争當時に於て人體寄生蟲の發見が續出して來た例へば藤浪桂田兩博士による日本住血吸蟲はその代表的のものである、又稻田井戸兩博士による熱性黄疸症の病原體並に二木博士による鼠咬症の病原體がスピロヘーターであることを述べて居る。

以上は病原體其のものゝ發見であるが尙之等色々な寄生蟲或は原蟲の研究に於て病原體の發育或は感染徑路に付き歴史的に述べることは研究を進めて行く上に最も必要なることを説き詳細に記述して居る。

武藤昌知 蛔蟲の感染並其豫防法 (第14年第8號)

蛔蟲の重要な感染徑路は經口的感染で之れを以て野菜を介して口に入ることを云ふ見地から著者は岩橋村地及小柳氏等の2表をかゝけ其の他この種の研究資料の上に立ちて豫防法を検討して居る。

第1表 野菜に於ける寄生蟲卵の検査成績(岩橋氏)

野菜の種類 並検査株數	蛔蟲卵の數 其の%	十二指腸卵 の數と其%	鞭蟲卵の數 其の%	其他蟲卵 の數%
蕪菁菜生	40 1-2 10 2.5	1 1 2.5	—	—
蕪菁菜鹽漬	水洗前 50 1-18 10 20	1-11 5 10	2 1 2	—
蕪菁菜鹽漬	水洗後 50 1 2 4	1-4 5 10	1 1 2	蟯蟲卵 2% 東洋毛様線蟲卵2%
大根菜生	11 3-16 4 36	1 1 9.9	—	—
大根菜鹽漬	水洗前 50 1-60 20 40	1 1 2	1 5 10	東洋毛様線蟲卵
大根菜鹽漬	水洗後 50 1-34 33 66	1 1 2	1 6 12	—
白菜生	20 1-2 8 40	1 1 5	—	—
菜生	30 1 5 16.6	—	—	—
葱生	40 1 2 5	1 3 7.5	—	—
人蔘生	水洗前 22 1 1 5.4	1 1 4.5	—	—
胡瓜	水洗前 14 —	—	—	—
茄子生	水洗前 22 —	1 4.5	—	—
大根生	水洗前 10 —	—	1 10	—
大根糠漬	水洗後 10 —	—	—	—

第2表 野菜類に於ける虫卵調査表(村地小柳兩氏)

品目	滋賀縣郡部		京都市部		品目	滋賀縣郡部		東都市部	
	蛔虫卵	鞭虫卵	蛔虫卵	鞭虫卵		蛔虫卵	鞭虫卵	蛔虫卵	鞭虫卵
里芋	+				日野菜	+			
葱	—	+	+		白菜	+			
人蔘	+	+	—		白天王寺菜	+			
大根	+		+		裏白菜	+			
水菜	+		+		せり			+	
唐苳	—				馬鈴薯			—	
金時菜	+	+			長芋			—	
午券	—		—		玉葱			—	
わけぎ	+				波菘草			+	+

即著者によれば豫防法としては第1病元の根元を絶つこと第2病元の生育を防ぐ